



第7期 古河市障害福祉計画

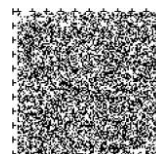
第3期 古河市障害児福祉計画

～ 障がいのある人もない人も、ともに心豊かに安心して暮らせるまち ～



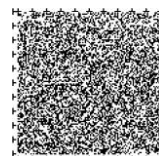
令和6年3月

茨城県 古河市



<目次>

第1章 計画策定にあたって	- 1 -
1 計画策定の趣旨	- 1 -
2 計画の位置づけ	- 1 -
3 計画の期間	- 2 -
4 計画の策定体制等	- 3 -
5 SDGsを踏まえた計画の推進	- 4 -
第2章 計画の基本的な考え方	- 5 -
1 計画の基本理念・基本的な視点	- 5 -
2 計画の基本的な考え方	- 6 -
3 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方	- 8 -
4 相談支援の提供体制に関する基本的な考え方	- 8 -
5 障がい児支援体制の確保に関する基本的な考え方	- 9 -
第3章 障がい児・障がい者を取り巻く状況	- 10 -
1 古河市の人口推移	- 10 -
2 障がいのある人の状況	- 11 -
3 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの利用状況	- 18 -
第4章 障害福祉サービス・障害児福祉サービス等の体系	- 22 -
1 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス	- 22 -
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標	- 23 -
1 令和8年度末に向けた成果目標	- 23 -
第6章 障害福祉サービス等の見込量とその確保の方策	- 35 -
1 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策	- 35 -
2 障害児支援給付事業の見込量と確保のための方策	- 58 -
3 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	- 64 -
4 地域福祉事業の見込量と確保のための方策	- 69 -
5 障害福祉サービス等の実績及び見込値一覧	- 71 -
第7章 計画の推進	- 78 -
1 計画達成にむけた推進体制	- 78 -
2 計画達成状況の点検・評価	- 78 -
資料編	- 79 -
1 障害者総合支援法 第88条	- 79 -
2 児童福祉法第33条	- 80 -
3 計画策定経過	- 80 -
4 福祉に関するアンケート調査(抜粋)	- 81 -



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障がいのある人に関わる市の計画は、障がい者の権利擁護、社会参加、保健・医療、生活環境や住民の意識啓発など、障害者施策の枠組みを総合的に定める「障害者基本計画」、生活、就労や居住などの支援を目的とする障害福祉サービス・障害児福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の整備とサービスの見込量等を設定する「障害福祉計画」・「障害児福祉計画」があります。

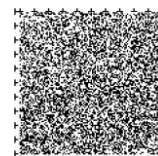
本市では、令和3年3月策定「第6期古河市障害福祉計画及び第2期古河市障害児福祉計画」に基づき、障がいのある人及び障がいのある児童へ必要な福祉サービスを提供してきました。

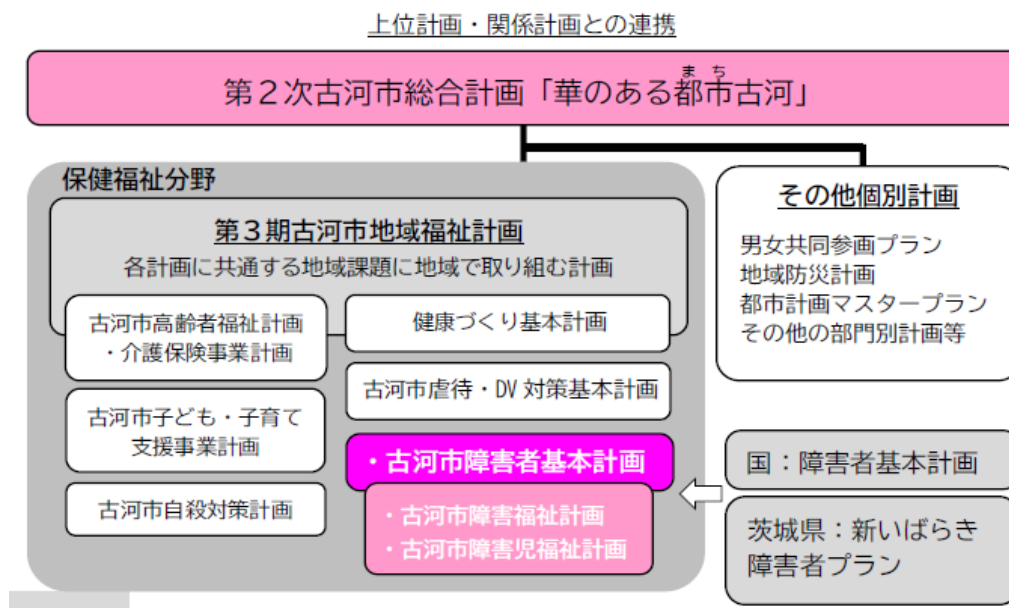
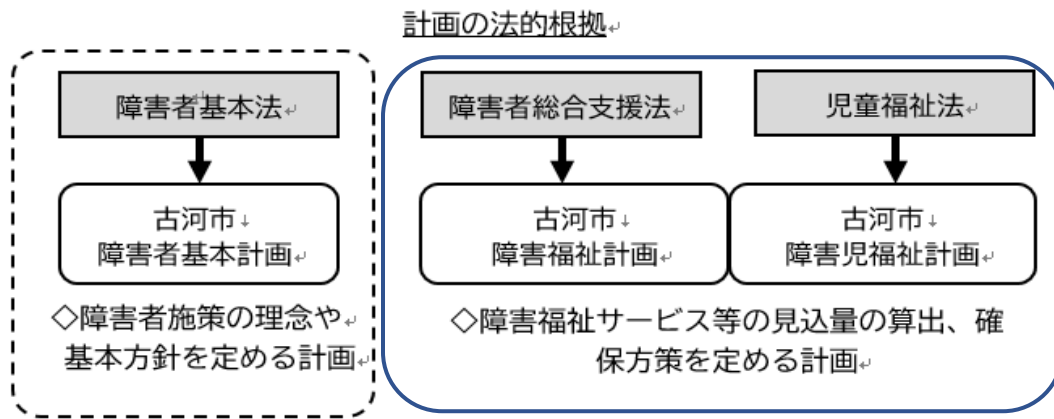
このたび、令和5年度をもって第6期古河市障害福祉計画及び第2期古河市障害児福祉計画が期間満了となることから、障害者総合支援法第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して、令和6年度から令和8年度までを計画対象期間とする「第7期古河市障害福祉計画及び第3期古河市障害児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」である「第4期古河市障害者基本計画」を踏まえ、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」（平成17年法律第123号）第88条第1項「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

計画名	根拠法令	計画の性格
第7期古河市障害福祉計画	障害者総合支援法 第88条第1項	各年度における障害福祉サービス・相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画
第3期古河市障害児福祉計画	児童福祉法 第33条の20第1項	各年度における障がい児を対象とする通所支援や相談支援等の必要な見込量を盛り込んだ実施計画

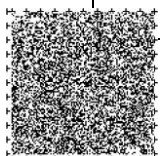




3 計画の期間

「第7期古河市障害福祉計画」及び「第3期古河市障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度が計画期間となります。

	令和3 2021	令和4 2022	令和5 2023	令和6 2024	令和7 2025	令和8 2026	令和9 2027	令和10 2028	令和11 2029	令和12 2030
国	第4次		障害者基本計画（第5次）					障害者基本計画（第6次）		
県	第2期		第3期新しいばらき障害者プラン							
古河市	第3期		第4期障害者基本計画					第5期障害者基本計画		
	第6期障害福祉計画		第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画				
	第2期障害児福祉計画		第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画				



4 計画の策定体制等

障害福祉計画の策定にあたり、市町村は市民をはじめ幅広い意見を反映させるために、必要な措置を講ずることとされています。本計画の策定にあたっては、障がい者関係者、事業所、関係機関からの意見や市民のニーズを把握・反映させるために、次のとおり策定作業を進めました。

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、令和5年度古河市障害者自立支援協議会において、協議を行いました。

(2) アンケート調査・ヒアリングの実施

障害福祉サービス利用者の意見を計画に反映させるため、アンケート調査を実施しました。また、障害福祉サービス事業者等に対しヒアリングを行いました。

① アンケート調査方法

- 調査方法：インターネット（Logo フォーム）または調査票
- 調査期間：令和5年9月1日（金）～9月29日（金）

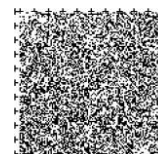
② アンケート調査対象者・回収状況

種別	配布数	回収数	有効回収率
障害福祉サービス利用者【者】調査	1,000 件	328 件	32.8%
障害児福祉サービス利用者【児童】調査	630件	179 件	28.4%
障害福祉サービス利用者【入所者】調査	139件	98 件	70.5%
障害福祉サービス事業所等調査	92件	47 件	51.0%
合計	1,861件	652 件	35.0%

(3) パブリックコメントの実施

市民からの幅広い意見を募集し、計画に反映するためにパブリックコメントを実施しました。

- 期間 令和6年1月19日（金）～2月7日（水）



5 SDGsを踏まえた計画の推進

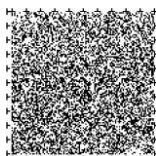
持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)は、平成 27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、令和 12(2030)年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 ゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」という SDGsの理念は、誰もが役割と生きがいを持ち、地域で支え合い、つながりを持つ「地域共生社会」の実現につながります。

市の最上位計画である総合計画における施策の取り組みは、SDGs の趣旨と合致しているものことから、本計画においてもその方針に準拠します。

市では、本計画に掲げる取り組みや事業を進めるにあたり、SDGsの理念や目標を意識し、その達成に推進していきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



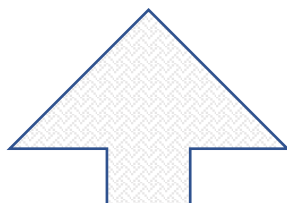
第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念・基本的な視点

令和5年3月に策定した『第4期古河市障害者基本計画』は障害者基本法第11条第3項に規定される市町村障害者計画であり、本市の障がい者施策の基本事項を定めたものです。よって、本計画も第4期古河市障害者基本計画の考えに基づき計画の推進を図ります。

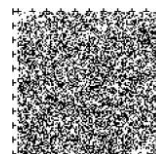
【基本理念】

障がいのある人もない人も、ともに心豊かに安心して暮らせるまち



【基本的な視点】

- (1) 一人ひとりが自分らしく生きる社会
- (2) 地域で支え合う共生社会
- (3) すべての人が安心して暮らせるバリアフリー社会



2 計画の基本的な考え方

本計画は障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、国の基本指針である『障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本事項』の考え方により、施策を展開していきます。

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮し、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がいのある人が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、障害福祉サービスの充実を図ります。

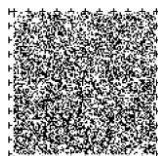
(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人が入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応するため、地域全体で支えるシステム、地域生活支援拠点の体制整備及び地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の整備を進めます。

また、精神障がい者の地域生活移行を進めるにあたり、地域において保健、医療、福祉の一体的な取組の推進に加え、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組の推進が必要です。精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、柔軟なサービス提供体制の確保に取り組み、包括的な支援体制構築の推進を図ります。



(5) 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童及びその家族に対し、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに地域支援体制の構築を図ります。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

加えて、医療的ケアを必要とする児童が円滑に支援を受けられるように、関連分野が共通の理解に基づき、協働する包括的支援体制を構築します。

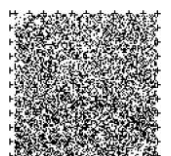
(6) 障害福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化・高齢化が進むなか、将来にわたり安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくには、サービス提供体制の確保と併せて、それを担う人材の確保・定着を図る必要があります。そのためには、専門性を高める研修の実施、多職種間連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、従事者の処遇改善等による職場環境の整備や障害福祉現場におけるハラスメント対策、事務負担の軽減、業務の効率化に取り組みます。

(7) 障がいのある人の社会参加を支える取組定着

障がいのある人が地域における社会参加を促進するためには、障がいのある人の多様なニーズを踏まえて支援する必要があります。

特に、文化行政担当等の関係部署との連携を図り、合理的配慮の提供と環境整備に留意しながら、障がいのある人が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。



3 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 訪問系サービス及び日中活動系サービスの保障

訪問系サービスの充実を図り、サービス提供体制の整備に努めます。また、日中活動系サービスについても、自ら選択したサービスを利用できる体制の確保に努めます。

(2) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

グループホーム等の充実を図り、施設等の支援に係るニーズの把握に努めます。また、地域生活移行を進めるとともに、地域生活支援拠点の整備促進、機能の充実を図ります。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

障害者福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めます。

(4) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児・者に対する支援体制の充実

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児・者に対する支援体制の充実を図ります。

4 相談支援の提供体制に関する基本的な考え方

(1) 相談支援体制の構築

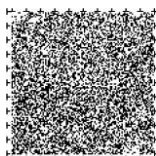
相談支援体制については、相談支援体制の検証・評価や人材の育成支援等サービスの質の向上を図り、総合的な相談支援体制の更なる強化・充実した相談支援体制の再構築を図ります。

(2) 地域生活移行や地域定着のための支援体制の確保

入所施設等から計画的な地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保や自立生活援助など地域生活の定着のためにサービスの提供体制の充実を図ります。

(3) 発達障がい児・者等に対する支援

発達障がい児・者やその家族等に対する支援体制として、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の実施や発達障がいの診断等を専門的に行う医療機関等の確保を推進します。



5 障がい児支援体制の確保に関する基本的な考え方

(1) 地域支援体制の構築

障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化および重層的な障がい児支援の体制整備を図ることが必要です。障がい児の地域社会への参加やインクルージョンを推進します。

(2) 保育、保健医療、教育等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容の推進

保育、保健医療、教育機関等との緊密な連携を図り、障がい児通所支援の体制整備や適切な支援の実施を推進します。また、学校、障がい児支援事業所、就労移行支援等の障害福祉サービスを提供する事業所が緊密に連携を図り、就学時や卒業後における支援を円滑に引き継いでいきます。

また、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が療育機関としての機能を十分に発揮し、障がい児のライフステージに即した対応力を培っていくことが重要であり、事業所の機能強化やサービスの質の向上に努めます。

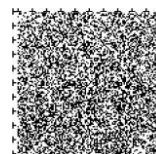
(3) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備

重症心身障がい児や医療的ケア児の人数、支援体制の現状やニーズを把握し支援体制の充実を図ります。

また、医療的ケアが必要な児童の発達段階に応じた支援などや、多岐にわたる必要な支援について各分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築します。

(4) 障がい児相談支援の提供体制の整備

障がいの早期発見段階から、本人や家族に対する継続的な相談支援を実施するとともに、関係機関と連携することにより、障がい児相談支援の質の確保、向上を図ります。

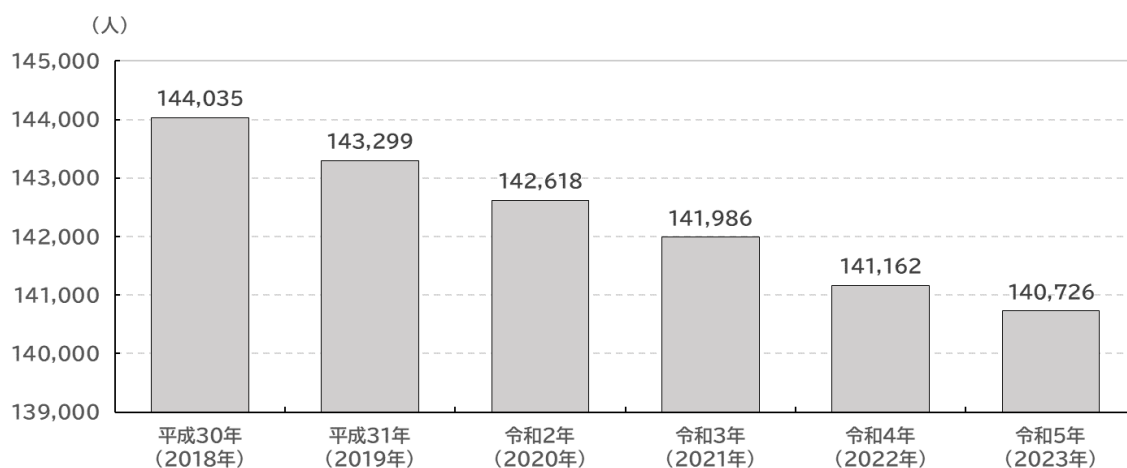


第3章 障がい児・障がい者を取り巻く状況

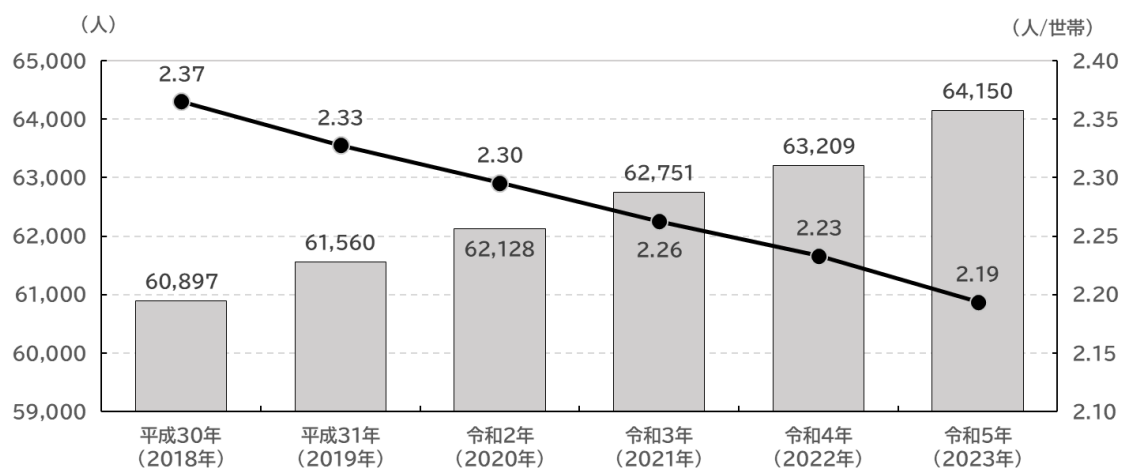
1 古河市の人口推移

古河市の人口は、令和5年に140,726人となり、今後も減少していく予測となっております。一方、世帯数は年々増加傾向にあり、世帯当たり構成人員は減少し、小家族化が進行しています。

■古河市の人口推移

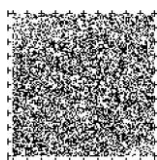


■古河市の世帯数、世帯当たり人員の推移



	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
総人口	144,035	143,299	142,618	141,986	141,162	140,726
世帯数(世帯)	60,897	61,560	62,128	62,751	63,209	64,150
一世帯あたり 人員(人/世帯)	2.37	2.33	2.30	2.26	2.23	2.19

資料：住民基本台帳（各年4月1現在）（単位：人）



2 障がいのある人の状況

(1) 身体障がい児・者の状況

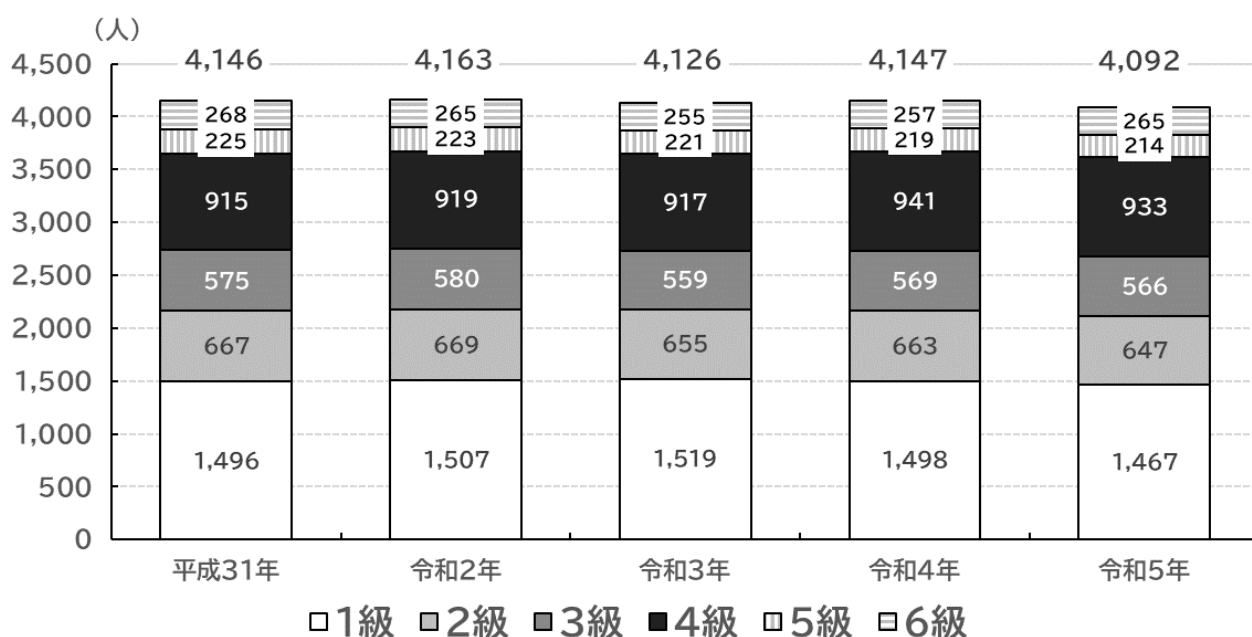
身体に障がいのある人（身体障害者手帳所持者）は、毎年 4,000 人強で推移しており、令和 5 年 4 月 1 日現在では 4,092 人で、総人口に対する割合は 2.91% となっています。

等級別にみると、1 級の所持者が最も多く 1,500 人前後で推移しています。

障がい種別では、肢体不自由が半数を占めており、最重度の 1 級では、内部障がい が 6 割を占めています。

※1 級が最も障がい程度が重く、以下障がい程度に応じて 6 級までとなっています。

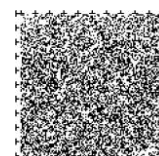
■身体障害者手帳所持者数の推移（障がい等級別）



	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
平成31年	1,496	667	575	915	225	268	4,146
令和2年	1,507	669	580	919	223	265	4,163
令和3年	1,519	655	559	917	221	255	4,126
令和4年	1,498	663	569	941	219	257	4,147
令和5年	1,467	647	566	933	214	265	4,092
令和5年古河市総人口(140,726人)に対する割合							2.91%

各年 4 月 1 日現在

(単位：人)



■身体障害者手帳所持者の等級別、障がい種別状況

障がい種別 等級別	視覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体不自由	内部障がい	合計
1級	99	19	1	403	945	1,467
2級	75	106	3	449	14	647
3級	13	59	25	293	176	566
4級	17	81	20	476	339	933
5級	24	0	0	190	0	214
6級	14	136	0	115	0	265
合計	242	401	49	1,926	1,474	4,092

令和5年3月31日現在

(単位：人)

■身体障がい児の等級別状況

等級別 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	29	10	7	2	4	8	60
	48.3	16.7	11.7	3.3	6.7	13.3	100.0

令和5年3月31日現在

(上段：人／下段：%)

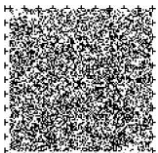
■身体障がい児の障がい種別状況

障がい種別 年齢	視覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体不自由	内部障がい	合計
18歳未満	2	11	0	39	8	60
	3.3	18.3	0.0	65.0	13.3	100.0

令和5年3月31日現在

(上段：人／下段：%)

身体障がい児は、等級別では1級が特に多く48.3%と約半数を占め、障がい種別では肢体不自由が65.0%で3分の2を占めています。

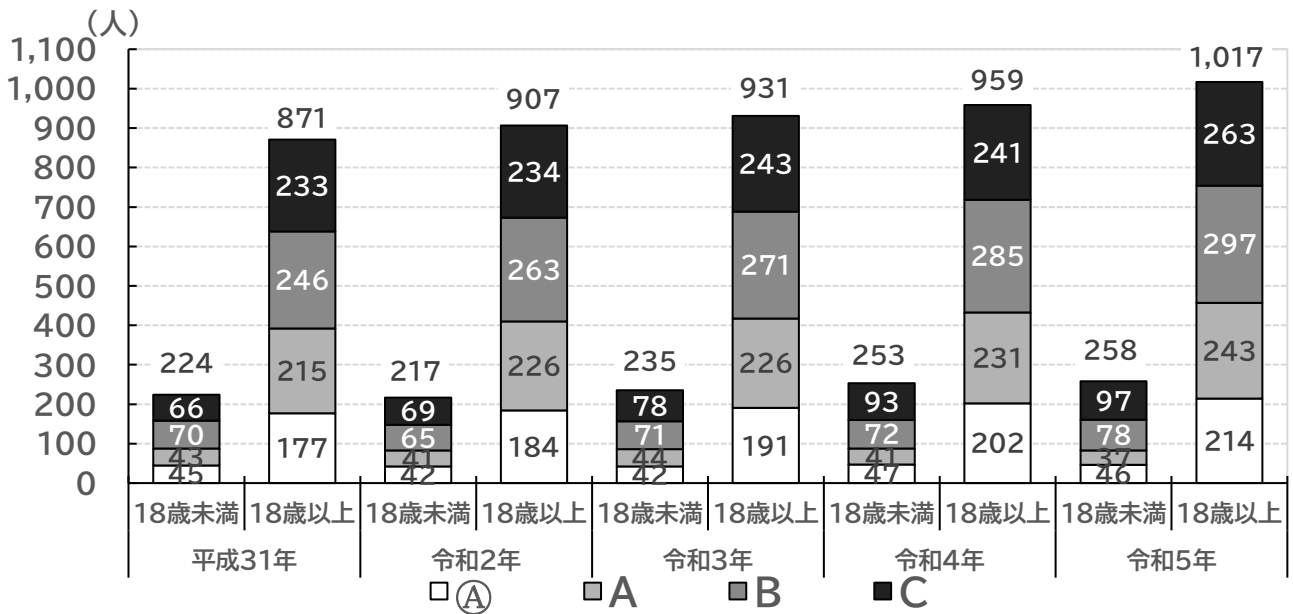


(2) 知的障がい児・者の状況

知的に障がいのある人（療育手帳所持者）は、令和5年4月1日現在1,275人で、総人口に対する割合は0.91%となっています。年齢別では、障がい児（18歳未満）が258人、障がい者（18歳以上）が1,017人であり、障がい児は200～250人程度で推移していますが、知的障がい者は増加傾向にあり、平成31年の871人から令和5年には1,017人と約1.2倍に増加しています。

※㊦が最も障がい程度が重く、以下Cまでとなっています。

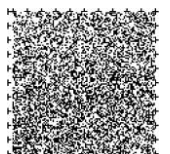
■療育手帳所持者数の推移（障がい程度別）



年	年齢別	㊦	A	B	C	合計
平成31年	18歳未満	45	43	70	66	224
	18歳以上	177	215	246	233	871
令和2年	18歳未満	42	41	65	69	217
	18歳以上	184	226	263	234	907
令和3年	18歳未満	42	44	71	78	235
	18歳以上	191	226	271	243	931
令和4年	18歳未満	47	41	72	93	253
	18歳以上	202	231	285	241	959
令和5年	18歳未満	46	37	78	97	258
	18歳以上	214	243	297	263	1,017
令和5年古河市総人口(140,726人)に対する割合						0.91%

各年4月1日現在

(単位：人)



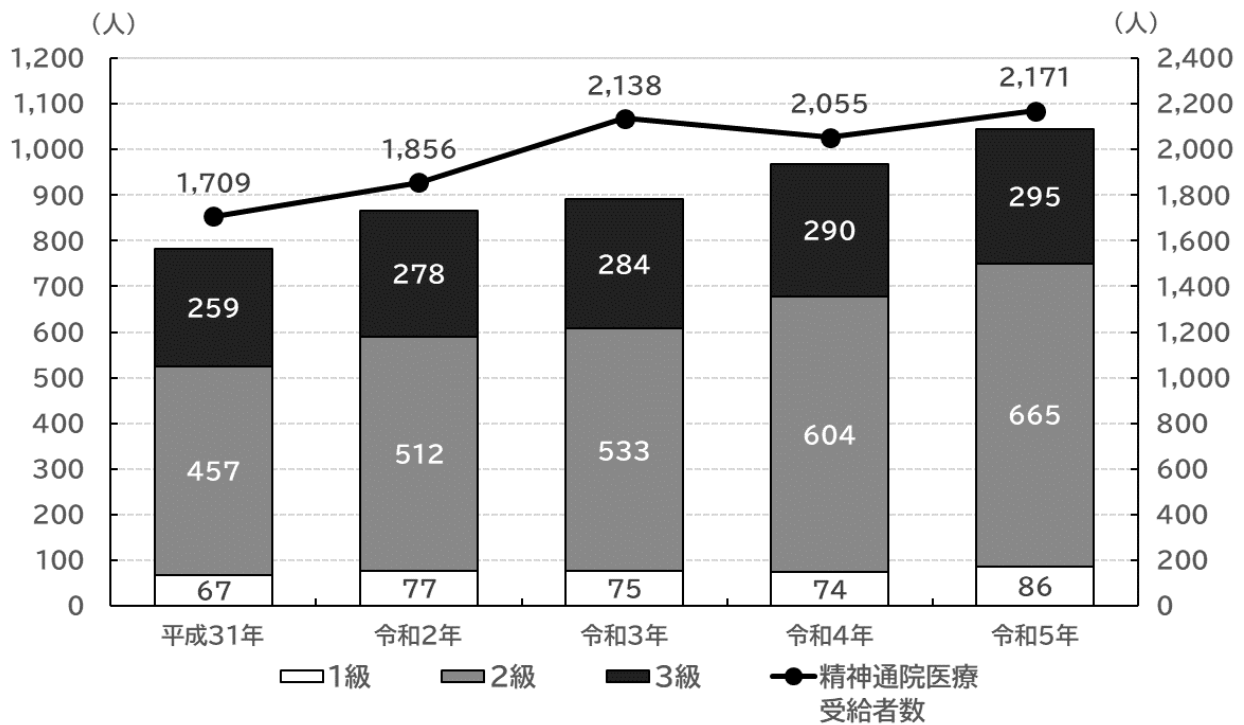
(3) 精神障がい児・者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は令和5年4月1日現在1,046人で、総人口に対する割合は0.74%となっており、平成31年の783人から1.3倍に増加し、特に2級、3級の増加が目立ちます。

※1級が最も障がい程度が重く、以下3級までとなっています。

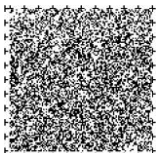
精神通院医療受給者数は、令和5年4月1日現在2,171人で総人口に対する割合は1.54%であり、平成31年の1,709人から約1.3倍に増加しています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数及び精神通院医療受給者数の推移



年	等級別				合計	精神通院医療受給者数
	1級	2級	3級			
平成31年	67	457	259	783	1,709	
令和2年	77	512	278	867	1,856	
令和3年	75	533	284	892	2,138	
令和4年	74	604	290	968	2,055	
令和5年	86	665	295	1,046	2,171	
令和5年古河市総人口(140,726人)に対する割合					0.74%	1.54%

各年4月1日現在 (単位：人)



■精神通院医療受給者の疾病状況

病状	令和2年 (2020年)	令和5年 (2023年)
症状性を含む器質性精神障害	67	86
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	38	36
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	601	625
気分障害	682	833
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	126	164
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	12	14
成人の人格及び行動の障害	13	15
精神遅滞	37	49
心理的発達障害	48	71
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	30	43
てんかん	192	240
その他の精神障害	1	0
分類不明	0	0
合計	1,847	2,176

資料：茨城県精神保健福祉センター年報（各年3月31日現在）

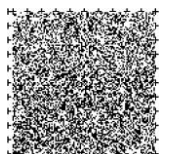
（単位：人）

（４）発達障がい児・者の状況

発達障がいは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であり、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」（発達障害者支援法）とされています。

発達障がいについては、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳を取得できる人もいれば、発達障がいの診断はあっても、手帳を取得しない、できない人が混在しており、正確な人数が把握できない状況ではありますが、潜在的な人数は多いものと考えられます。

本市では、平成27年4月1日より開所した古河市児童発達支援センターにおいて、発達の遅れや偏りがある就学前の児童を対象に、早期から発達特性に合わせた支援を行っているほか、定期的に発達相談の窓口を設け、相談があった際には適切な関係機関を紹介する等の支援を行っています。



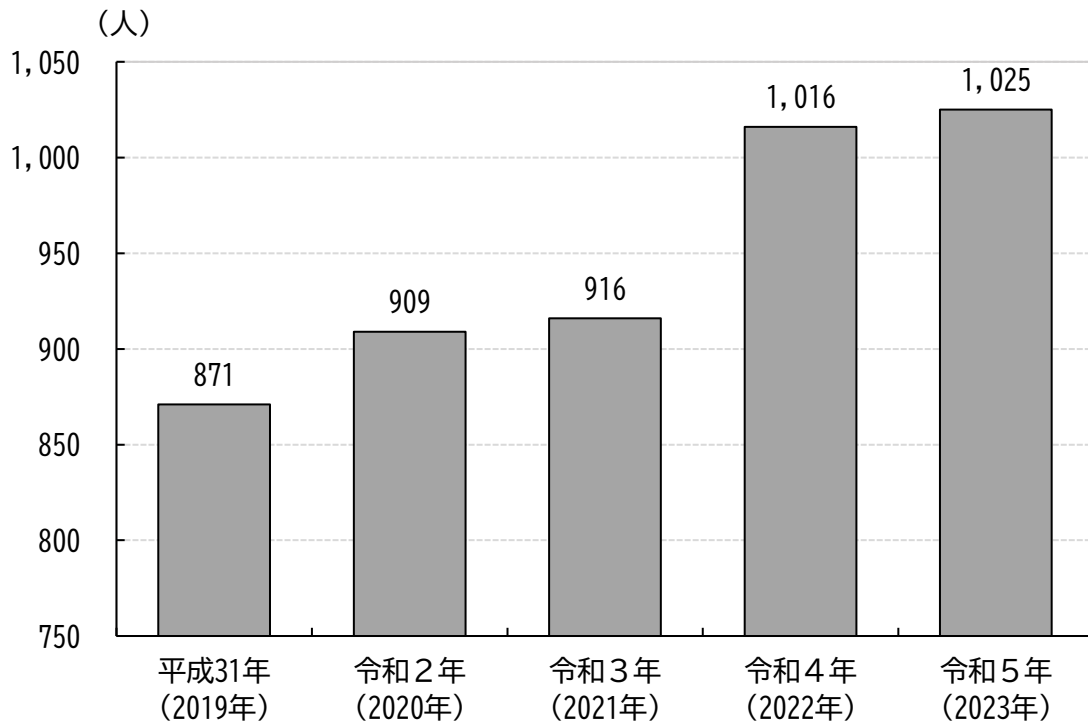
(5) 難病患者等の状況

難病は「発病の機構が明らかでなく、かつ治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」であり、難病のうち「指定難病」に対して医療費の公費負担助成が行われています。

本市の難病患者（指定難病特定医療費受給者数）は令和5年4月1日現在 1,025 人で、総人口に対する割合は 0.73%です。

「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、指定難病の対象はその後も拡大し、令和5年4月1日現在 338 疾病となっています。

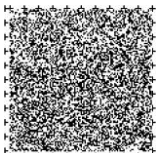
■指定難病特定医療費受給者数の推移



	平成 31 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 3 年 (2021 年)	令和 4 年 (2022 年)	令和 5 年 (2023 年)
人数	871	909	916	1,016	1,025
令和5年古河市総人口(140,726人)に対する割合					0.73%

資料：各年4月1日現在

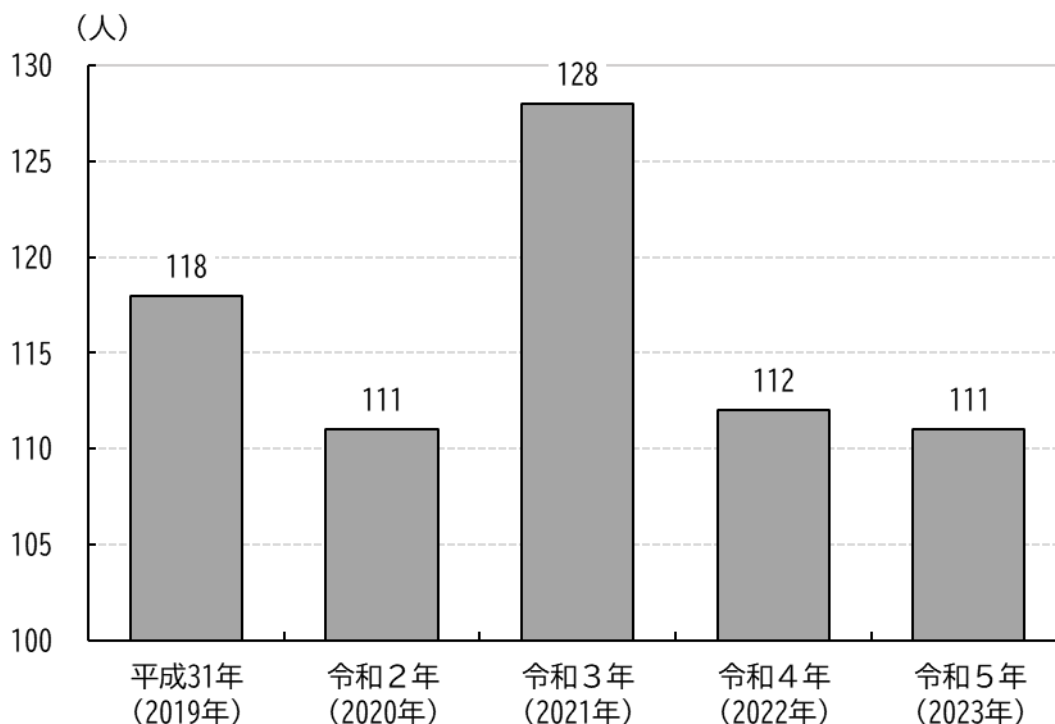
(単位：人)



小児慢性特定疾病は、子どもの慢性疾病のうち小児がんなど長期治療が必要な慢性の疾病をさし、医療費の助成（国制度）が行われています。本市の小児慢性特定疾病受給者は、令和5年4月1日現在 111 人です。対象となる疾病については、平成 27 年 1 月 1 日から従来の 514 疾病（11 疾患群）から 704 疾病（14 疾患群）に拡大され、さらに対象疾病が増え、令和 3 年 11 月 1 日現在 788 疾病（16 疾患群）となっています。

本市では、在宅の小児慢性特定疾病児童等に日常生活用具を給付しています。

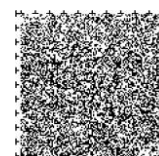
■小児慢性特定疾病受給者数の推移



	平成31年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
人数	118	111	128	112	111

資料：各年4月1日現在

(単位：人)



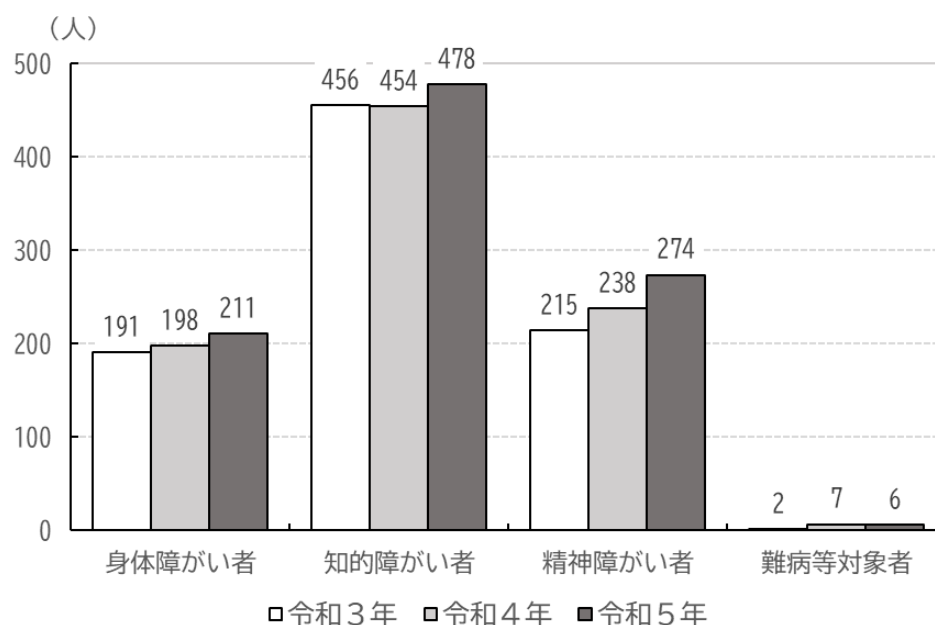
3 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの利用状況

(1) 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの利用者の状況

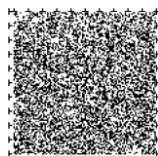
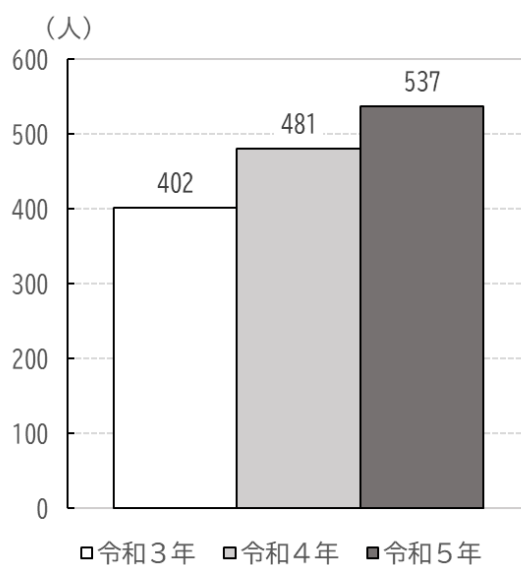
障がい別の障害福祉サービス利用者は、知的障がい者が 478 人（49.3%）で最も多く、次いで精神障がい者が 274 人（28.3%）、身体障がい者が 211 人（21.8%）、難病患者が 6 人（0.6%）であり、年々増加しています。

また、障害児福祉サービスの利用者数も毎年増加しています。

■障害福祉サービスの利用者数



■障害児福祉サービスの利用者数



資料：各年4月現在

(2) 障害福祉サービス・障害児福祉サービス支給決定者・利用者の状況

※支給決定者数は各年4月1日現在、利用者数は各年4月中に利用された実人数。

■訪問系サービス

(単位：人)

年	居宅介護			重度訪問介護			重度障害者等包括支援		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年
支給決定者数	140	134	142	3	3	4	0	0	0
利用者数	104	104	100	3	3	3	0	0	0

年	行動援護			同行援護		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年
支給決定者数	1	2	1	23	23	25
利用者数	0	0	0	13	15	15

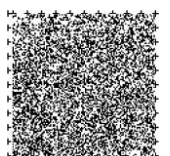
■日中活動サービス

(単位：人)

年	生活介護			自立訓練(機能訓練)			自立訓練(生活訓練)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年
支給決定者数	319	319	331	8	4	2	6	10	11
利用者数	298	301	312	5	2	1	7	8	12

年	就労移行支援			就労継続支援(A型)			就労継続支援(B型)		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年
支給決定者数	34	38	35	98	122	153	301	303	332
利用者数	28	31	29	103	121	141	271	280	299

年	就労定着支援			療養介護			短期入所		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年
支給決定者数	6	11	12	16	16	16	272	270	272
利用者数	8	10	11	17	16	17	24	26	40



■居住系サービス

(単位：人)

年	共同生活援助			施設入所支援		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年
支給決定者数	184	210	242	142	139	139
利用者数	191	221	244	137	137	139

■相談支援

(単位：人)

年	計画相談支援			地域移行支援			地域定着支援		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年
支給決定者数	911	951	1,033	1	0	1	0	0	0
利用者数	974	1,054	1,058	1	1	1	1	0	0

■障害児相談支援

(単位：人)

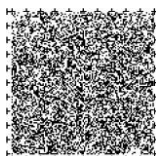
年	障害児相談支援		
	令和3年	令和4年	令和5年
支給決定者数	476	551	628

■障害児通所支援

(単位：人)

年	児童発達支援			放課後等デイサービス		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年
支給決定者数	171	199	220	298	344	402
利用者数	208	248	236	251	289	329

年	保育所等訪問支援			居宅訪問型児童発達支援		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年
支給決定者数	31	41	48	5	8	7
利用者数	3	11	9	1	1	1

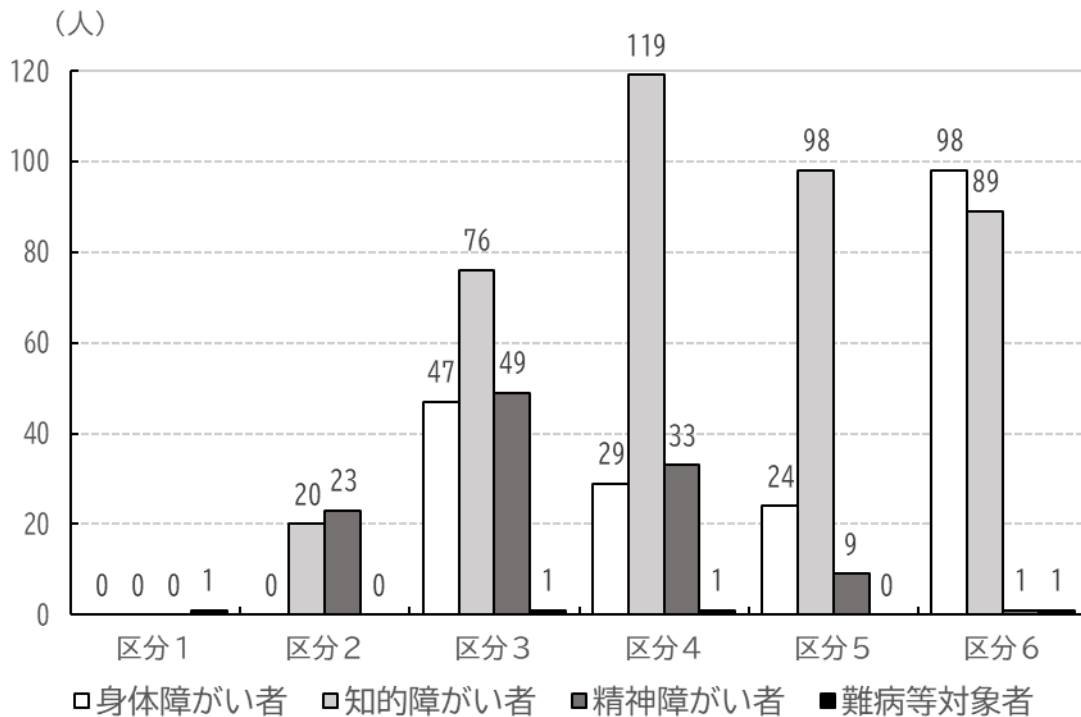


(3) 障害別障害支援区分認定者の状況

障害支援区分は「障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの」であり、区分6が最も支援の必要性が高くなっています。

令和5年4月現在の障がい別障害支援区分認定者は719人であり、知的障がい者が半数以上(402人)を占めており、知的障がい者は区分4、身体障がい者は区分6、精神障がい者は区分3の障害支援区分認定者が多くなっています。

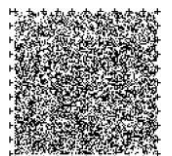
■障害者別障害支援区分認定者の状況(令和5年)



障害支援区分	身体障がい者			知的障がい者			精神障がい者			難病等対象者			合計		
	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年	令和3年	令和4年	令和5年
区分1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	1	2	1	1
区分2	4	1	0	19	23	20	22	21	23	0	0	0	45	45	43
区分3	49	45	47	78	78	76	39	42	49	2	1	1	168	166	173
区分4	27	25	29	107	110	119	12	16	33	1	1	1	147	152	182
区分5	22	27	24	86	89	98	3	4	9	0	0	0	111	120	131
区分6	94	94	98	80	85	89	1	1	1	0	0	1	175	180	189
合計	196	192	198	370	385	402	77	84	115	5	3	4	648	664	719

資料：各年4月現在

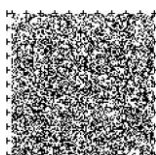
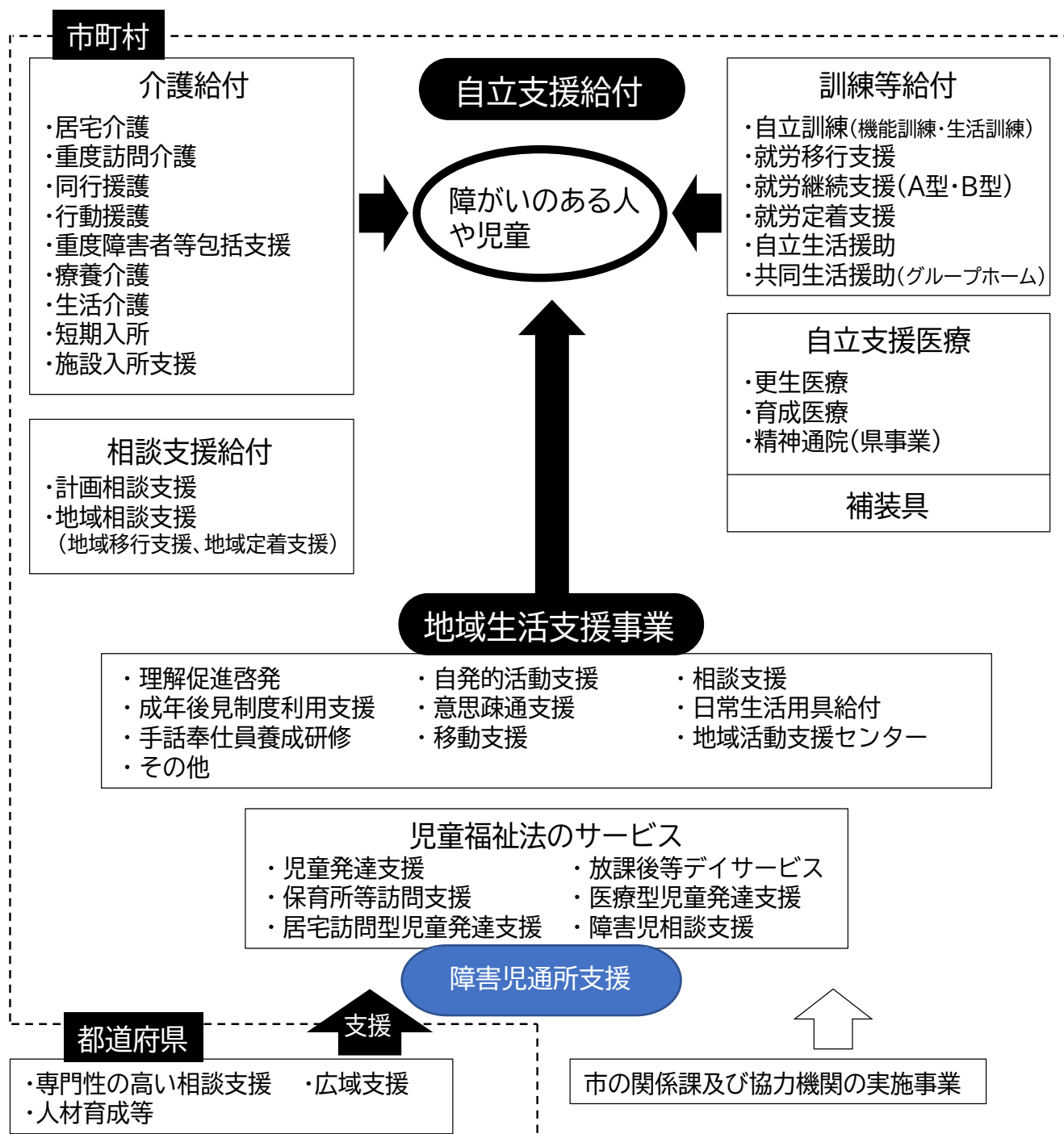
(単位：人)



第4章 障害福祉サービス・障害児福祉サービス等の体系

1 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス

障害者総合支援法に基づき提供されている障害福祉サービスは、全国一律の基準で実施される「自立支援給付」と地域の特性や利用者の状況に応じ地方自治体が実施する「地域生活支援事業」に分かれています。また、児童福祉法による日常生活や集団生活のために必要な訓練などで発達や自立を支援する「障害児通所支援」のサービスがあります。



第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標

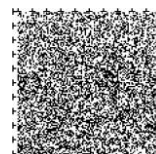
1 令和8年度末に向けた成果目標

障がいのある人が地域で安心して生活していくため、地域生活支援や就労支援を進めるにあたり、国の指針及び県の考え方を踏まえ、本市の実情に応じた成果目標を設定します。

また、数値目標の設定については、これまでの取り組みを更に推進するものとなるよう「第6期古河市障害福祉計画及び第2期古河市障害児福祉計画」の実績を踏まえ、「第4期古河市障害者基本計画」との調和のとれた目標を設定します。

令和8年度末に向けた目標に、次の7つの目標値を設定します。

- (1) 施設入所者の地域生活への移行
- (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- (3) 地域生活支援の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等
- (5) 障がい児支援の提供体制の整備等
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させる取組に係る体制の構築





(1)施設入所者の地域生活への移行

①【目標値】 地域生活への移行者数について

障がいのある人の地域生活への移行を進めるため、施設入所者のうち、今後、グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者の数値目標を定めます。

【国 基本指針】

- 令和8年度末において、令和4年度末の施設入所者数（137人）の6%（8人）以上が地域生活へ移行することを基本とする。

②【目標値】 福祉施設入所者の削減について

障がいのある人の地域生活への移行を進めるため、施設入所者の数値目標を定めます。

【国 基本指針】

- 令和8年度末において、令和4年度末の施設入所者（137人）から5%（7人）以上削減することを基本とする。

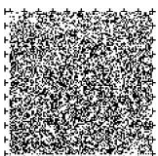
【第6期計画の実績】

第6期障害福祉計画では、令和元年度末時点から令和5年度末時点で施設入所者数143人（3人減）と見込みましたが、実績値（見込）は139人でした。また、令和5年度末までの地域移行者数を9人と見込んでいましたが、実績値（見込）は6人（内訳はグループホームに6人、在宅に0人）でした。

削減数は目標を達成しつつ、地域移行者数が少ない要因として、削減数には地域生活移行者数以外の退所者数（死亡、転出等）が含まれていることや、新たな施設入所者も令和5年度末までに8人おり、施設入所の需要が高い状況が続いていることなどがあげられます。

また、施設入所者の重度化・高齢化や地域における、重度障がい者を受け入れる体制が十分に整っていないことが要因として考えられます。

※令和5年度実績は7月までの実績値となっている為、見込値となっています。

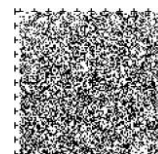


【成果目標】

項目	数値	考え方
【実績】 令和4年度末時点の施設入所者数(A)	137人	令和4年度末時点において施設入所している障がい者の人数。
令和8年度末目標値		
①【目標値】 地域生活移行者数(B)	8人 (6%)	施設からグループホームや一般住宅などに移行する者の人数。 【令和4年度末時点における施設入所者(137人)の6%(8人)が令和6～8年度末までに地域生活へ移行すると目標設定しました。】
退所者数(C)	10人	令和6～8年度までに施設を退所(入院、介護施設、死亡)する方を見込みました。
新たな施設入所者数(D)	9人	令和8年度までに新たに施設入所が必要となる方を見込みました。(3人/年)
令和8年度末における施設入所者数(E) = (A - B - C + D)	128人	令和8年度末時点での施設入所者数。 【地域生活移行者数、退所者、新規入所者数を勘案して見込みました。】
②【目標値】 施設入所者数の削減(A - E)	9人	令和8年度末において、令和4年度末時点からの施設入所者の削減数。 【令和4年度末時点の施設入所者数(137人)から令和8年度末の施設入所者見込の人数(128人)を差し引いた人数。】

【目標達成に向けた方策】

1. 地域生活支援拠点事業「こがサポ」の体制整備を拡充し、障がいのある人が、安心して地域へ移行できるよう推進していきます。
2. 重度障がいのある人を受け入れることのできるグループホームの設置を推進していきます。
3. 地域移行支援・地域定着支援といった地域生活を支えるサービスの拡充を推進していきます。
4. 重度障がいのある人を支援することのできる人材育成・確保を支援していきます。





(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健・医療・福祉関係者による「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議を実施します。

【国 基本指針】

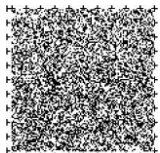
- 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。
- 令和8年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)の目標値については、令和2年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。
- 精神病床における退院率については、平成30年度に上位10%の都道府県が達成している値、3か月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。

【第6期計画の実績】

令和5年度より、古河保健所圏域内において、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議を実施しました。

【成果目標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健・医療及び福祉関係者における協議の場の開催回数	2回	2回	2回

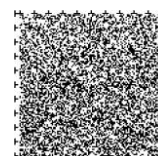


【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議の場への関係者等の参加者数	12人	12人	12人
協議の場における目標設定及び評価実施回数	1回	1回	1回
精神障がい者の地域移行支援利用者数	1人	1人	2人
精神障がい者の地域定着支援利用者数	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助利用者数	90人	95人	100人
精神障がい者の自立生活援助利用者数	2人	2人	2人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)利用者数	2人	2人	2人

【目標達成に向けた方策】

1. 入院している精神障がいのある人や精神病床を有する医療機関等の関係者への退院支援や地域生活の支援に関する制度の周知及び普及啓発を行っていきます。
2. 地域で安定した生活をするため、地域移行支援、地域定着支援等の障害福祉サービスの充実を図っていきます。
3. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築し、関係機関や関係者の情報共有や連携体制を強化し、精神障がいのある人の地域移行を推進していきます。





(3) 地域生活支援の充実について

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。また、強度行動障がいのある人の支援体制の充実を図るために、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ります。

【国の基本指針】

- 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

【第6期計画の実績】

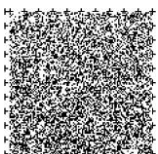
令和5年度から、地域生活支援拠点の中心的役割を果たす地域生活支援拠点コーディネーターを基幹相談支援センターに設置し、古河市地域生活支援拠点「こがサポ」をスタートしました。「こがサポ」は面的整備型整備のため、市内障害サービス事業所等と連携し、居住支援機能等の体制整備を進めてきました。

【成果目標】

項目	目標数値等	目標年度
地域生活支援拠点の運営状況を検証及び検討	1回	各年度
強度行動障がい者の支援ニーズを把握し支援体制を整備【新規】	必要回数	令和8年度末

【目標達成に向けた方策】

1. 「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つの機能の体制整備を強化していきます。
2. 緊急時の受け入れに備えた体制について、スムーズに対応できるよう体制を整備していきます。
3. 障害福祉サービスを利用していない在宅の障がいのある人(本人や家族の状況が変化した場合にリスクの高い方)をあらかじめ把握し、緊急時に備えておく仕組み(事前登録制)を整備していきます。



(4) 福祉施設から一般就労への移行等について



福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労に移行する人の目標値を設定します。また、一般就労への定着を図るため、就労定着支援事業の利用者及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定します。

【国の基本指針】

- 令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
- 就労定着率については、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率(※)が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。

【第6期計画の実績】

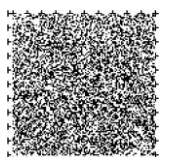
第6期障害福祉計画では、令和5年度における一般就労への移行者数を18人と見込み、実績値(見込)は12人でした。令和5年度の就労継続支援を通じた一般就労への移行者数(見込)は7人で、そのうち、就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数は6人、就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数は1人でした。

※令和5年度実績は7月までの実績値となっている為、見込となっています。

【実績数】

内 容	第6期 目標数値	令和3 年度実績	令和4 年度実績	令和5 年度実績
【目標①-1】 令和5年度の一般就労移行者数	18人	5人	13人	12人
【目標①-2】 令和5年度の就労移行支援事業の一般就労移行者数	9人	2人	3人	5人
【目標①-3】 令和5年度の就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	5人	2人	9人	6人
【目標①-4】 令和5年度の就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	4人	1人	1人	1人
【目標②】 就労定着支援事業の利用者数	9人	8人	10人	12人
【目標③】 就労定着支援事業の就労定着率	8割	10割	10割	10割

※令和5年度実績は7月までの実績値です。



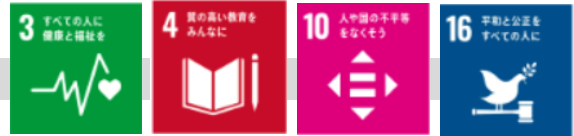
【成果目標】

項目	目標数値	考え方
一般就労への移行者数	17人	国の基本指針では、令和8年度に令和3年度実績(5人)の1.28倍以上にあたる(6人)の一般就労への移行実績を達成することが目標となっているが、令和3年度は新型コロナウイルスによる影響があったとみられた為、令和4年度の実績(13人)の1.28倍以上と設定しました。
①就労移行支援事業からの移行者	4人	同上、考え方と同様、令和4年度実績(3人)の1.31倍以上と設定しました。
②就労継続支援A型事業からの移行者	12人	同上、考え方と同様、令和4年度実績(9人)の1.29倍以上と設定しました。
③就労継続支援B型事業からの移行者	1人	同上、考え方と同様、令和4年度実績(1人)の1.28倍以上と設定しました。
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所【新規】	5割	令和8年度末までに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上にすることを目標しました。【新規】
就労定着支援事業の利用者数	14人	令和8年度において、就労定着支援事業の利用者数を令和4年度実績(10人)の1.41倍以上にあたる14人とすることを目標としました。
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所	25%	令和8年度において、就労定着支援事業所のうち就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上となることを目標としました。

【目標達成に向けた方策】

1. 一般企業等への障がい者雇用に対する理解促進を図っていきます。
2. 就労移行支援事業、就労定着支援事業等の障害福祉サービスから一般就労に移行できるよう、関係機関との連携に努めていきます。
3. 新たな雇用機会の提供や創出について、関係機関と協議していきます。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等について



障がいある児童のライフステージに即した切れ目のない支援と保健, 医療, 福祉, 保育, 教育, 就労支援等と連携した支援を提供する体制を構築します。

【国の基本指針】

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- 障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本とする。
- 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

【第6期計画の実績】

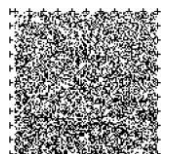
古河市における児童発達支援は、昭和57年に心身障害児通園事業からスタートし、平成15年から児童デイサービスへ移行し、平成27年から古河市児童発達支援センターとして、運営してきました。

保育所等訪問支援体制の構築については、令和5年度までに市内の6事業所がサービスの提供をしています。

重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は市内に確保されていますが、十分な支援が確保されている状況ではありません。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場について、障害者自立支援協議会事務局会議で検討してきました。

医療的コーディネーターでは、相談支援専門員や市職員において養成研修を受講し、医療的ケア児の支援に関わる人材の確保と関係者との連携を図ることができました。

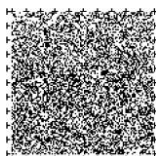


【成果目標】

項目	成果目標
児童発達支援センターの設置	設置済
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築	障害者自立支援協議会（障がい児支援専門部会）において、推進体制の構築に向けた検討をしていく。
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	令和6年度中に協議の場を設置し、継続的に協議を実施していく。
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等の維持	重症心身障がい児や医療的ケア児に対する支援を行う事業所や人材育成等の確保を推進していく。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	医療的ケア児に対する支援を総合的に調整できるコーディネーターの配置に努める。

【目標達成に向けた方策】

1. 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等における障がいの理解の促進をしていきます。
2. 発達障がい等に関する相談ができる場所の確保をするため、関係機関と連携し、気軽に相談できる場の提供を検討していきます。
3. 医療的コーディネーター等の人材育成や確保、そして協議の場を構築し、重症心身障がい児や医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう推進していきます。
4. 教育、医療、福祉との連携強化を推進していきます。



(6) 相談支援体制の充実・強化等について



相談支援体制の充実・強化等を推進するため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた実施体制を確保します。

【国の基本指針】

- 令和8年度末までに各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。【新規】

【第6期計画の実績】

基幹相談支援センターが中心となり、地域相談支援センター及び市内相談支援事業所、障がい福祉課が連携をとりながら、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施を継続してきました。

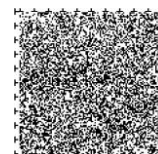
また、市内相談支援事業所に対する指導、助言、人材育成に取り組むとともに、地域の関係機関（保健所、地域包括支援センター等）との連携を進めてきました。

【成果目標】

項目	成果目標
基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制強化	基幹相談支援センターが中心となり、地域の相談支援事業所や関係機関との連携を図り、相談支援体制の強化を図る。
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の改善等を実施【新規】	障害者自立支援協議会および専門部会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を実施。

【目標達成に向けた方策】

1. 基幹相談支援センターが中心となり、市内障害福祉サービス事業所職員及び相談支援専門員に対する指導・助言を行っていきます。
2. 相談支援専門員同士の連携の強化と基幹相談支援センターによる相談支援専門員のスキルアップを図っていきます。
3. 障害者自立支援協議会(専門部会を含む)において、個別事例の検討を通じた地域における課題を抽出し、課題解決へ向けた協議を進めていきます。





(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築について

障害福祉サービス事業者が増加している中、より一層事業者が利用者に対して、必要とするサービスを適切に提供することができるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組や体制を構築します。

【国の基本指針】

■令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取り組みに係る体制を構築する。

【第6期計画の実績】

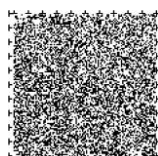
県が実施する障害福祉サービス事業者への実地指導および令和5年度より、新たに市が実施する相談支援事業者への実地指導を実施し、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを行いました。また、県等が実施する研修会等に市職員、事業所職員が参加するなどスキルアップを図ってきました。

【成果目標】

項目	成果目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等へ市職員や事業所職員が参加し、職員の質の向上に取り組みます。また、障害福祉サービス事業者の実地指導や相談支援事業所に対する実地指導の適正な実施とその結果を共有する体制を構築します。

【目標達成に向けた方策】

1. 障害福祉サービス事業者等連絡会や研修会、実地指導等を実施し、事業者及び市職員のスキルアップを図り、障害福祉サービス事業所の質の向上を図ります。



第6章 障害福祉サービス等の見込量とその確保の方策

1 障害福祉サービスの見込量と確保のための方策

『第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画』における成果目標の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等について、各年度のサービス量を見込み、そのサービス見込量確保のための方策を定めます。

国の基本指針に基づき、令和6年度から8年度までの各サービス見込み量を算出します。

※令和5年度実績は7月までの実績値を基にした見込値となっています。

(1)訪問系サービス ※訪問系サービスは主に在宅で利用するサービスです。

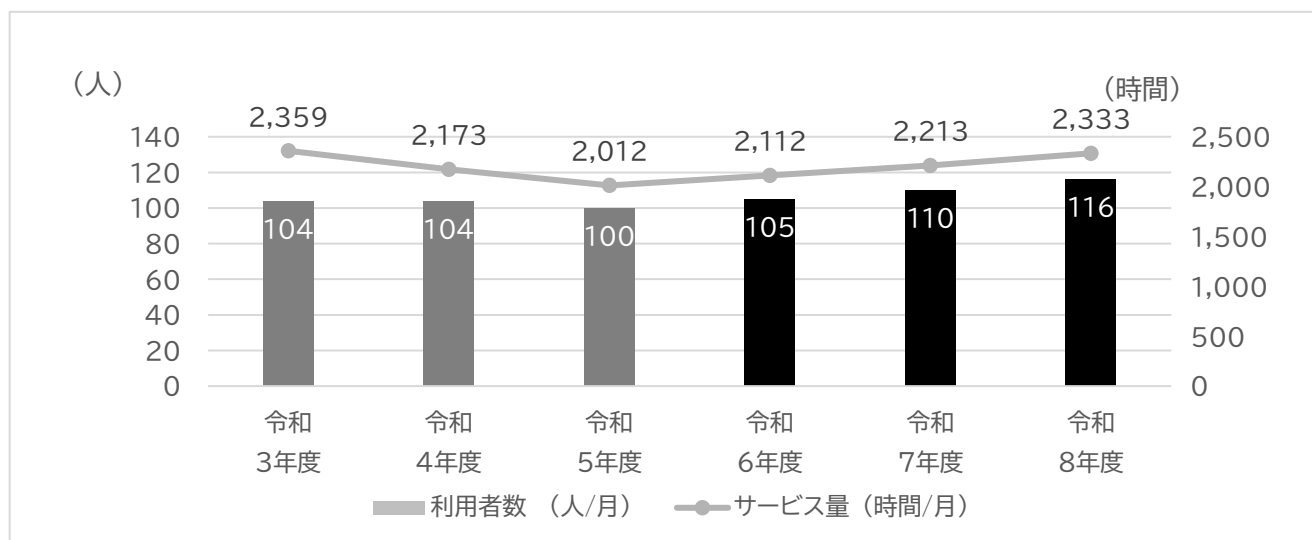
■ 訪問系サービス提供量の推移と見込量

① 居宅介護

【事業内容】

自宅で介護が必要な人に対し、自宅で入浴や排せつ、食事等の介護を行います。

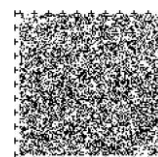
【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



年	実績値			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数 (人/月)	104	104	100	105	110	116
サービス量 (時間/月)	2,359	2,173	2,012	2,112	2,213	2,333

【見込量の算出根拠】

利用者数は横ばいがありますが、今後、地域移行が進み利用者が増加することを見込み、サービス決定者の伸び率（1.05）乗じて算出しました。

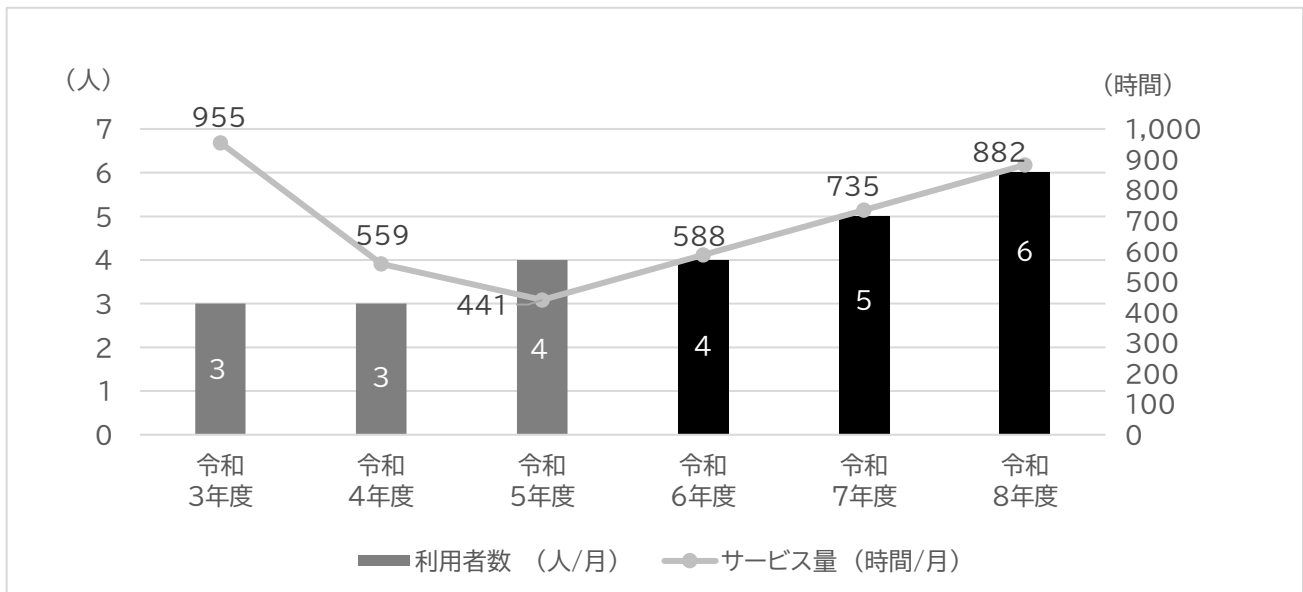


② 重度訪問介護

【事業内容】

重度の肢体不自由者等で常時介護が必要な人などを対象に、自宅での入浴、排せつや、食事の介護、外出時や入院時における移動支援などを総合的に行います。

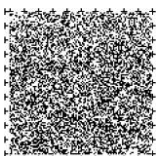
【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



年	実績値			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数 (人/月)	3	3	4	4	5	6
サービス量 (時間/月)	955	559	441	588	735	882

【見込量の算出根拠】

利用者は横ばいで推移してきました。今後、地域移行が進むと考えられ、在宅での支援ニーズがあると見込み、利用者が年1名ずつ増加するものとして算出しました。

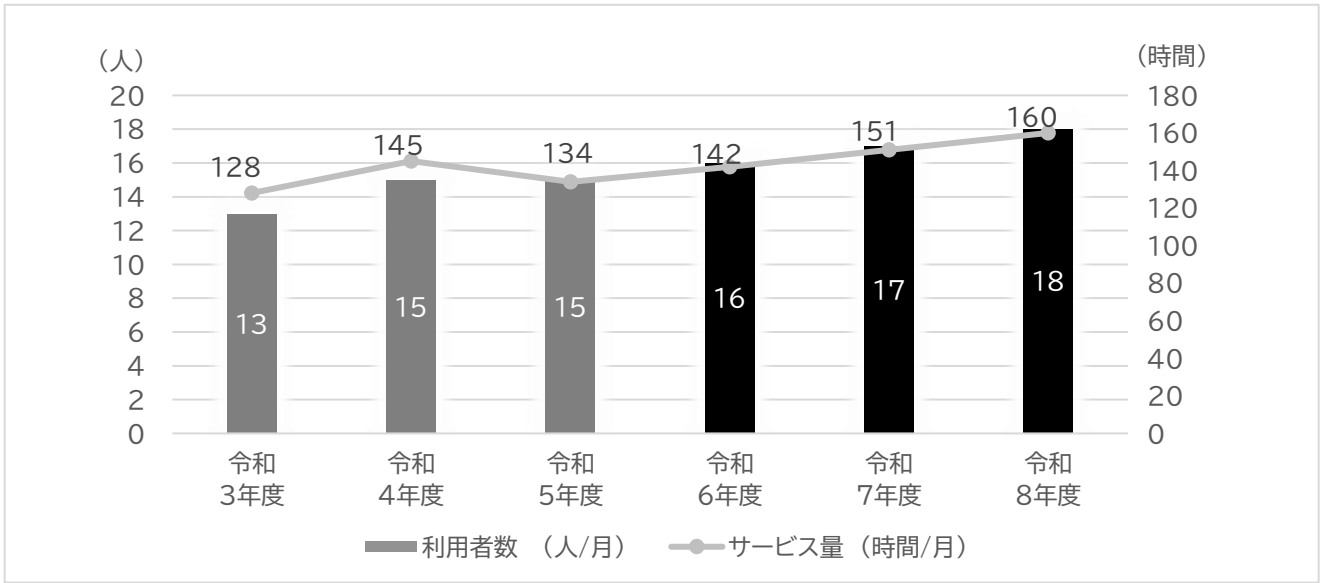


③ 同行援護

【事業内容】

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人を対象に、外出時に同行して、移動に必要な情報提供や移動援護などの支援を行います。

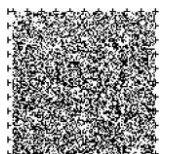
【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



年	実績値			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数 (人/月)	13	15	15	16	17	18
サービス量 (時間/月)	128	145	134	142	151	160

【見込量の算出根拠】

利用者実績は横ばいとなっています。サービス提供事業所数が減少し、サービス提供体制の確保が難しい状況であります。利用者数は令和5年度実績に過去5年間のサービス決定者の伸び率(1.06)を乗じて見込みました。サービス量は令和5年度の利用実績における1人あたりの平均利用日数を乗じて算出しました。

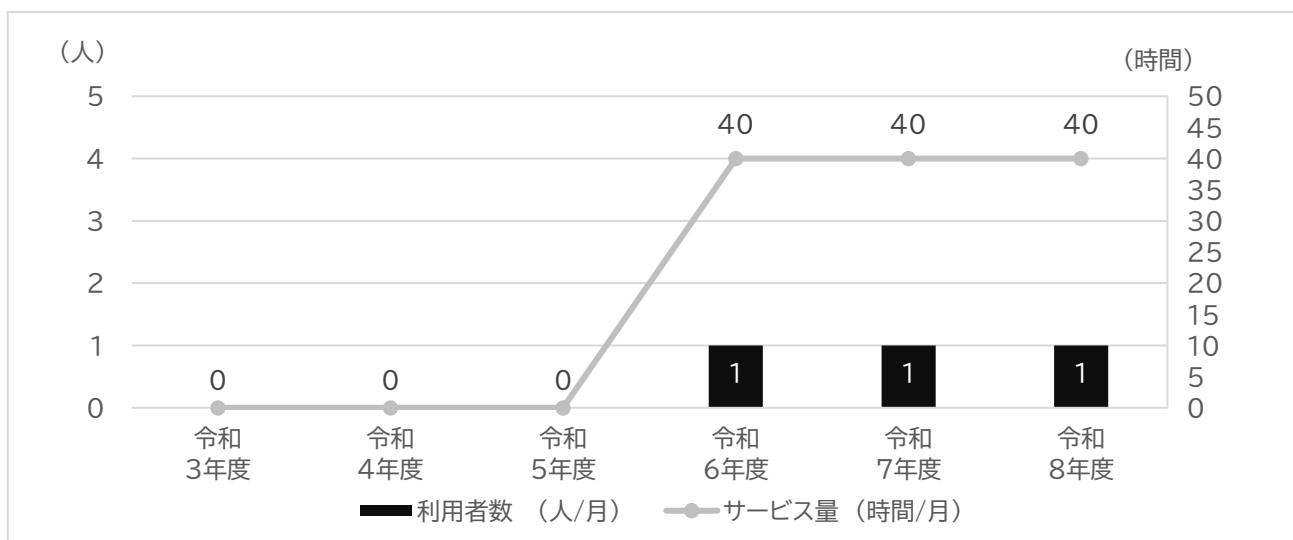


④ 行動援護

【事業内容】

知的障がいや精神障がいにより行動上の障がいがある方などを対象に外出時や外出前後の危険を回避するための支援を行います。

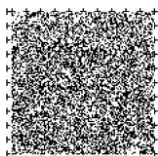
【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



年	実績値			見込量		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
サービス量 (時間/月)	0	0	0	40	40	40

【見込量の算出根拠】

実績において利用者はありませんが、今後、利用者ニーズがあると考えられるため、第6期計画と同じ1人を見込みました。



⑤ 重度障害者等包括支援

【事業内容】

寝たきり状態などの介護の必要性がとて高い人を対象に、居宅介護や複数のサービスを組み合わせ包括的に支援を行います。

【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】

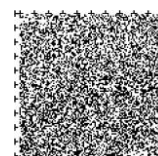
年	実績値			見込量		
	令和 \times 年度	令和 \times 年度	令和 \times 年度	令和 \times 年度	令和 \times 年度	令和 \times 年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
サービス量 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

【見込量の算出根拠】

過去の実績において利用がなく、今後3年間も利用者ニーズが見込めないため、サービス提供量は見込んでいません。

■ 訪問系サービスのサービス量確保のための方策

1. 障がいのある人の重度化や高齢化、また、親亡き後を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制づくり、地域生活支援拠点「こがサポ」を推進していきます。これにより、障がいのある人の地域生活移行が見込まれ、安定したサービス提供体制の確保が必要になります。サービス事業所の確保と、より質の高いサービスが提供できるよう支援をしていきます。
2. 強度行動障がい、精神障がい、医療的ケア等あらゆる障がい特性に応じた支援ができる専門的人材の確保や質の向上に取り組んでいきます。
3. 障害福祉サービス事業者の新規参入や事業拡大等できるよう、事業所への相談や情報提供等必要な支援を行い、サービス事業所との連携を図っていきます。



(2)日中活動系サービス ※日中活動系サービスは、主に日中活動を提供する福祉サービスです。

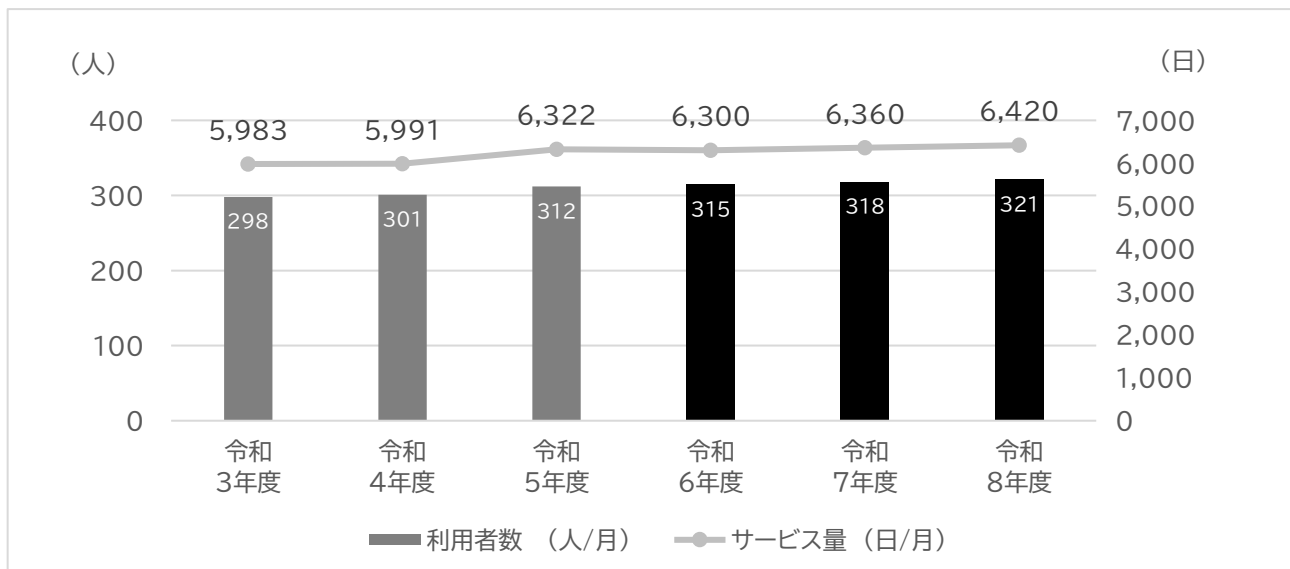
■ 日中活動系サービス提供量の推移と見込量

① 生活介護

【事業内容】

地域や入所施設で生活のために、常に介護等の支援が必要な人に対し、食事や入浴、排せつ等の介護や軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供するなど、身体機能、日常生活能力の維持・向上を図るための支援を行います。

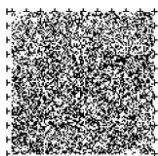
【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



年	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	298	301	312	315	318	321
サービス量 (日/月)	5,983	5,991	6,322	6,300	6,360	6,420

【見込量の算出根拠】

令和4、5年度に新規事業所が開設され、利用者が増加しました。今後も利用者は増加傾向が見込まれます。利用者数は令和5年度利用者実績に過去5年の利用実績伸び率(1.01)を乗じて算出しました。サービス量は令和5年度の利用実績における1人あたりの平均利用日数を乗じて算出しました。

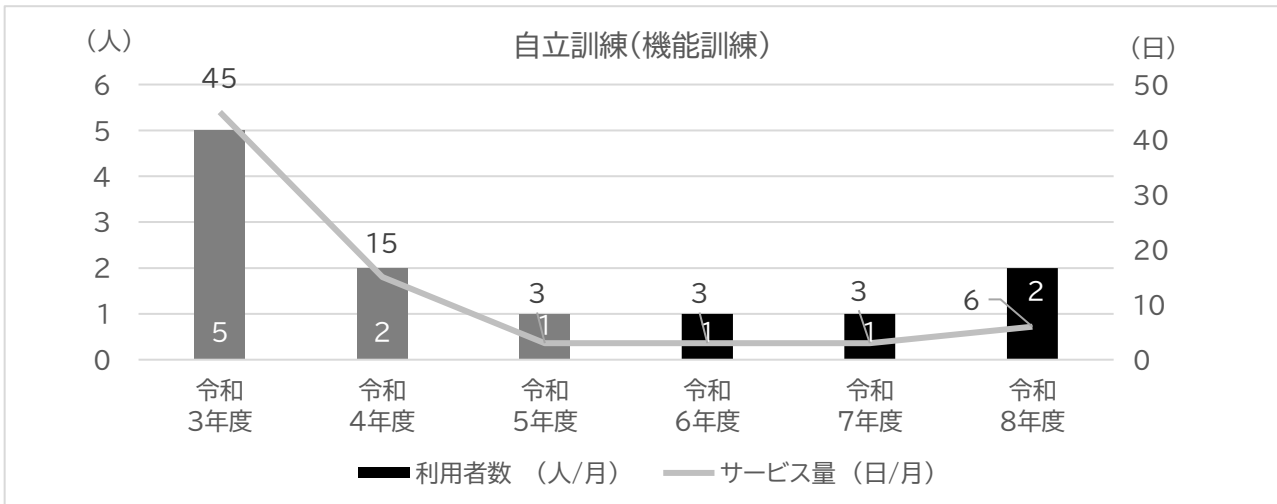


② 自立訓練(機能訓練)

【事業内容】

地域生活を営む上で、一定の支援が必要な身体障がい者または難病等の人に対し、身体機能・生活能力の維持・向上等のための歩行訓練や家事等の訓練を行います。

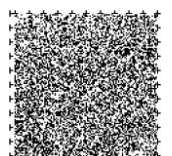
【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



年	実績値			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数 (人/月)	5	2	1	1	1	2
サービス量 (日/月)	45	15	3	3	3	6

【見込量の算出根拠】

自立訓練（機能訓練）を利用希望される人には介護保険認定を受けている人がおり、介護保険サービスを優先して利用される人がいるため、横ばいで推移すると見込みました。サービス量は令和5年度の利用実績における1人あたりの利用日数を乗じて算出しました。

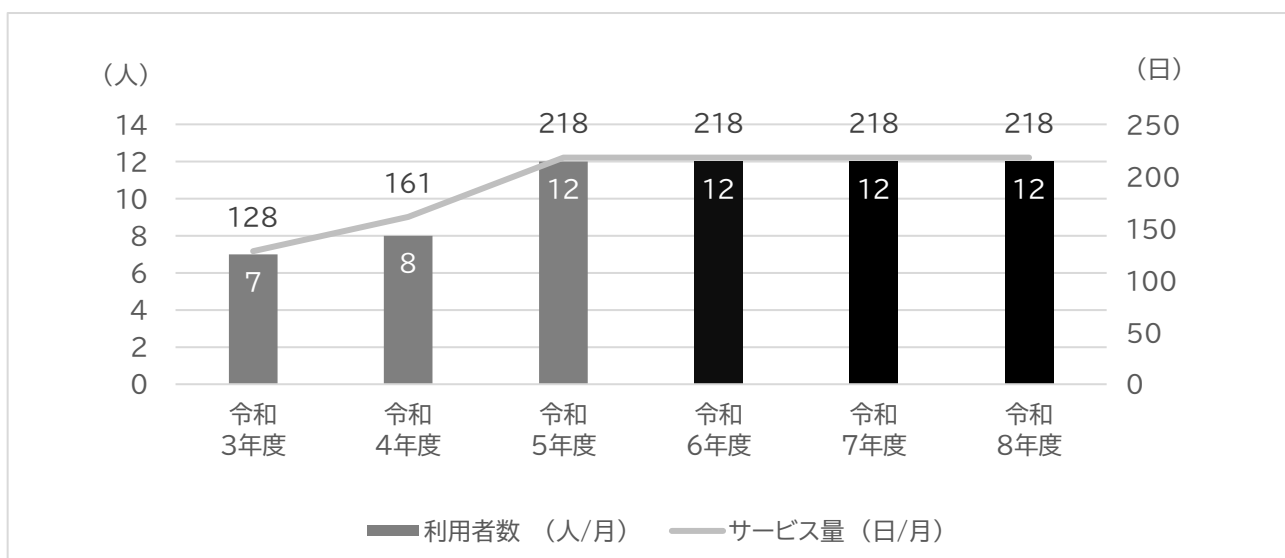


③ 自立訓練(生活訓練)

【事業内容】

地域生活を営む上で一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。

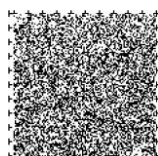
【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



年	実績値			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数 (人/月)	7	8	12	12	12	12
サービス量 (日/月)	128	161	218	218	218	218

【見込量の算出根拠】

令和3年度から5年度にかけて利用者数が増加しましたが、サービス利用期間が原則2年間のため、今後、利用者数は横ばいで推移すると見込みました。サービス量は令和5年度の利用実績における1人あたりの平均利用日数を乗じて算出しました。



④ 宿泊型自立訓練

【事業内容】

地域生活を営む上で一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者に対し、夜間の生活場所を提供し、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活移行に向けた支援を行います。

【利用者数（1か月あたりの平均）の推移と見込量】

年	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	2	2	2	2	2	2

【見込量の算出根拠】

利用者数はサービス利用期間が2年間となっているため、横ばいで推移していくと見込みました。

⑤ 就労選択支援【新規】

【事業内容】

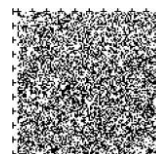
障がい者本人が就労先、働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択の支援を行います。

【利用者数（1か月あたりの平均）の見込量】

年	見込量		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	—	10	10

【見込量の算出根拠】

令和7年度からサービス開始予定であるため、利用者数は就労継続支援B型の新規利用者が利用されるところを見込みました。

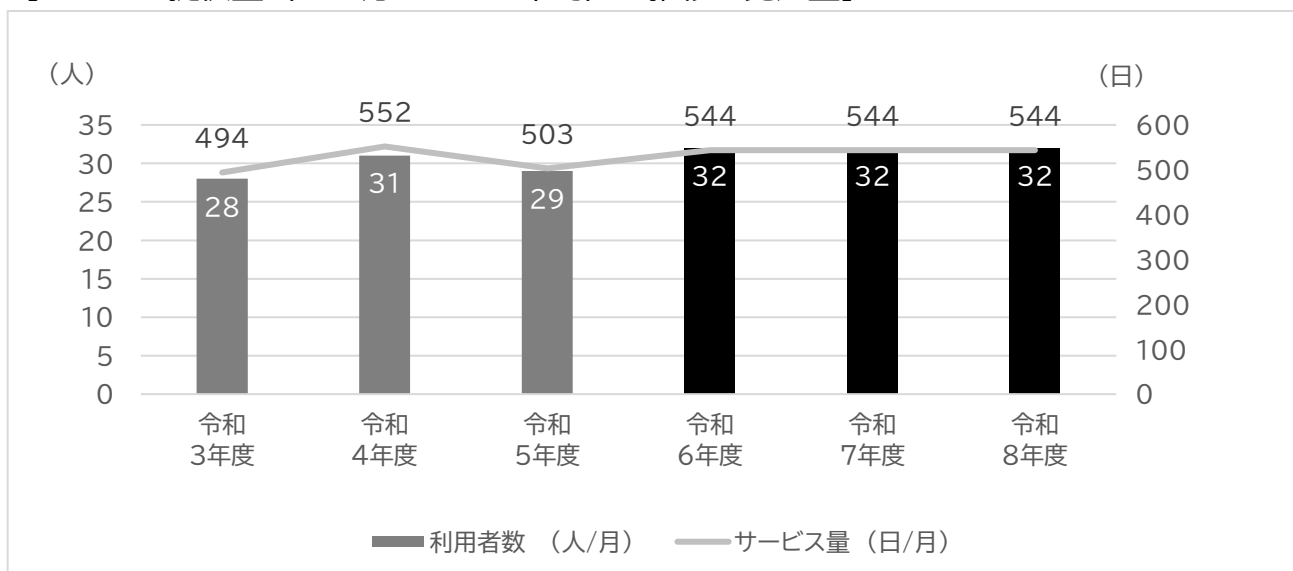


⑥ 就労移行支援

【事業内容】

一般就労等を希望している人に対し、事業所内での作業や実習、適性にあった職場探しなど、就労と職場定着に必要な支援を行います。

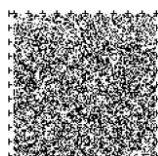
【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



年	実績値			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数 (人/月)	28	31	29	32	32	32
サービス量 (日/月)	494	552	503	544	544	544

【見込量の算出根拠】

サービス利用期間が原則2年間のため、利用者数は過去5年間の実績を踏まえ、平均利用人数(32人)が横ばいで推移していくと見込みました。サービス量は令和5年度の利用実績における1人あたりの平均利用日数を乗じて算出しました。

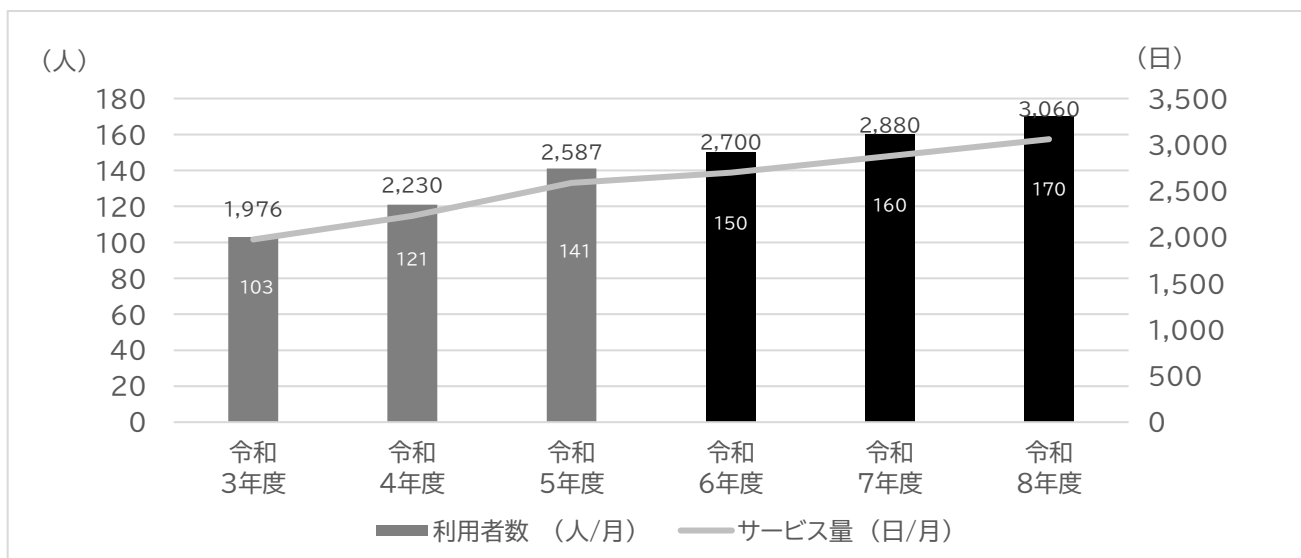


⑦ 就労継続支援 A 型

【事業内容】

一般企業での就労が困難な人等に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など就労に向けた支援を行います。

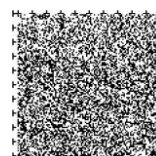
【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



年	実績値			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数 (人/月)	103	121	141	150	160	170
サービス量 (日/月)	1,976	2,230	2,587	2,700	2,880	3,060

【見込量の算出根拠】

令和4年度、5年度に新規事業所が開設され、利用者が増加しました。利用者数は今後も新規事業所の開設により、増加していくと考えられますが、今後3年間は年間10人程度の増加を見込みました。サービス量は令和5年度の利用実績における1人あたりの平均利用日数を乗じてサービス量を算出しました。

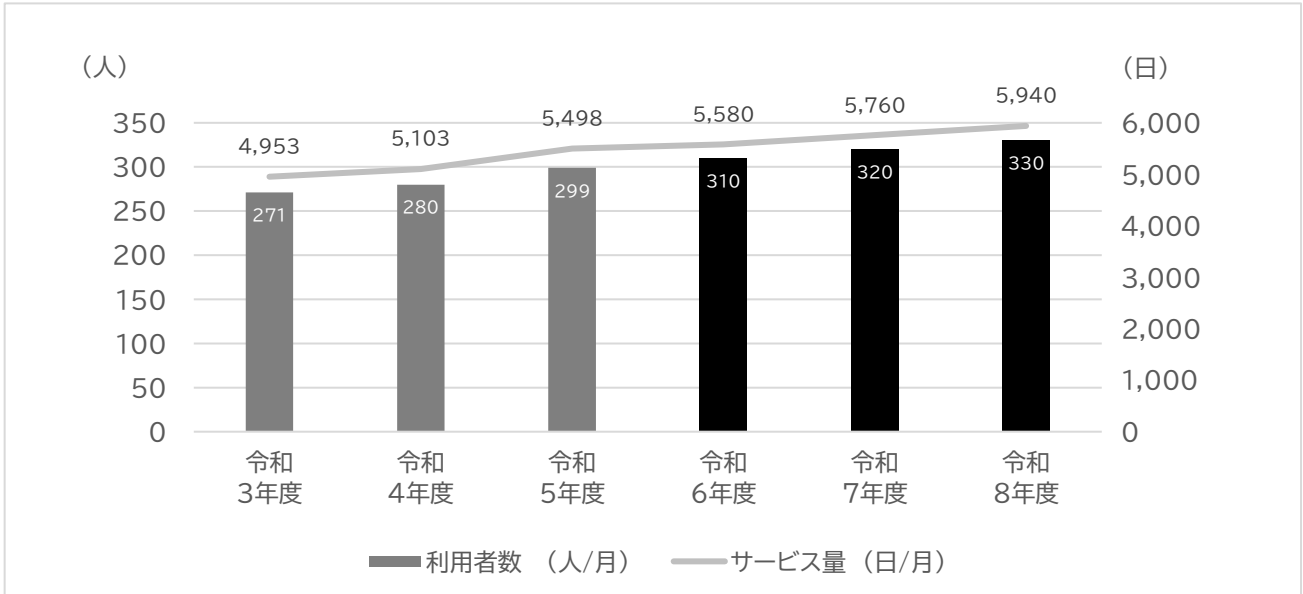


⑧ 就労継続支援 B 型

【事業内容】

一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人等に対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など就労に向けた支援を行います。

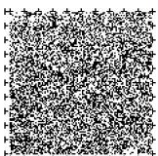
【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



年	実績値			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数 (人/月)	271	280	299	310	320	330
サービス量 (日/月)	4,953	5,103	5,498	5,580	5,760	5,940

【見込量の算出根拠】

利用者数は過去5年間の利用実績伸び率（1.05）を基本とし、年間10人程度が増加すると見込みました。サービス量は令和5年度の利用実績における1人あたりの平均利用日数を乗じたサービス量を算出しました。

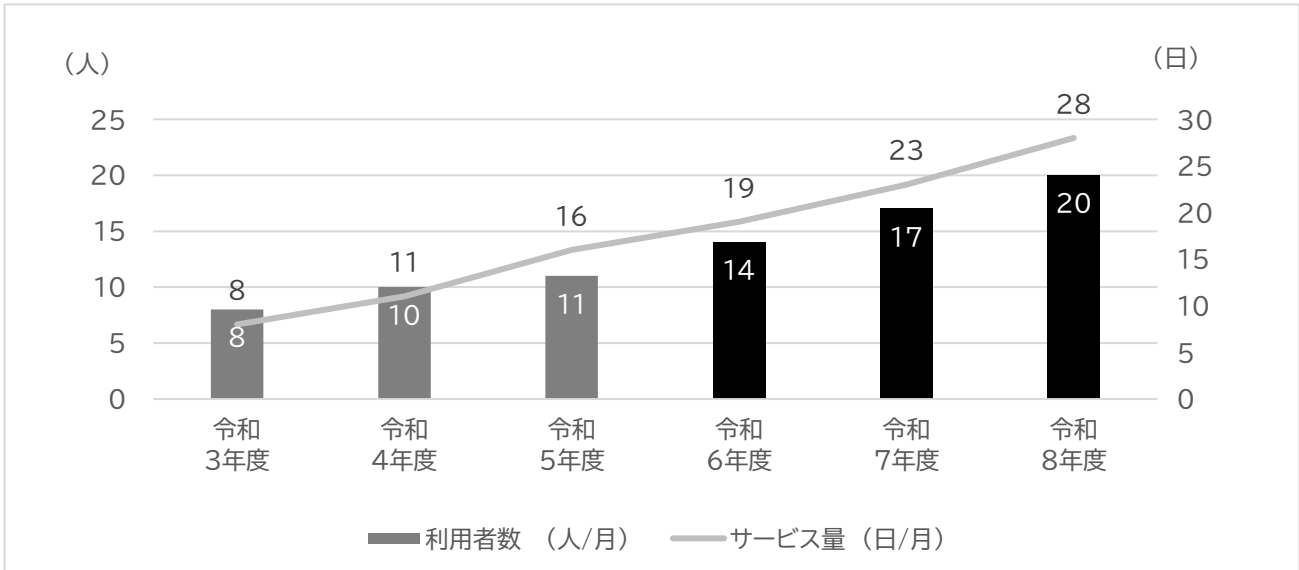


⑨ 就労定着支援

【事業内容】

一般就労へ移行した障がい者に対し、就労に伴う生活面の課題解決、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

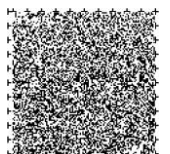
【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



年	実績値			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数 (人/月)	8	10	11	14	17	20
サービス量 (日/月)	8	11	16	19	23	28

【見込量の算出根拠】

利用者数は過去5年の利用実績伸び率（1.29）を乗じた人数を基本とし、サービス事業所が少ないことも勘案し、年間3人増加を見込みました。サービス量は令和5年度の利用実績における1人あたりの平均利用日数を乗じたサービス量を算出しました。

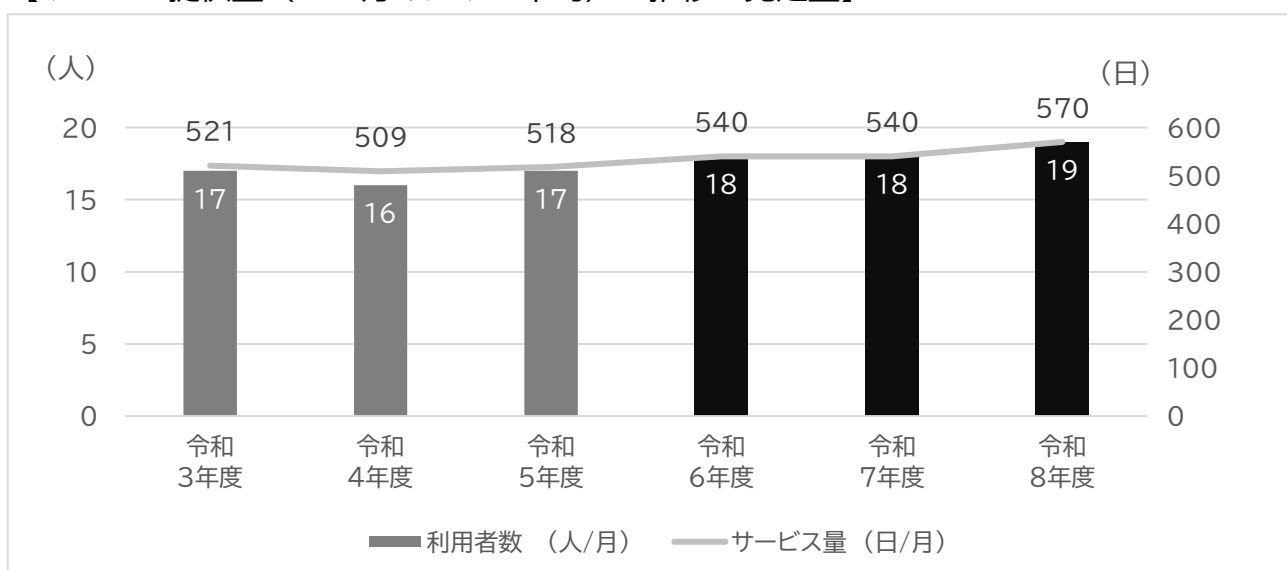


⑩ 療養介護

【事業内容】

病院等への長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする人に対し、病院等において食事や入浴等の介護を行うとともに、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ等のコミュニケーション支援など、身体機能や日常生活能力の維持・向上に向けた支援を行います。

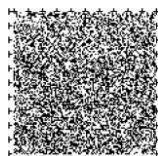
【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



年	実績値			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数 (人/月)	17	16	17	18	18	19
サービス量 (日/月)	521	509	518	540	540	570

【見込量の算出根拠】

利用者数は今後の利用者ニーズにより見込みました。サービス量は令和5年度の利用実績における1人あたりの平均利用日数を乗じたサービス量を算出しました。

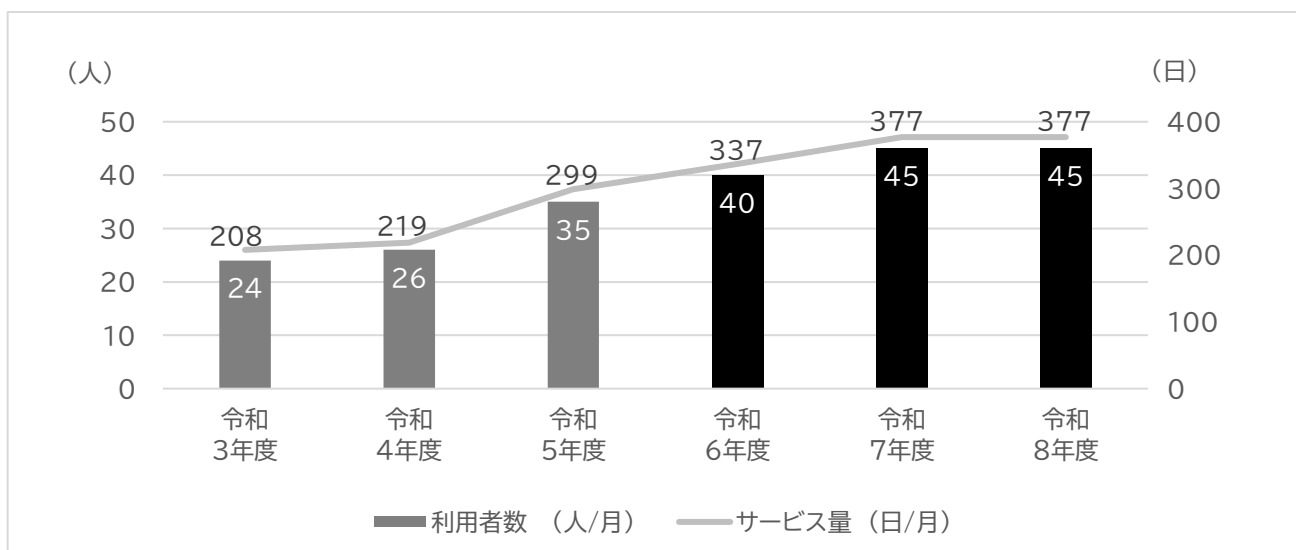


⑪ 短期入所

【事業内容】

自宅で介護する人が病気等の理由により、短期間および夜間も含め施設での入浴、排せつや食事の介護等を行います。

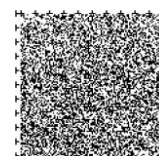
【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



年	実績値			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数 (人/月)	24	26	35	40	45	45
サービス量 (日/月)	208	219	299	337	377	377

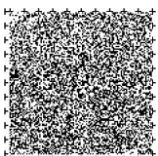
【見込量の算出根拠】

令和5年度になり、新型コロナウイルス感染者が減少してきたため、新型コロナウイルス感染発症以前の利用実績となりました。利用者数は今後、地域生活支援拠点「こがサポ」の機能により、体験入所や緊急入所を利用される方が増加することを見込みました。サービス量は令和5年度の利用実績における1人あたりの平均利用日数を乗じたサービス量を算出しました。



■ 日中活動系サービスのサービス量確保のための方策

1. 日中活動系サービスは今後も利用者が増加すると見込まれるため、サービス提供事業者に対して、必要な情報を提供していくとともに、新たなサービス事業者の参入が図れるよう努めます。
2. 障がいのある人が地域で安心して生活していけるよう、地域生活支援拠点「こがサポ」の体制を整備し、緊急時の対応や日中活動や就労の場などの社会参加のサービス提供体制を強化していきます。
3. 就労移行支援事業や就労継続支援事業については、関係機関や団体と連携し、福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設からの雇用の場の拡大を図ります。
4. 障がいのある人の就労については、必要な訓練の提供を受けるため、関係機関との連絡調整を図りながら一般就労への移行・定着を支援します。



(3) 居住系サービス ※居住系サービスは主に入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。

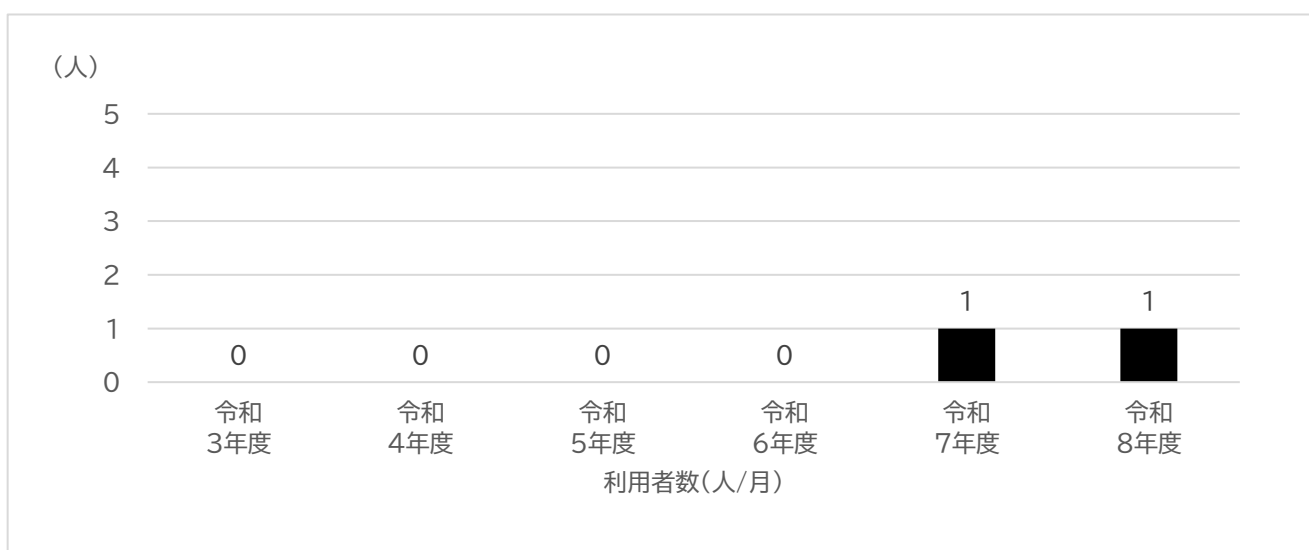
■ 居住系サービス提供量の推移と見込量

① 自立生活援助

【事業内容】

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時対応により必要な支援を行います。

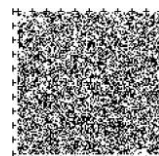
【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



年	実績値			見込量		
	令和 8 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 8 年度	令和 7 年度	令和 6 年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	1	1

【見込量の算出根拠】

過去の利用実績はありません。今後、地域移行により利用ニーズがあると見込み算出しました。

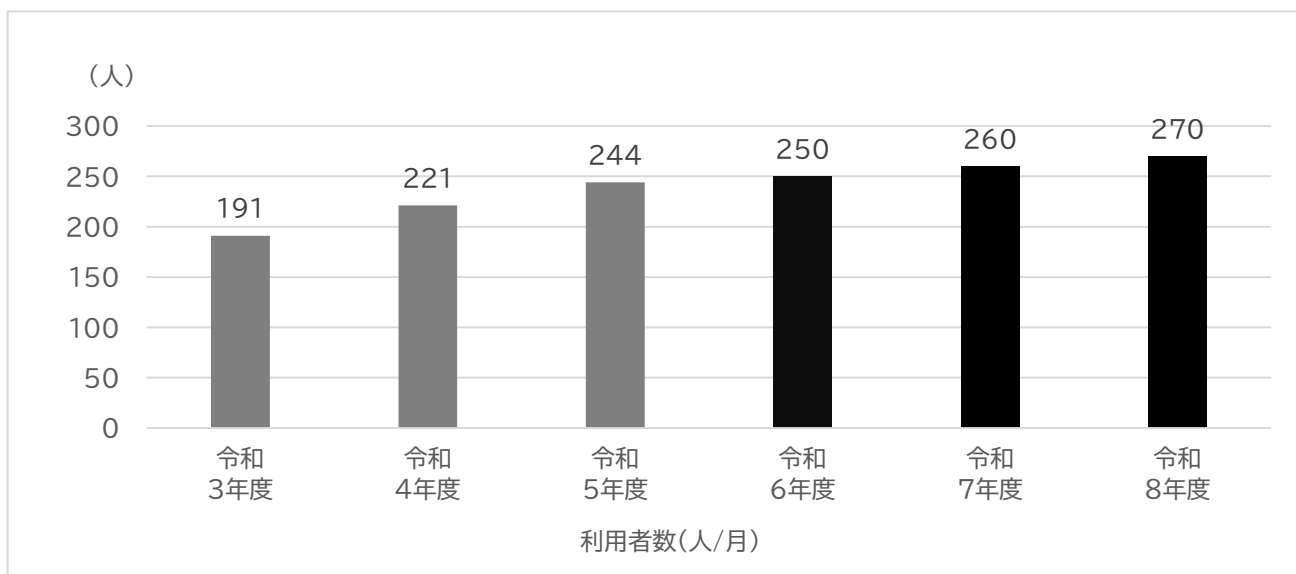


② 共同生活援助

【事業内容】

地域生活を営み支援を必要とする人に対し、共同生活の場において、食事や入浴や排せつ等の介護や相談支援を行うとともに、就労移行支援事業所等の関係機関との連絡調整を行います。

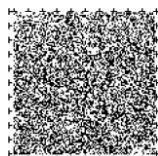
【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



年	実績値			見込量		
	令和 8 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 8 年度	令和 7 年度	令和 6 年度
利用者数 (人/月)	191	221	244	250	260	270

【見込量の算出根拠】

令和4年度、5年度はグループホームが新設されたことにより、利用者が急増しました。今後3年間の新設状況にもよりますが、年間10名程度が増加していくことを見込みました。

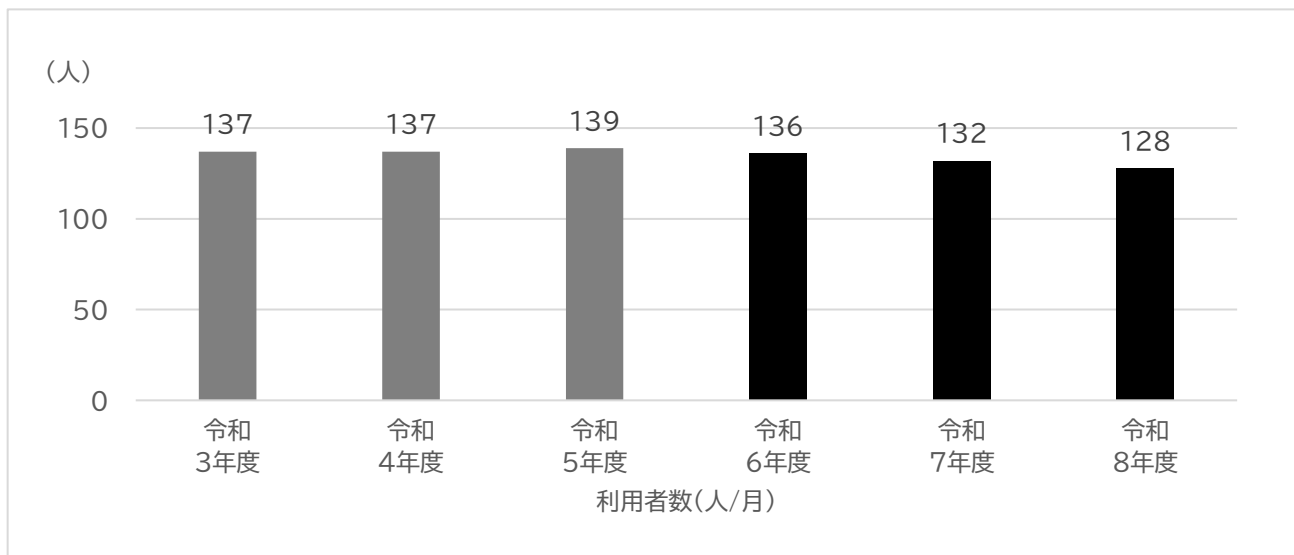


③ 施設入所支援

【事業内容】

施設に入所している人に入浴、排せつや食事の介護などの支援を行います。

【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



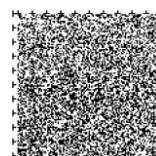
年	実績値			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数 (人/月)	137	137	139	136	132	128

【見込量の算出根拠】

新規サービス利用のニーズも考慮しつつ、国の基本指針である成果目標を達成する基準を勘案し見込みました。※成果目標（1）のとおり。

■ 居住系サービスのサービス量確保のための方策

1. 自立生活援助については、市内外のサービス提供事業所の動向を把握しながら、必要に応じ、利用者に向けた情報提供を行います。
2. 共同生活援助は、施設入所や入院から地域生活への移行を推進するために重要な役割を担うため、地域生活支援拠点「こがサポ」の体制整備と地域で支援できる体制を構築します。また、新規事業所や重度障がいを受け入れられる事業所が参入しやすいよう、必要に応じた支援を行います。
3. 施設入所支援については、施設入所者が地域生活移行できるよう、地域での支援体制構築のために関係者や関係機関との連携を強化していきます。



(4) 相談支援サービス

※相談支援は主に障がいのある人や家族などの相談に対応したり、必要な情報提供や福祉サービス利用のサポート、権利擁護のために必要な援助を提供する福祉サービスです。

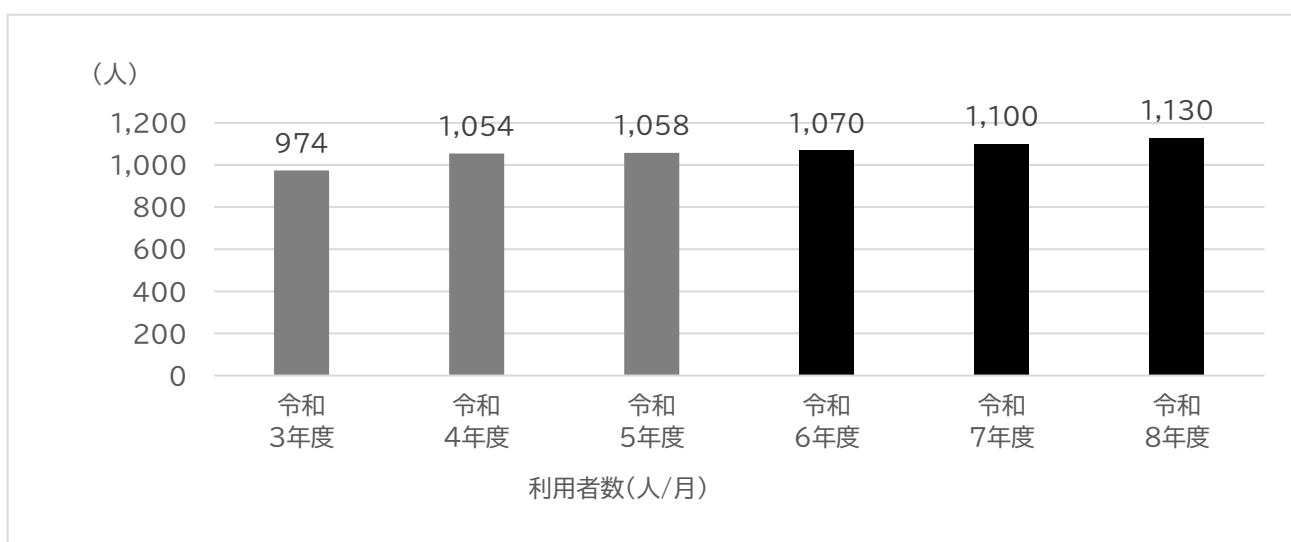
■ 相談支援サービス提供量の推移と見込量

① 計画相談支援

【事業内容】

障害福祉サービスの利用にあたり、個々のニーズや状態に応じて必要なサービスが利用できるケアマネジメントを行います。

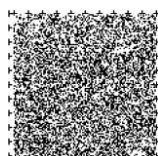
【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



年	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	974	1,054	1,058	1,070	1,100	1,130

【見込量の算出根拠】

利用者数は過去3年間で90名増加していることから、今後も年間30名が増加すると見込みました。

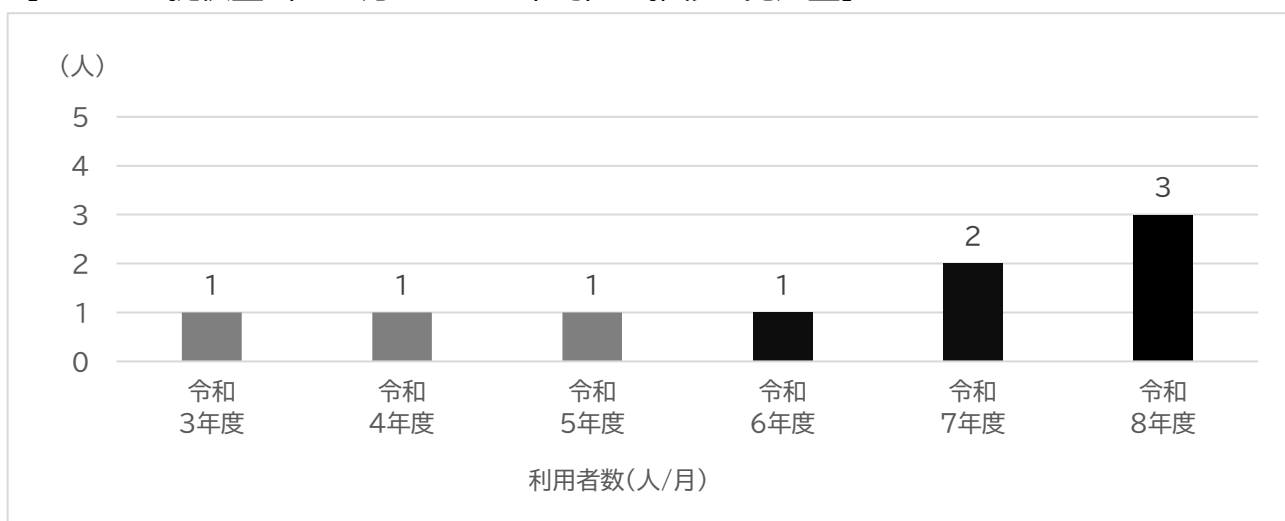


② 地域移行支援

【事業内容】

入所施設や病院に長期入院等している人が地域での生活に移行するための準備に必要な同行支援・入居支援等を行います。

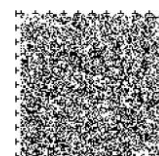
【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



年	実績値			見込量		
	令和 8 年度	令和 7 年度	令和 6 年度	令和 8 年度	令和 7 年度	令和 6 年度
利用者数 (人/月)	1	1	1	1	2	3

【見込量の算出根拠】

今後、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築されることにより、サービス利用者が増えることを見込みました。

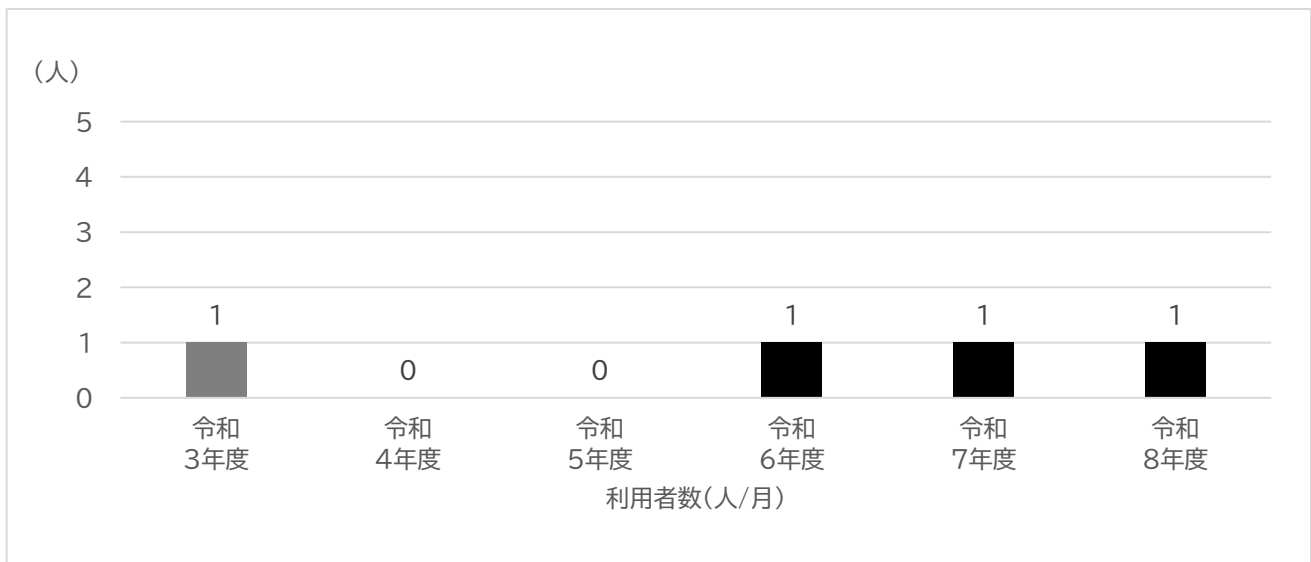


③ 地域定着支援

【事業内容】

居宅でひとり暮らしをしている人に対し、夜間等も含め緊急時における連絡・相談等の支援を行います。

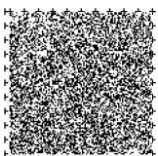
【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



年	実績値			見込量		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用者数 (人/月)	1	0	0	1	1	1

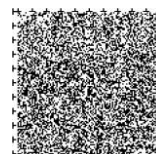
【見込量の算出根拠】

令和3年度以降、利用実績はありません。今後、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムが構築され、サービスを利用される方がいると見込み、最小値として年間1名を見込みました。



■ 相談支援サービスのサービス量確保のための方策

1. 障がい特性や個々のニーズに配慮した、よりきめ細やかな相談支援を行うため、古河市障害者相談支援センターの充実を図り、様々な社会資源を活用した、身近な相談支援の基盤整備に取り組みます。
2. サービス提供体制の整備と併せて、相談支援専門員の質の向上を図ります。
3. 一般相談支援、計画相談支援及び地域相談支援との役割分担、計画相談支援と障害福祉サービスを提供する事業者の在り方について、検討を行い相談支援体制の更なる充実を図ります。
4. 計画相談支援については、古河市障害者相談支援センター及び相談支援事業所と連携し、円滑なサービス利用に向けた体制を構築します。
5. 地域移行支援、地域定着支援については、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた協議の場において、関係者に周知を図り、サービスの利用を促進します。



2 障害児支援給付事業の見込量と確保のための方策

「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」における成果目標の達成に向け、児童福祉法に基づく障害児通所支援等について、各年度のサービス量を見込み、そのサービス見込量確保のための方策を定めます。

国の基本指針に基づき、令和6年度から8年度までの各サービス見込み量を算出します。

※令和5年度実績は7月までの実績値を基にした見込値となっています。

(1) 障害児通所支援サービス

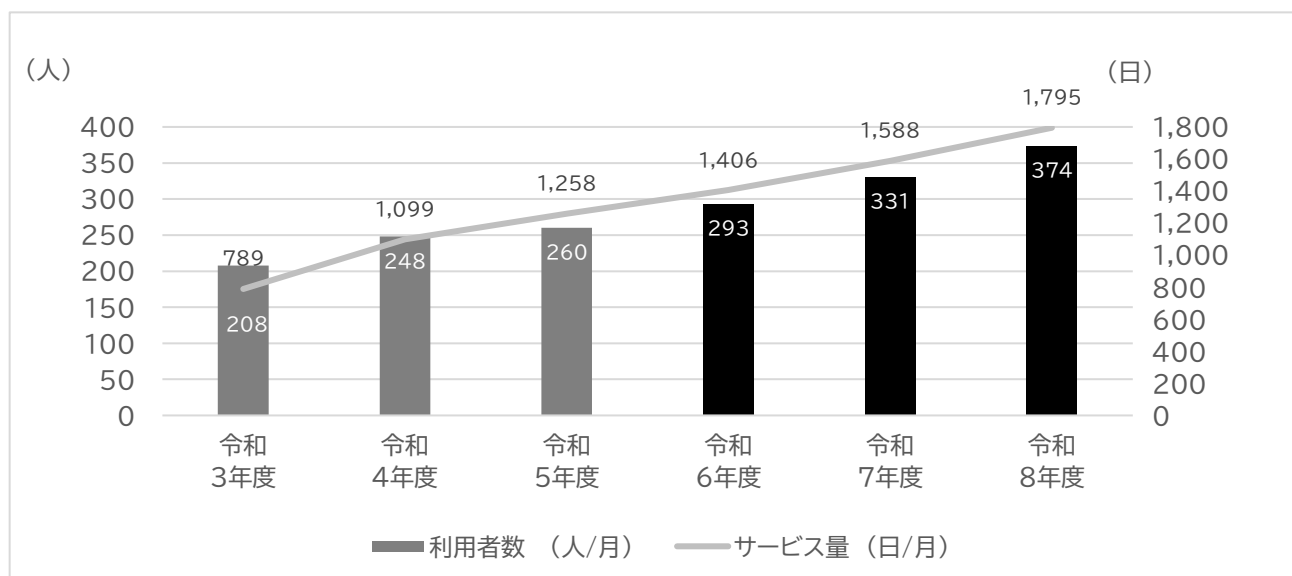
■ 障害児通所支援サービス提供量の推移と見込量

① 児童発達支援

【事業内容】

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

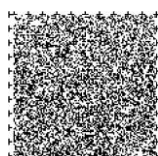
【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



年	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	208	248	260	293	331	374
サービス量 (日/月)	789	1,099	1,258	1,406	1,588	1,795

【見込量の算出根拠】

利用者数は過去5年の利用実績の伸び率（1.13）を乗じて見込みました。サービス量は、令和5年度の利用実績における1人あたりの平均利用日数を乗じて算出しました。

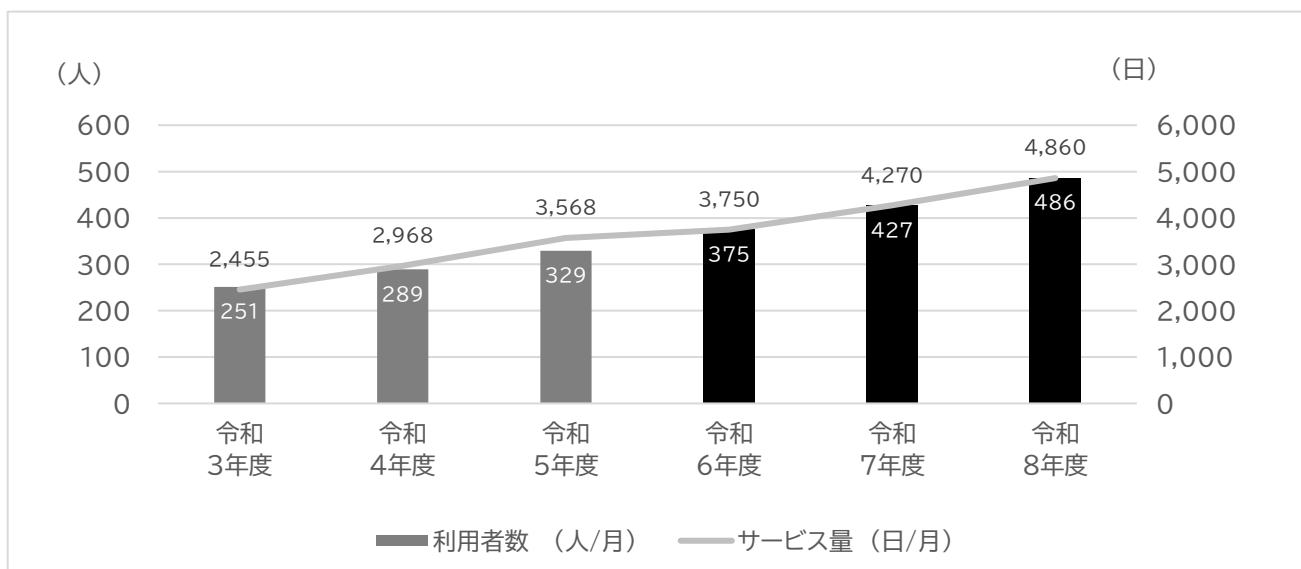


② 放課後等デイサービス

【事業内容】

放課後等デイサービスの施設において、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行います。

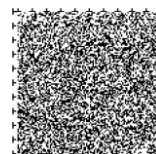
【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



年	実績値			見込量		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数 (人/月)	251	289	329	375	427	486
サービス量 (日/月)	2,455	2,968	3,568	3,750	4,270	4,860

【見込量の算出根拠】

利用者は年々増加しています。利用者数は過去5年の利用実績の伸び率（1.14）を見込みました。サービス量は令和5年度の利用実績における1人あたりの平均利用日数を乗じた利用日数を算出しました。

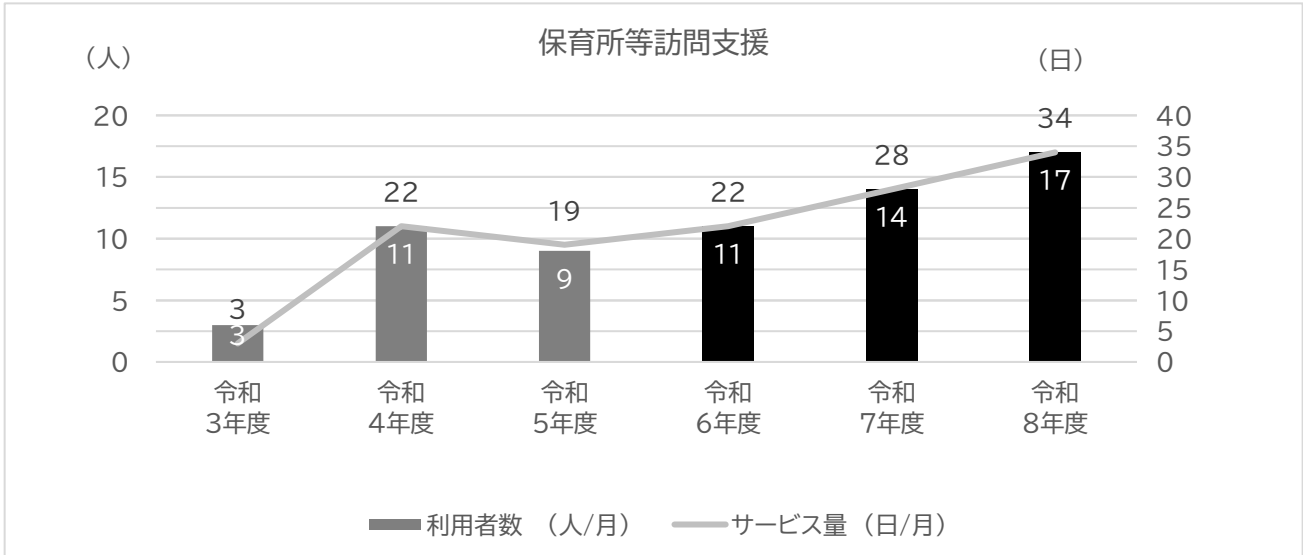


③ 保育所等訪問支援

【事業内容】

保育所等を訪問し、集団生活適応のための専門的な支援などを行います。

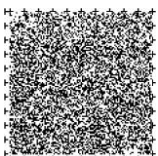
【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



年	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	3	11	9	11	14	17
サービス量 (日/月)	3	22	19	22	28	34

【見込量の算出根拠】

利用者数は過去5年間のサービス決定者の伸び率（1.24）を見込みました。サービス量は令和5年度の利用実績における1人あたりの平均利用日数を乗じた利用日数を算出しました。



④ 医療型児童発達支援

【事業内容】

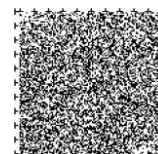
福祉サービスとしての児童発達支援にあわせ、上肢、下肢または体幹に障がいのある児童に対して必要ようとされる治療を行います。

【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】

年	実績値			見込量		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
サービス量 (日/月)	0	0	0	0	0	0

【見込量の算出根拠】

過去の利用実績、利用ニーズ及び近隣地域において提供事業所がないことを勘案し、利用見込みはなしとしました。

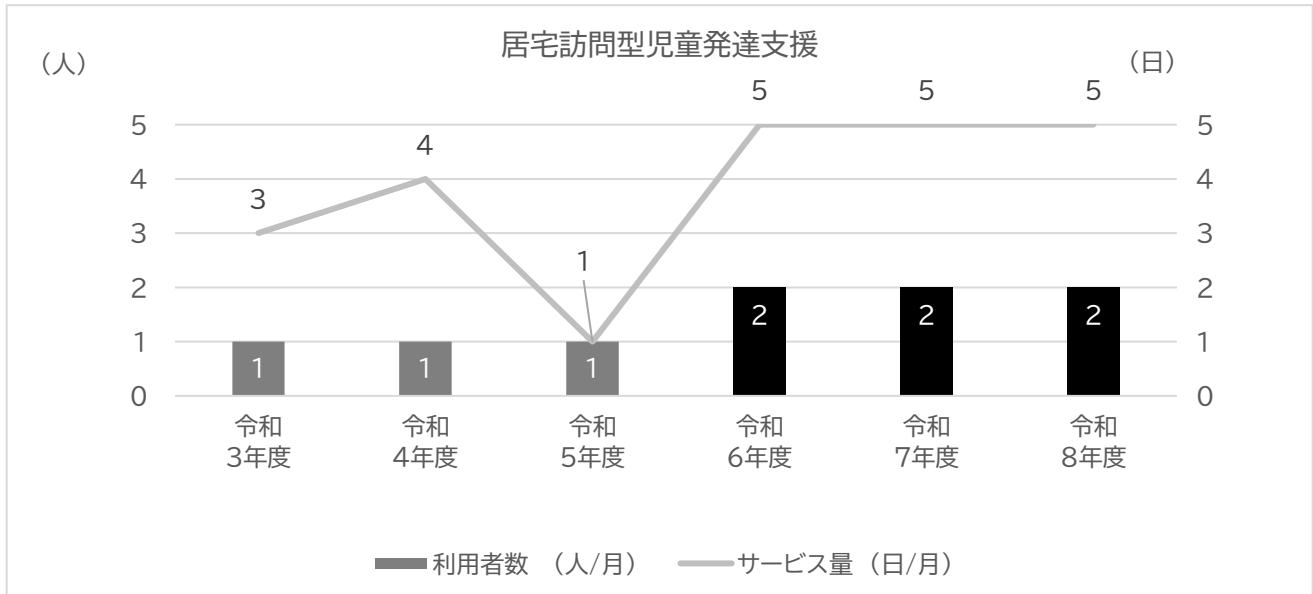


⑤ 居宅訪問型児童発達支援

【事業内容】

重度の障害等により外出が困難な障がい児に対し居宅訪問による発達支援を行います。

【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



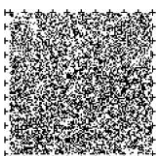
年	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数 (人/月)	1	1	1	2	2	2
サービス量 (日/月)	3	4	1	5	5	5

【見込量の算出根拠】

利用者数は過去の利用実績と決定者の推移を勘案し、今後も横ばいで推移すると見込みました。サービス量は過去3年間の利用実績における平均利用日数を乗じて算出しました。

■ 障害児支援給付サービス量確保のための方策

1. 障がい児の療育および訓練また日中活動の場として、今後もサービス利用の増加が見込まれます。支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるよう、サービス事業者の確保に努めるとともに、新規参入しやすいよう、必要に応じた支援を行います。
2. 障がい特性に応じた専門的な支援が提供されるようサービス提供事業所や障害児相談支援事業所との連携を図り、基盤の整備、新規事業所の参入および確保に努めます。
3. 発達障がいのある児童に対しては、保育所・園や認定こども園、障害児通所施設等において適切な支援ができるように連携と支援体制の強化を図ります。



(2) 障害児相談支援サービス

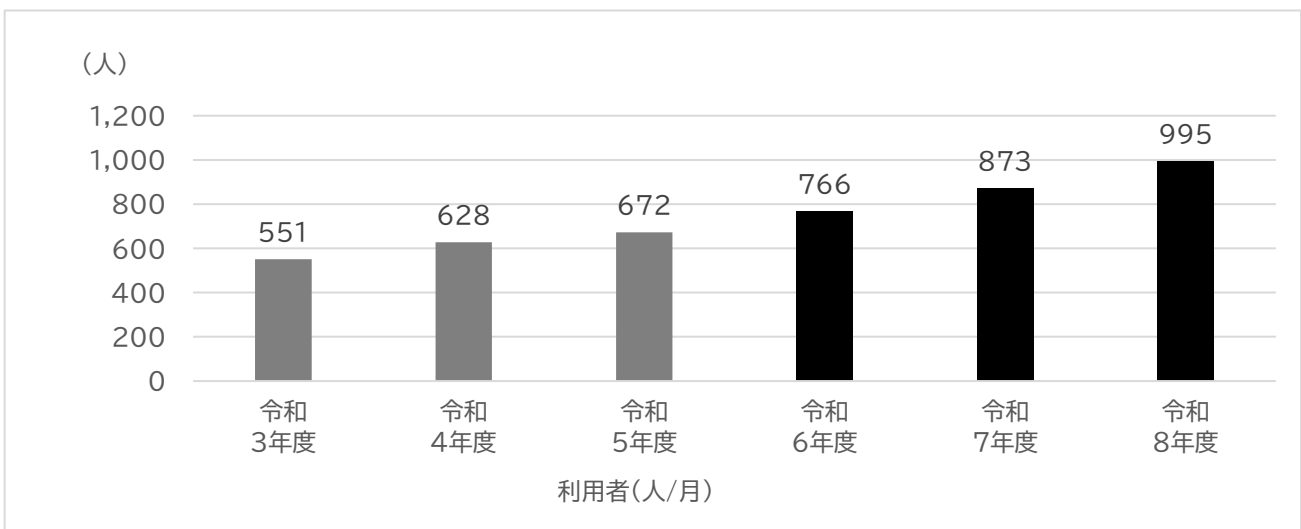
■ 障害児相談支援サービス提供量の推移と見込量

① 障害児相談支援

【事業内容】

障害児通所支援に係る利用計画案の作成を行います。また、給付決定後、事業者等と連絡調整等を行い利用計画の作成を行います。

■ 【サービス提供量（1か月あたりの平均）の推移と見込量】



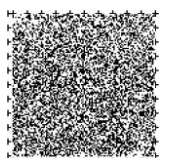
年	実績値			見込量		
	令和×年度	令和×年度	令和×年度	令和×年度	令和×年度	令和×年度
利用者数 (人/月)	551	628	672	766	873	995

【見込量の算出根拠】

利用者数は年々、増加しています。過去5年の利用実績伸び率（1.14）を乗じて見込みました。

■ 障害児相談支援サービス量確保のための方策

1. 障害児相談支援については、増加傾向にあるニーズおよびその見込量を確保するため、相談支援事業者の新規参入を促進するとともに、適切なサービス等利用計画作成のため定期的な実地指導を実施しサービスの質の向上を図ります。



3 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

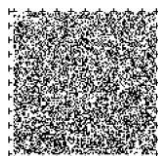
地域生活支援事業は、障がい児・者がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるように生活をサポートするサービスです。障がい児・者のニーズに合わせた柔軟なサービスを提供することにより、障がいの有無に関わらずお互いの人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目的とする事業です。

地域生活支援事業は必ず実施しなければならない事業（必須事業）と市町村の判断による地域特性等により柔軟に実施できる事業（任意事業）から構成されています。

年齢や障害種別等に関わりなく、身近なところで必要なサービスが受けられるよう、地域生活支援事業を推進します。

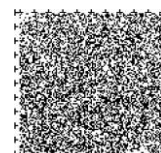
【事業内容】

名 称		サービス内容	
地域生活支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業	地域の住民に対して、障がい者及び障がい児に対する理解を深めるために、市が実施する研修・啓発事業です。
		自発的活動支援事業	障がい者及び障がい児やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業です。
		相談支援事業	①相談支援事業 障がい者やその家族の相談に応じるとともに、福祉サービスにかかる情報提供と援助、サービス提供機関の紹介、権利擁護のために必要な援助を行います。
			②基幹相談支援センター等機能強化事業 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の中核的な役割（地域の相談支援専門員の人材育成、広域的な調整、地域移行等に係るネットワーク構築、権利擁護、虐待対応等）を実施します。さらに、専門的職員を配置し、相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することを基幹相談支援センター等機能強化事業といいます。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度による支援が必要な知的障がい・精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬の一部を助成します。		



区分	名称	サービス内容	
地域生活支援事業	任意事業	意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚、高次脳機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者及び障がい児に、障がい者及び障がい児とその他の者との意思疎通を仲介する手話通訳者及び要約筆記者の派遣等を行う事業です。
		日常生活用具給付等事業	障がい者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付する事業です。
		手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者等との交流活動の促進、支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。
		移動支援事業	移動支援事業は、屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児に対し、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です。
		地域活動支援センター事業	障がいのある人が通所により、創作活動又は生産活動等を行い、社会との交流の促進を図ります。地域活動支援センターには基礎的な事業と機能強化事業があります。

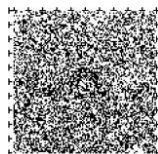
区分	名称	サービス内容	
地域生活支援事業	任意事業	訪問入浴サービス事業	入浴が困難な重度の障がい者の家庭を訪問し、入浴サービスを行います。
		日中一時支援事業	障がい者の日中における活動の場を確保し、家族の負担の軽減を図ります。
		レクリエーション活動等支援事業	文化活動やスポーツ教室を開催します。
		点字・声の広報等発行事業	視覚に障がいがある人に録音版の広報を発行します。



【令和5年度まで実績と令和8年度までの見込】〔必須事業〕

事業名	単位	実績			見込			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
(1) 理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	有	有	
(2) 自発的活動支援事業	有無	無	無	無	有	有	有	
(3) 相談支援事業								
①基幹相談支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1	
②地域相談支援センター	箇所	3	3	3	3	3	3	
(4) 成年後見制度利用支援事業	人	1	2	3	6	8	10	
(5) 意思疎通支援事業								
①手話通訳者派遣事業	人	19	21	20	20	20	20	
②要約筆記者派遣事業	人	0	1	0	1	1	1	
(6) 日常生活用具給付等事業								
①介護・訓練支援用具	件	6	12	8	7	7	7	
②自立生活支援用具	件	18	9	13	14	14	14	
③在宅療養等支援用具	件	13	12	9	12	12	12	
④情報・意思疎通支援用具	件	54	50	46	52	52	52	
⑤排せつ管理支援用具	人	2,690	2,776	2,879	2,976	3,080	3,188	
(7) 手話奉仕員養成講座	有無	有	有	有	有	有	有	
(8) 移動支援事業	実利用者数	人	33	35	35	35	35	35
	延べ利用時間数	時間	1,290	1,178	1,500	1,500	1,500	1,500
(9) 地域活動支援センター	Ⅰ型	箇所	1	1	1	1	1	1
		人	6	9	9	10	10	10
	Ⅱ型	箇所	-	-	-	-	-	-
		人	-	-	-	-	-	-
	Ⅲ型	箇所	2	2	2	2	2	2
		人	50	38	35	40	40	40

※単位は年間値 ※令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込値



【令和5年度まで実績と令和8年度までの見込】〔任意事業〕

事業名	単位	実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 訪問入浴サービス事業	人	15	15	15	15	15	15
(2) デイステイ事業	人	18	13	6	12	12	12
(3) 日中一時支援事業	人	91	93	84	90	90	90
(4) スポーツ・レクリエーション教室	有無	有	有	有	有	有	有
(5) 広報録音版発行事業	人	25	30	25	26	26	26
(6) 要約筆記奉仕員入門講座	有無	無	無	有	有	有	有
(7) 身体障害者用自動車改造費助成事業	人	0	0	0	1	1	1
(8) 自動車運転免許取得事業	人	0	0	0	1	1	1

※単位は年間値

※令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込値

【サービス量確保のための方策】

〔必須事業〕

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が地域で安心して生活していくためには、障がいに対する理解を深めることが重要です。今後も共生型イベント「インクルーシブフェスティバル」を引き続き実施し、より多くの市民の方に障がいのある人等への理解や啓発を推進します。

(2) 自発的活動支援事業

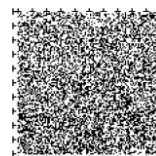
障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的な活動ができるよう支援していきます。また、積極的に活動に参加できるよう市民への周知を図ります。

(3) 相談支援事業

利用者のニーズに対応した相談体制を確保するため、事業者等との連携を強化し相談・支援体制の充実に努め、相談支援事業の利用促進を図ります。また、相談体制の充実に向けて、古河市障害者相談支援センターの活動を強化するとともに、利用しやすい相談体制の確保を図ります。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の相談や支援の周知を行うとともに、継続的な情報提供により成年後見制度の利用を促進します。



(5) 意思疎通支援事業

手話通訳者・要約筆記者の派遣事業については、市広報等による周知徹底に努め、利用促進を図ります。

(6) 日常生活用具給付等事業

障がいの特性に合わせ適切な用具を給付するとともに、事業の周知、利用の普及拡大に努め、日常生活の便宜を図ります。

(7) 手話奉仕員養成講座

手話奉仕員養成講座を入門編と基礎編を隔年実施し、人材育成に努めます。

(8) 移動支援事業

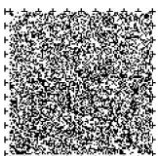
障がいのある人の自立生活や社会参加を促進めるために、サービス提供体制の確保や事業の周知に努めます。

(9) 地域活動支援センター

地域活動支援センター運営の安定化を図るため、今後も運営費の補助等の支援を継続していきます。

〔任意事業〕

地域生活支援事業の任意事業については、他事業との統廃合や事業費の交付税措置により事業が見直されることとなります。各事業のサービス量の状況等を把握し、必要なサービスが利用できるようサービス提供事業所や関係機関と連携しながら事業を推進していきます。また、障がいのある人のニーズに応じて、新たな事業を検討していきます。

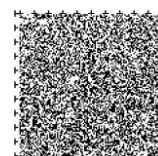


4 地域福祉事業の見込量と確保のための方策

地域福祉事業は障害者総合支援法に属さない市独自で実施する障がい者福祉施策です。難病患者に対する医療費の一部助成、医療機関等へのタクシー料金の助成、小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付等を行っています。

【事業内容】

サービス名	内容
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾病児童等に日常生活用具を給付します。
重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業	重度の障がい者の家庭生活を送りやすくするため住宅の一部を改修する場合に費用の一部を助成します。
タクシー料金助成事業	障がい者が医療機関への通院または機能回復訓練施設への通所のために利用するタクシー料金の一部を助成します。
歯科治療施設通院助成事業	重度の障がい者が歯科治療のための通院に係る費用の一部を助成します。
ファックス基本料助成事業	聴覚障がい者向けに、ファックスを使用する際の基本料金を助成します。
指定難病患者医療費助成事業	指定難病患者が負担した医療費の一部を助成します。
障害者手帳等診断書一部助成事業	身体障害者手帳の交付申請に必要な診断書料の一部を助成します。
合理的配慮提供支援助成事業	事業者が合理的な配慮を提供することに対し、その提供に要する費用の全部または一部を助成します。



【令和5年度までの実績と令和8年度の見込量】

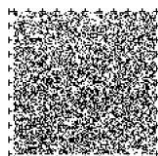
事業名	単位	実績			見込		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	人	0	0	1	2	2	2
重度障害者(児)住宅リフォーム助成事業	人	2	4	3	4	4	4
タクシー料金助成事業	人	57	66	55	58	61	64
歯科治療施設通院助成事業	人	20	17	20	20	20	20
ファックス基本料助成事業	人	5	5	5	5	5	5
指定難病患者医療費助成事業	人	476	508	542	574	606	638
障害者手帳等診断書一部助成事業(身体障がい者のみ)	人	353	354	350	350	350	350
合理的配慮提供支援助成事業	件	-	-	-	10	10	

※単位は年間値

※令和3、4年度は実績値、令和5年度は見込値

【サービス量確保のための方策】

1. 事業の内容や申請手続き等について、サービスが必要な人に事業の周知と情報提供の充実を図ります。
2. 障がいのある人のニーズを事業に反映できるよう事業の制度設計や見直し等を検討していきます。



5 障害福祉サービス等の実績及び見込値一覧

(1) 障害福祉・障害児福祉サービスの実績

① 訪問系サービス

各月平均利用実績

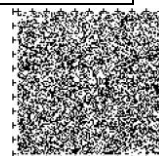
サービス名			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	利用者数 (人/月)	見込値	127	132	110	110	110
		実績値	103	107	104	104	100
	サービス量 (時間/月)	見込値	2,664	2,785	2,546	2,546	2,564
		実績値	2,406	2,413	2,539	2,173	2,012
重度訪問 介護	利用者数 (人/月)	見込値	1	1	4	4	5
		実績値	3	4	3	3	3
	サービス量 (時間/月)	見込値	600	600	1,539	1,539	1,539
		実績値	903	950	955	559	441
同行援護	利用者数 (人/月)	見込値	18	18	16	16	16
		実績値	15	13	13	15	15
	サービス量 (時間/月)	見込値	162	162	137	137	137
		実績値	142	112	128	145	134
行動援護	利用者数 (人/月)	見込値	1	1	1	1	1
		実績値	0	0	0	0	0
	サービス量 (時間/月)	見込値	40	40	40	40	40
		実績値	0	0	0	0	0
重度障害 者等包括 支援	利用者数 (人/月)	見込値	1	1	0	0	1
		実績値	0	0	0	0	0
	サービス量 (時間/月)	見込値	40	40	0	0	362
		実績値	0	0	0	0	0

※令和5年度は7月までの実績

② 日中活動系サービス

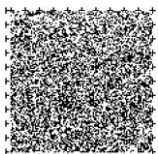
各月平均利用実績

サービス名			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用者数 (人/月)	見込値	317	329	324	346	369
		実績値	302	302	298	301	312
	サービス量 (日/月)	見込値	6,408	6,658	6,533	6,976	7,440
		実績値	6,040	6,117	5,983	5,991	6,322



自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	見込量	1	1	4	5	6
		実績値	1	3	5	2	1
	サービス量 (日/月)	見込量	23	23	19	24	29
		実績値	9	32	45	15	3
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	見込量	20	21	14	14	14
		実績値	10	5	7	8	12
	サービス量 (日/月)	見込量	355	373	243	243	243
		実績値	167	94	128	161	218
宿泊型 自立訓練	利用者数 (人/月)	見込量	—	—	—	—	—
		実績値	—	—	2	2	2
就労移行支援	利用者数 (人/月)	見込量	48	52	41	43	48
		実績値	43	31	28	31	29
	サービス量 (日/月)	見込量	767	804	722	757	845
		実績値	757	549	494	552	503
就労継続支援 (A型)	利用者数 (人/月)	見込量	71	82	78	81	84
		実績値	69	81	103	121	141
	サービス量 (日/月)	見込量	1,316	1,520	1,401	1,455	1,509
		実績値	1,241	1,531	1,976	2,230	2,587
就労継続支援 (B型)	利用者数 (人/月)	見込量	202	205	290	310	330
		実績値	249	273	271	280	299
	サービス量 (日/月)	見込量	3,905	3,954	5,455	5,831	6,207
		実績値	4,700	5,050	4,953	5,103	5,498
就労定着支援	利用者数 (人/月)	見込量	10	12	7	8	9
		実績値	4	5	8	10	11
	サービス量 (日/月)	見込量	20	240	140	160	180
		実績値	4	5	8	11	16
療養介護	利用者数 (人/月)	見込量	19	19	19	19	19
		実績値	19	18	17	16	17
	サービス量 (日/月)	見込量	567	559	562	562	562
		実績値	567	571	521	509	518
短期入所 (ショート ステイ)	利用者数 (人/月)	見込量	44	47	47	47	47
		実績値	41	24	24	26	40
	サービス量 (日/月)	見込量	373	373	376	376	376
		実績値	227	165	208	219	312

※令和5年度は7月までの実績



③ 居住系サービス

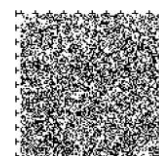
各月平均利用実績

サービス名			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用者数 (人/月)	見込量	5	5	0	0	1
		実績値	0	0	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数 (人/月)	見込量	152	162	175	183	191
		実績値	165	196	191	221	244
施設入所支援	利用者数 (人/月)	見込量	152	152	146	145	143
		実績値	145	144	137	137	139

④ 相談支援サービス

各月平均利用実績

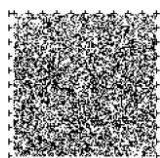
サービス名			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用者数 (人/年)	見込量	806	819	950	990	1,030
		実績値	906	935	974	1,054	1,058
地域移行支援	利用者数 (人/年)	見込量	2	2	1	2	3
		実績値	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数 (人/年)	見込量	1	1	1	2	3
		実績値	0	0	1	0	0



⑤ 障害児福祉サービス

各月平均利用実績

サービス名			令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用者数 (人/月)	見込量	138	142	150	155	160
		実績値	147	161	208	248	260
	サービス量 (日/月)	見込量	—	—	523	541	558
		実績値	524	639	789	1,099	1,258
放課後等デイ サービス	利用者数 (人/月)	見込量	166	186	220	235	250
		実績値	197	213	251	289	329
	サービス量 (日/月)	見込量	—	—	2,308	2,466	2,623
		実績値	2,090	2,163	2,455	2,968	3,568
保育所等訪問 支援	利用者数 (人/月)	見込量	7	7	8	8	8
		実績値	3	2	3	11	9
	サービス量 (日/月)	見込量	—	—	10	10	10
		実績値	3	2	3	22	19
医療型児童発 達支援	利用者数 (人/月)	見込量	0	0	0	1	2
		実績値	0	0	0	0	0
	サービス量 (日/月)	見込量	—	—	0	20	40
		実績値	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数 (人/月)	見込量	5	5	2	2	3
		実績値	1	1	1	1	1
	サービス量 (日/月)	見込量	—	—	2	2	3
		実績値	1	1	3	4	1
障害児相談 支援	利用者数 (人/月)	見込量	332	341	417	443	469
		実績値	391	476	551	628	672



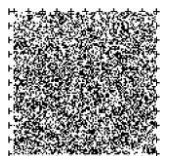
(2) 障害福祉・障害児福祉サービスの令和8年度までの見込量

① 訪問系サービス

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
居宅介護	利用者数	人/月	105	110	116
	サービス量	時間/月	2,112	2,213	2,333
重度訪問介護	利用者数	人/月	4	5	6
	サービス量	時間/月	588	735	882
同行援護	利用者数	人/月	16	17	18
	サービス量	時間/月	142	151	160
行動援護	利用者数	人/月	1	1	1
	サービス量	時間/月	40	40	40
重度障害者等 包括支援	利用者数	人/月	0	0	0
	サービス量	時間/月	0	0	0

② 日中活動系サービス

サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
生活介護	利用者数	人/月	315	318	321
	サービス量	日/月	6,300	6,360	6,420
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人/月	1	1	2
	サービス量	日/月	3	3	6
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人/月	12	12	12
	サービス量	日/月	218	218	218
宿泊型自立訓練	利用者数	人/月	2	2	2
就労選択支援【新規】	利用者数	人/月	—	10	10
就労移行支援	利用者数	人/月	32	32	32
	サービス量	日/月	544	544	544
就労継続支援 (A型)	利用者数	人/月	150	160	170
	サービス量	日/月	2,700	2,880	3,060
就労継続支援 (B型)	利用者数	人/月	310	320	330
	サービス量	日/月	5,580	5,760	5,940



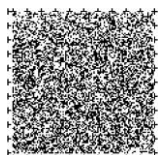
就労定着支援	利用者数	人/月	14	17	20
	サービス量	日/月	19	23	28
療養介護	利用者数	人/月	18	18	19
	サービス量	日/月	540	540	570
短期入所 (ショートステイ)	利用者数	人/月	40	45	45
	サービス量	日/月	337	377	377

③ 居住系サービス

サービス名			令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数	人/月	0	1	1
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人/月	250	260	270
施設入所支援	利用者数	人/月	136	132	128

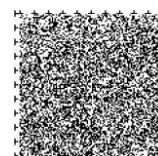
④ 計画相談サービス

サービス名			令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数	人/年	1,070	1,100	1,130
地域移行支援	利用者数	人/年	1	2	3
地域定着支援	利用者数	人/年	1	1	1



⑤ 障害児福祉サービス

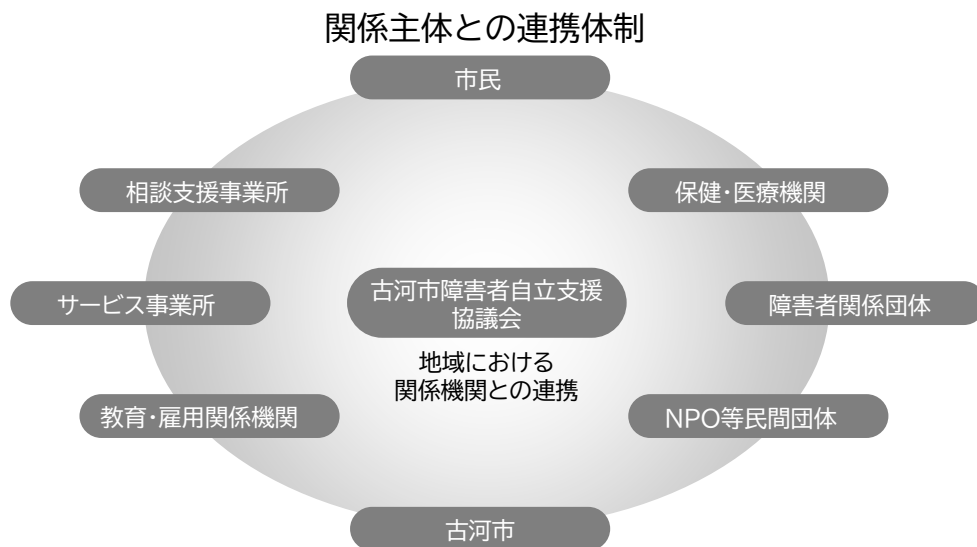
サービス名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数(人/月)	293	331	374
	サービス量(日/月)	1,406	1,588	1,795
放課後等デイサービス	利用者数(人/月)	375	427	486
	サービス量(日/月)	3,750	4,270	4,860
保育所等訪問支援	利用者数(人/月)	11	14	17
	サービス量(日/月)	22	28	34
医療型児童発達支援	利用者数(人/月)	0	0	0
	サービス量(日/月)	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人/月)	2	2	2
	サービス量(日/月)	5	5	5
障害児相談支援	利用者数(人/月)	766	873	995



第7章 計画の推進

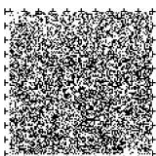
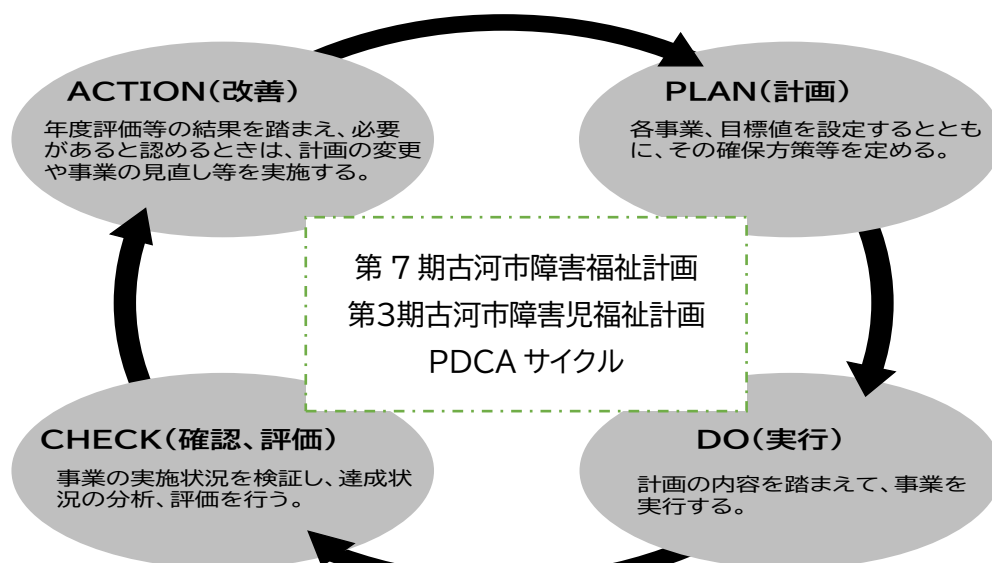
1 計画達成にむけた推進体制

計画を着実に進めていくために、年度ごとに障害福祉計画の達成状況を点検し、古河市障害者自立支援協議会を核とし、障がいのある人を取り巻く国、県、民間事業所、各種団体、企業等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行うなど、協働して計画の推進に努めます。



2 計画達成状況の点検・評価

計画達成状況の点検・評価についてはPDCAサイクルを導入し、成果目標及び活動指標を少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。



資料編

1 障害者総合支援法 第 88 条

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項

二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み

三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

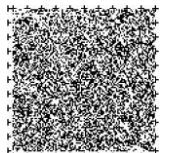
二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

（以下省略）



2 児童福祉法第 33 条

第 33 条の 20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 二 前項第 2 号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

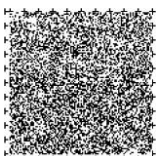
(4～5 略)

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(以下省略)

3 計画策定経過

年月日	内容
令和 5 年 8 月 23 日	第 1 回古河市障害者自立支援協議会 ・第 7 期古河市障害福祉計画・第 3 期古河市障害児福祉計画の策定について
令和 5 年 9 月	障がい児・者、障害福祉サービス事業所等を対象としたアンケート調査の実施
令和 6 年 1 月 19 日 ～ 2 月 7 日	パブリックコメント実施
令和 6 年 1 月 22 日	第 2 回古河市障害者自立支援協議会 ・第 7 期古河市障害福祉計画・第 3 期古河市障害児福祉計画（案）について

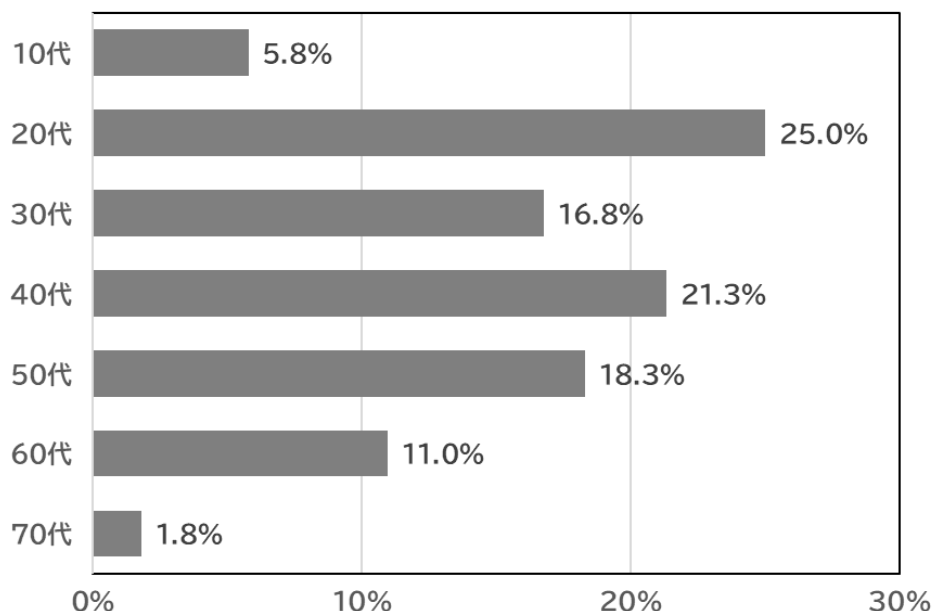


4 福祉に関するアンケート調査（抜粋）

（1）障害福祉サービス利用者アンケート

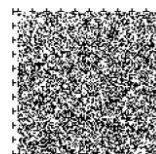
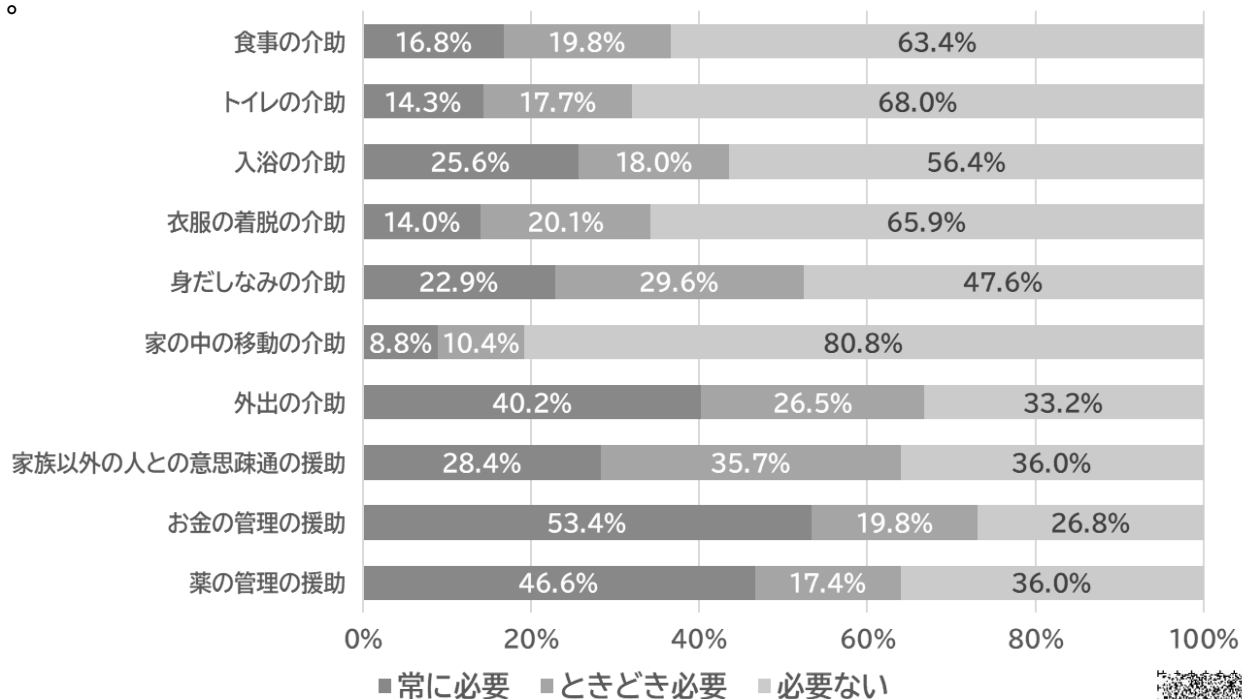
問 あなたの年齢をお答えください。（令和5年8月1日現在）

「20代」が25.0%と最も多く、次いで「40代」が21.3%、「50代」が18.3%となっています。



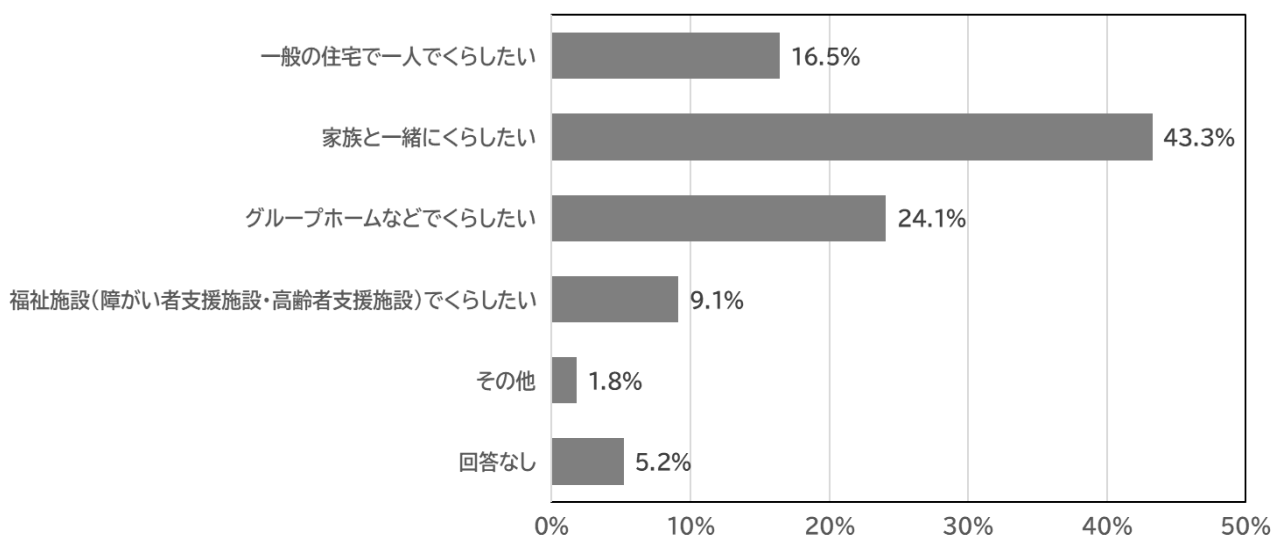
問 日常生活の中で、あなたへの支援はどのくらい必要ですか。

日常生活の中で、「常に必要」「ときどき必要」を合わせた『必要』という回答では、「お金の管理の援助」が最も多く、次いで「外出の介助」、「家族以外の人との意思疎通の援助、薬の管理の援助」となっています。



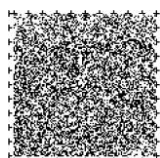
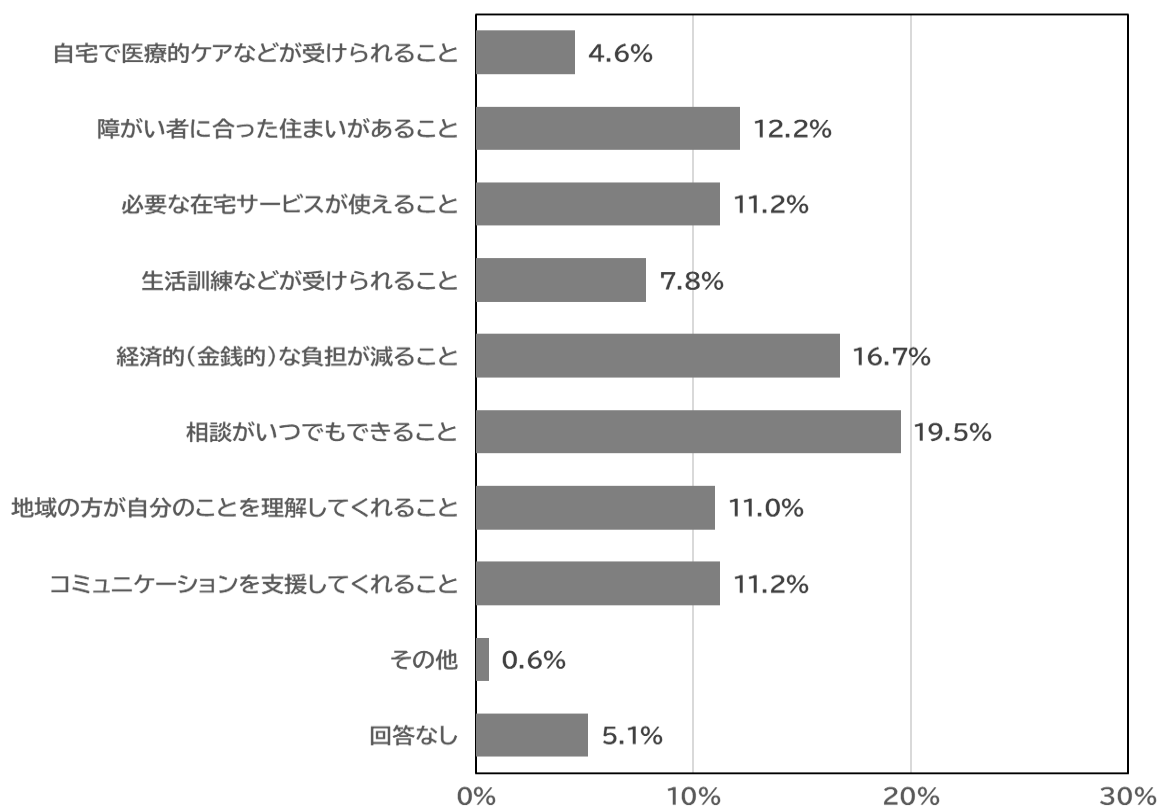
問 あなたは今後、どのような暮らしをしたいと思いますか。

「家族と一緒に暮らしたい」が 43.3%と最も多く、次いで「グループホームなどで暮らしたい」が 24.1%、「一般の住宅で一人で暮らしたい」が 16.5%となっています。



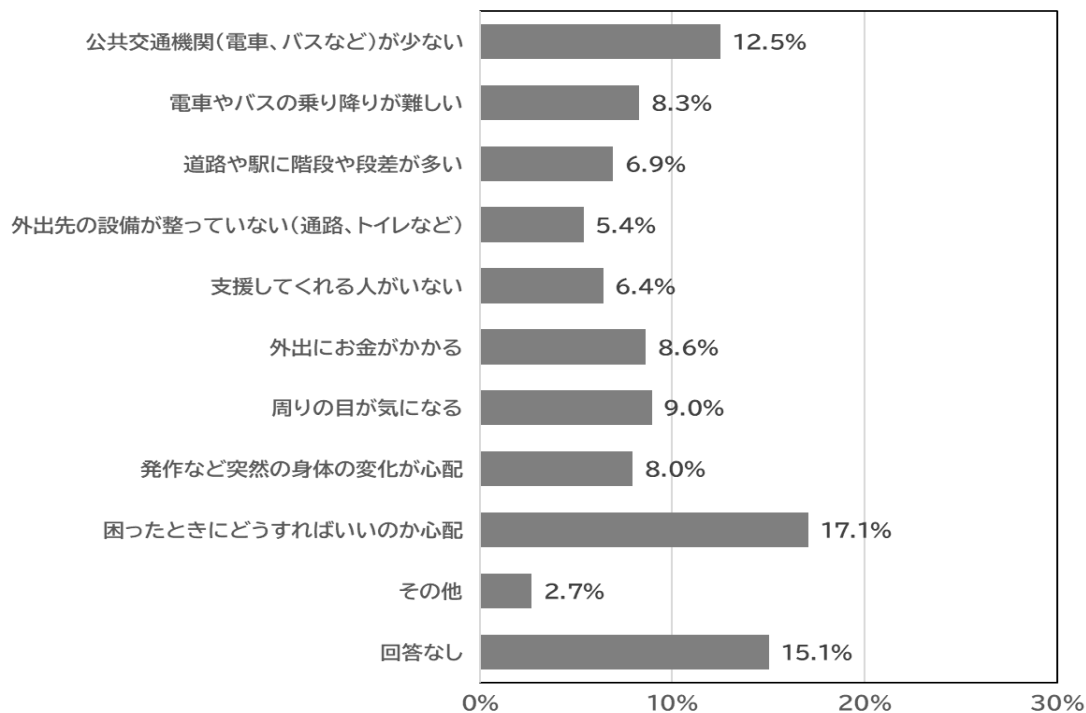
問 希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。

「相談がいつでもできること」が 19.5%と最も多く、次いで「経済的(金銭的)な負担が減ること」が 16.7%、「障がい者に合った住まいがあること」が 12.2%となっています。



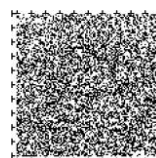
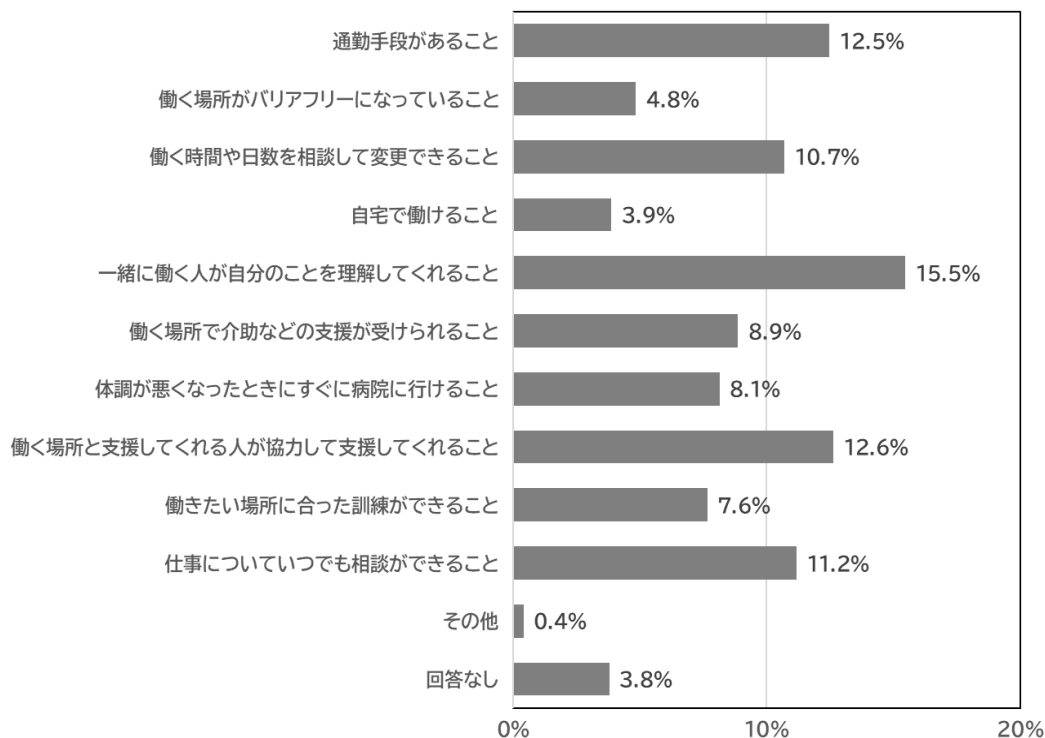
問 あなたやご家族等が外出する時に困ることは何ですか。

「困った時にどうすればいいのか心配」が 17.1%と最も多く、次いで「公共交通機関(電車、バスなど)が少ない」が 12.5%となっています。



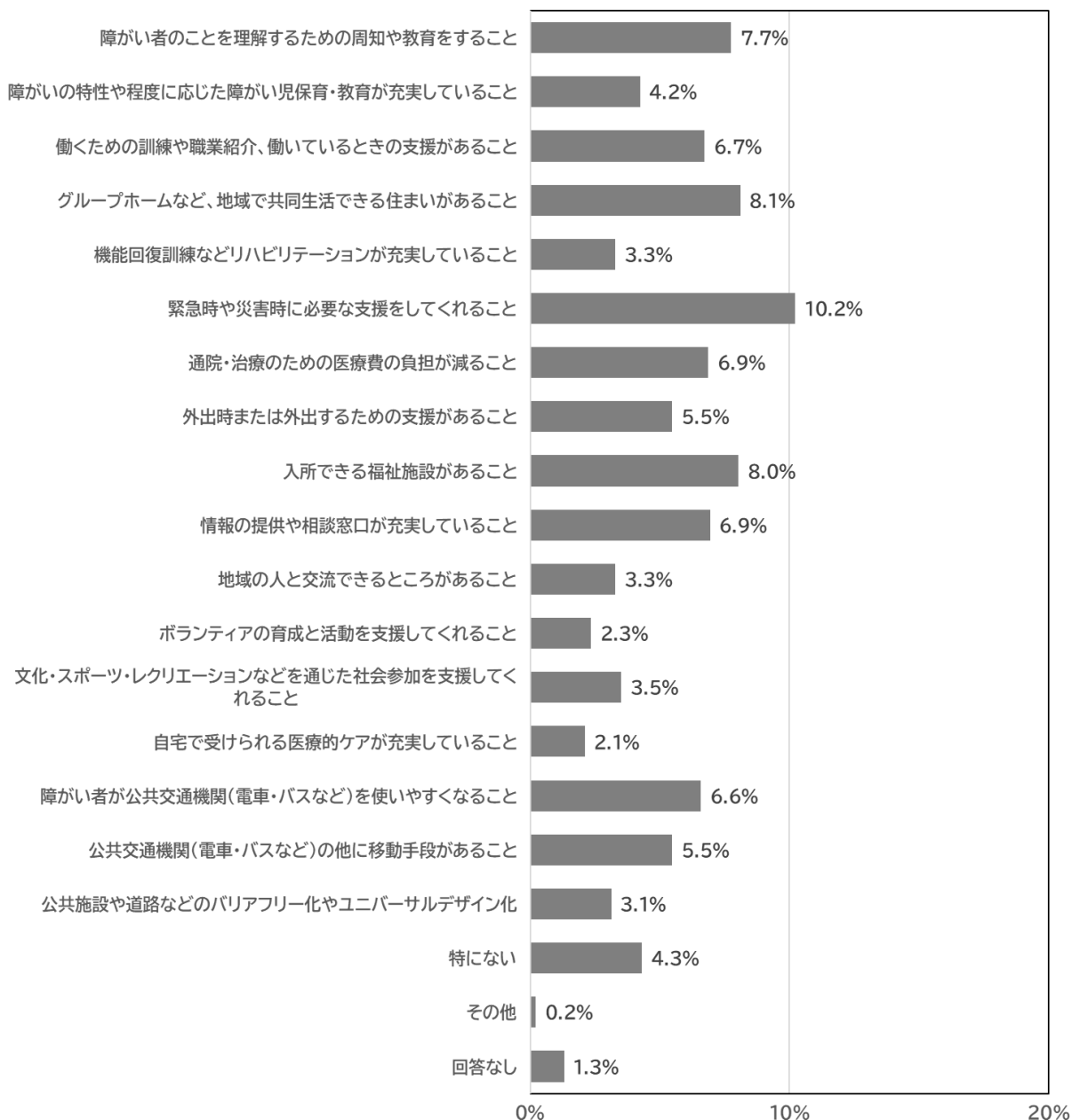
問 あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

「一緒に働く人が自分のことを理解してくれること」が 15.5%と最も多く、次いで「働く場所と支援してくれる人が協力して支援してくれること」が 12.6%、「通勤手段があること」が 12.5%となっています。



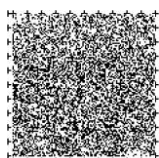
問 あなたやご家族などの支援者にとって、障がい者支援として必要なものはありますか。

「緊急時や災害時に必要な支援をしてくれること」が 10.2%と最も多く、次いで「グループホームなど、地域で共同生活できる住まいがあること」が 8.1%、「入所できる福祉施設があること」が 8.0%となっています。



問 あなたを支援するサービスとして、どのようなサービスがあればいいと思いますか。(具体的にご記入ください)

- 通院にかかる交通費がかなりかかるので、タクシー助成の上限額を上げてほしい。
- 障害者の住居がない。障害者に対して働く場所が欲しい。
- 65歳での年齢で介護福祉サービスでの移行ではなく従来の障害福祉サービスでの利用可能を望む。
- どんな些細なことでも、相談できるような環境が欲しい。

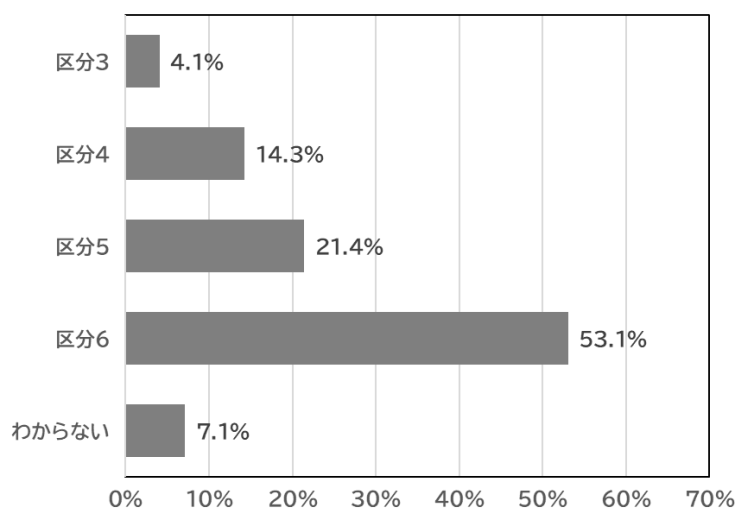


- 重度心身障がい者が利用できるグループホームや福祉施設が増えると有り難いです。
- 一般企業での障がい者雇用が増えたら良いと思う。
- 障がい者に対して理解のある企業が増えたら良いと思う。
- 歯科通院は現在他の市でお世話になっています。古河市にも障がい者をご理解いただき、不安なく通院できる歯科さんが増えてくれたらありがたいと思います。
- 必要な人に必要な情報が行き届いていないので、もっとオープンな支援や情報提供が大切。
- 障がい者を行政だけでなく、地域で見守ってくれるシステムがあればいいと思います。

(2) 施設入所者アンケート

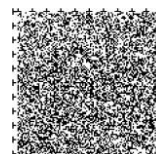
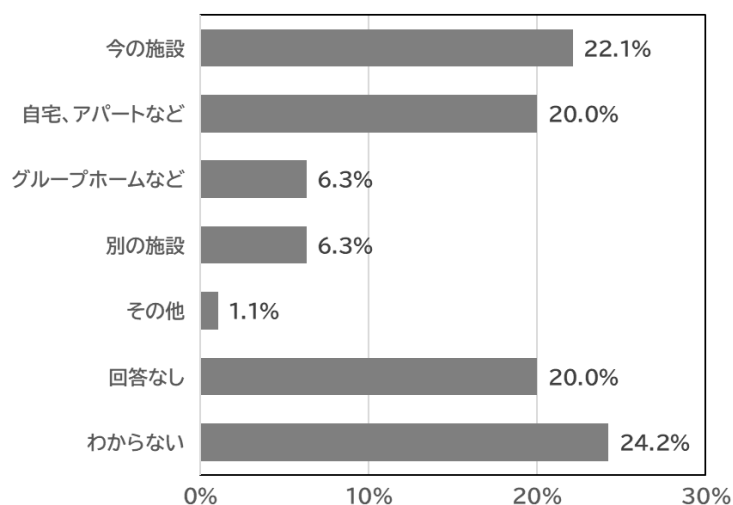
問 あなたの障害支援区分お答えください。(○は1つだけ)

「区分6」が53.1%と最も多く、次いで「区分5」が21.4%となっています。



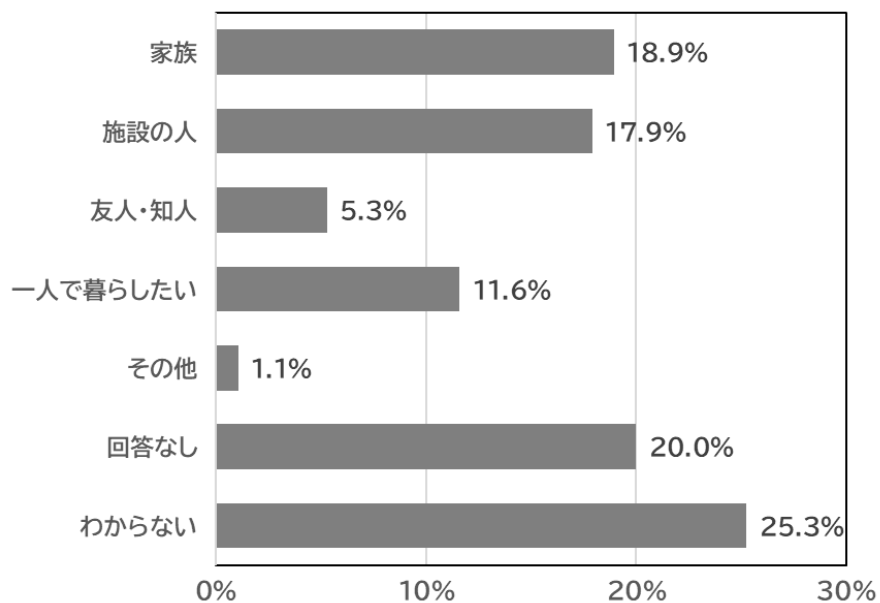
問 あなたは、どこでくらしたいですか。(○は1つだけ)

「今の施設」が22.1%と最も多く、次いで「自宅、アパートなど」が20.0%となっています。



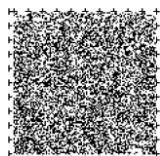
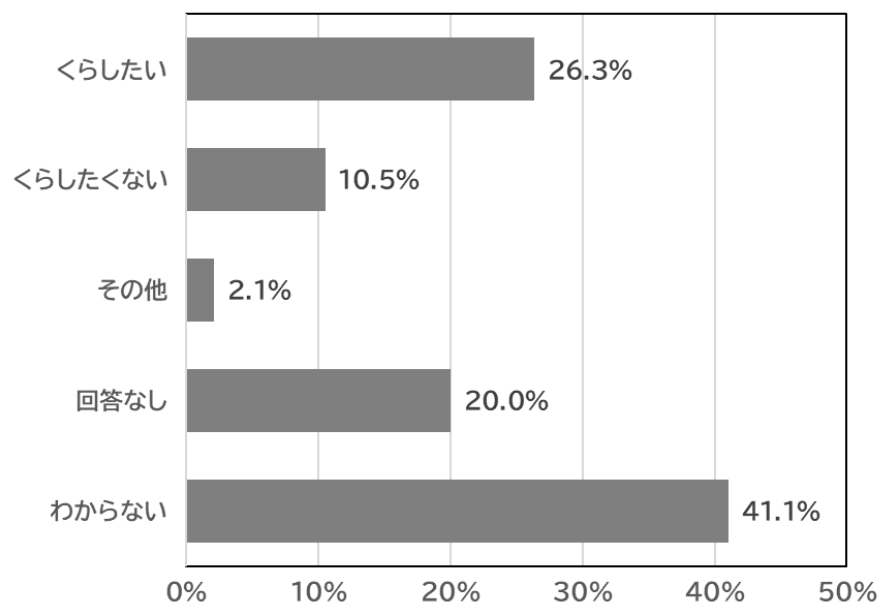
問 あなたは、誰と暮らしたいですか。(○は1つだけ)

「家族」が18.9%と最も多く、次いで「施設の人」が17.9%、「一人で暮らしたい」が11.6%となっています。



問 あなたは、古河市でくらしたいですか。(○は1つだけ)

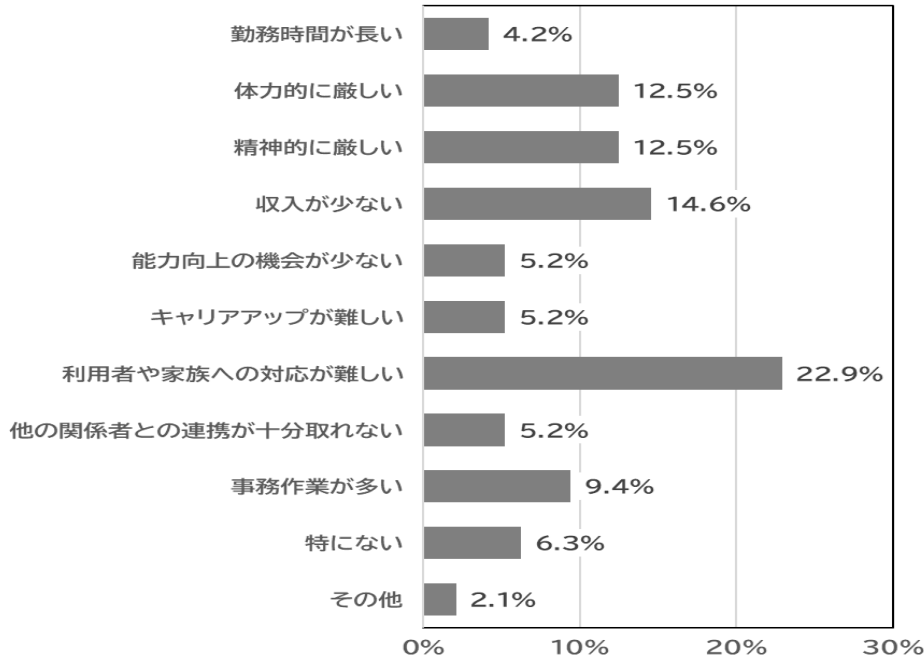
「くらしたい」が26.3%、「くらしたくない」が10.5%となっています。



(3) 障害福祉サービス事業者等アンケート

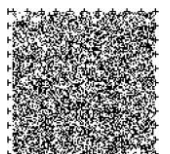
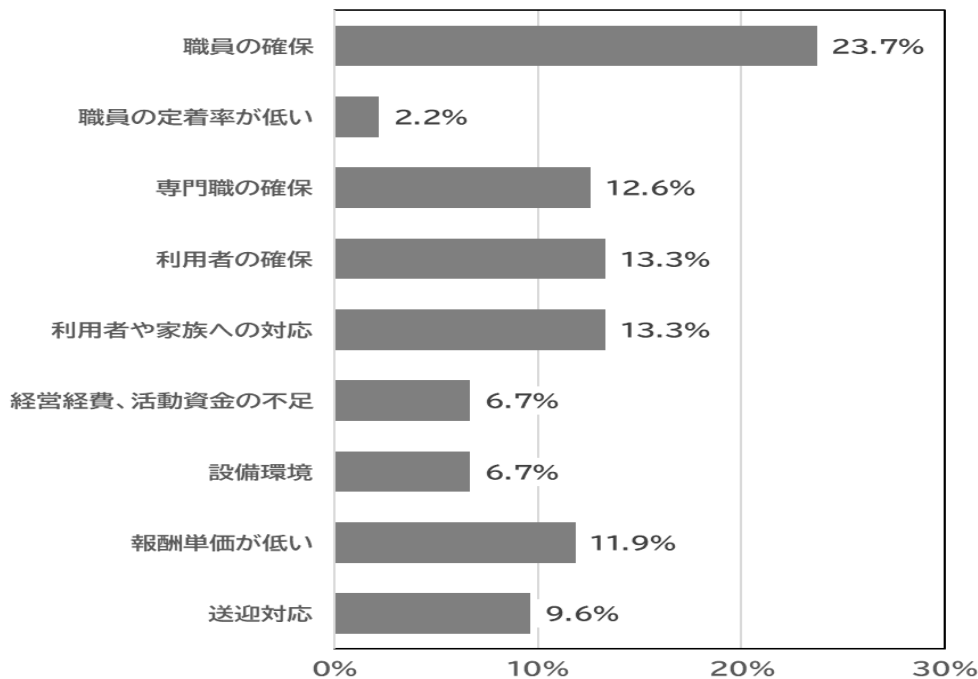
問 5 貴事業所職員の方は、どのようなことに困っていますか。

「利用者や家族への対応が難しい」が22.9%と最も多く、次いで「収入が少ない」が14.6%となっています。

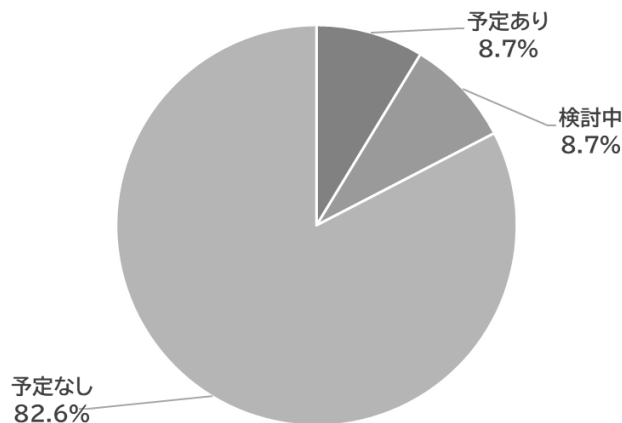


問 貴事業所において、運営上の課題はどのようなことですか。

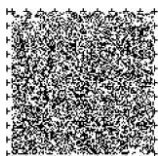
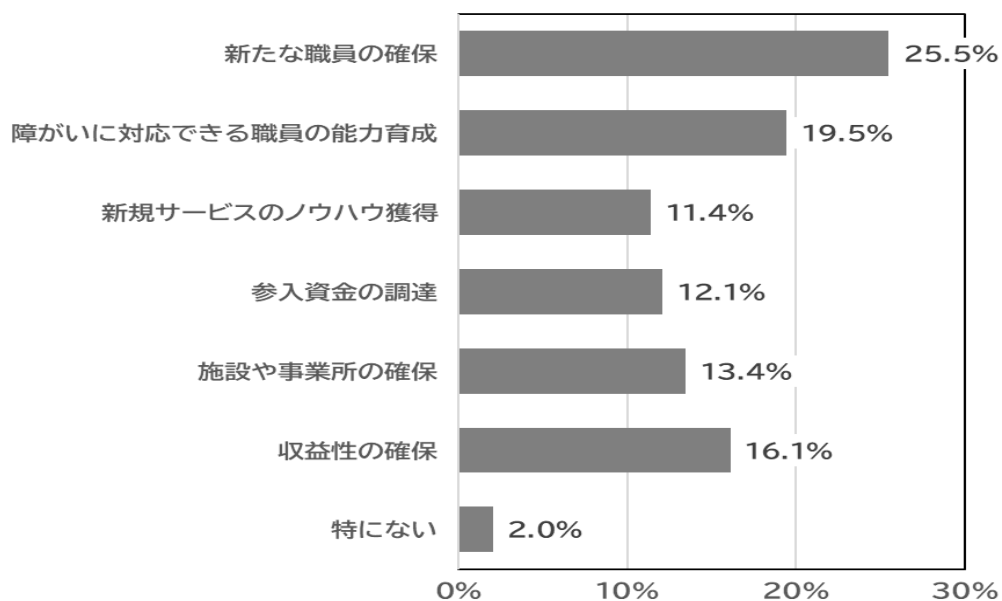
「職員の確保」が23.7%と最も多く、次いで「利用者の確保」、「利用者や家族への対応」が13.3%となっています。



問 貴事業所において、新たに新規事業(サービス)を始める予定はありますか。
 「予定あり」が 8.7%、「検討中」が 8.7%、「予定なし」が 82.6%となっています。

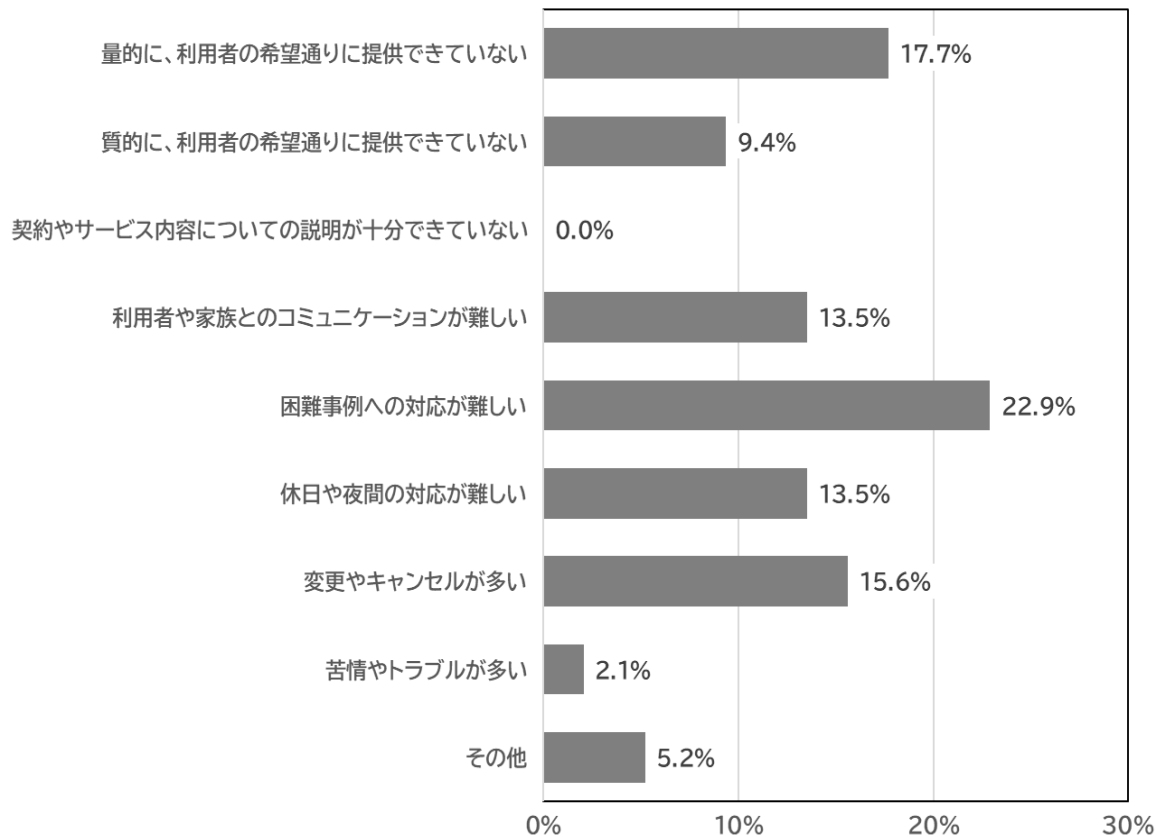


問 新規事業(サービス)を新たに始めるにあたり課題となることは何ですか。
 「新たな職員の確保」が 25.5%と最も多く、次いで「障がいに対応できる職員の能力育成」が 19.5%となっています。



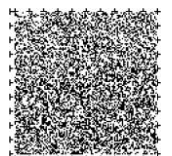
問 貴事業所においてサービスを提供する上で、課題となっていることは何ですか。

「困難事例への対応が難しい」が 22.9%と最も多く、次いで「量的に、利用者の希望通りに提供できていない」が 17.7%となっています。



問 貴事業所では、今後の障害福祉施策の充実に向けて、どのようなことが必要だと思いますか。

- 高齢化する利用者の具体的対応。(医療的ケアが必要であるが、看護師の配置ができない。)ケアマネとの連携等。
- 将来を見据えた GH 見学や短期入所利用への手続きの説明を保護者対象に行う。
- 医療との連携。
- 障がい児・者の居場所支援。
- 介護保険訪問介護事業との並行と、ヘルパーの高齢化及び人員不足により現状の新規受け入れは難しいです。
- ご家族様や学校の先生、他の事業所との円滑で密な連携が必要だと考えています。
- 障がい児が自立した生活ができるよう地域の連携、状況に応じて柔軟性がもてるような体制があったらいいと思います。
- 相談支援専門員の確保。
- 日常的に障がい者(児)の方や保護者様が、気軽に安心して集まれる場所、施設の充実。



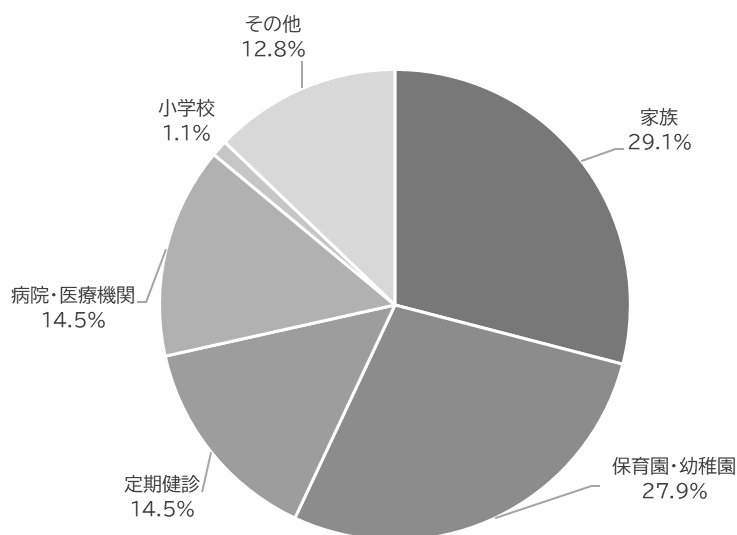
問 18 貴事業所として、市に望むことはどのようなことですか。

- 障がい者理解や利用者さんよりの質の高い生活を保障するため、市がイニシアチブをとり実践研修の企画立案をお願いしたい。
- 保育所・幼稚園等における障害児の受け入れ支援(子ども福祉課だけでなく、障がい福祉課も連携するなど縦割りだけでなく横の柔軟な連絡も必要。
- 勉強会・研修など開いて頂き出来るだけの職員が参加し勉強する機会を作って欲しい。

(4) 障害児福祉サービス利用児童アンケート

問 お子さんの障がいや発達課題に気づいたきっかけは何でしたか。

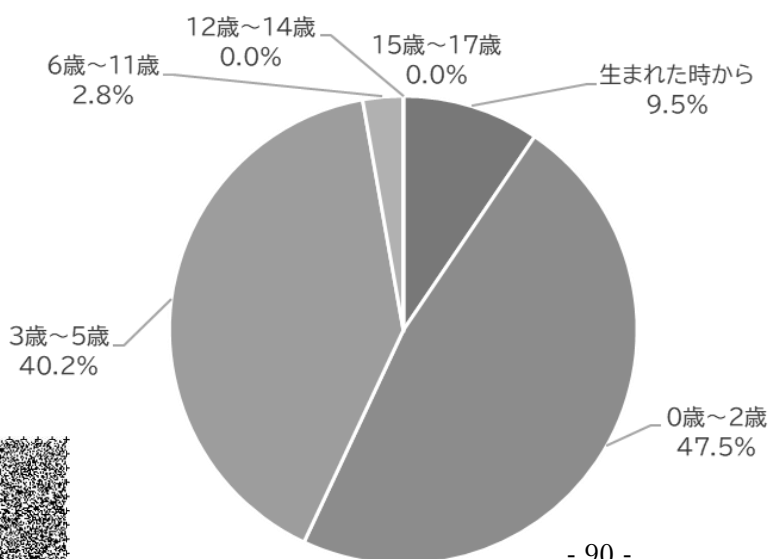
お子さんの障がいや発達課題に気づいたきっかけとして、「家族」が 29.1%と最も多く、次いで、「保育園・幼稚園」が 27.9%、「定期健診」、「病院・医療機関」が 14.5%となっています。



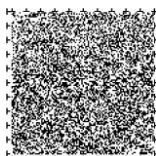
項目	度数	構成比
家族	52	29.1%
保育園・幼稚園	50	27.9%
定期健診	26	14.5%
病院・医療機関	26	14.5%
小学校	2	1.1%
その他	23	12.8%
合計	179	100%

問 お子さんの障がいや発達課題に気づいた時期はいつでしたか。

お子さんの障がいや発達課題に気づいた時期について、「0歳～2歳」が 47.5%と最も多く、次いで「3歳～5歳」が 40.2%、「生まれた時から」が 9.5%となっています。

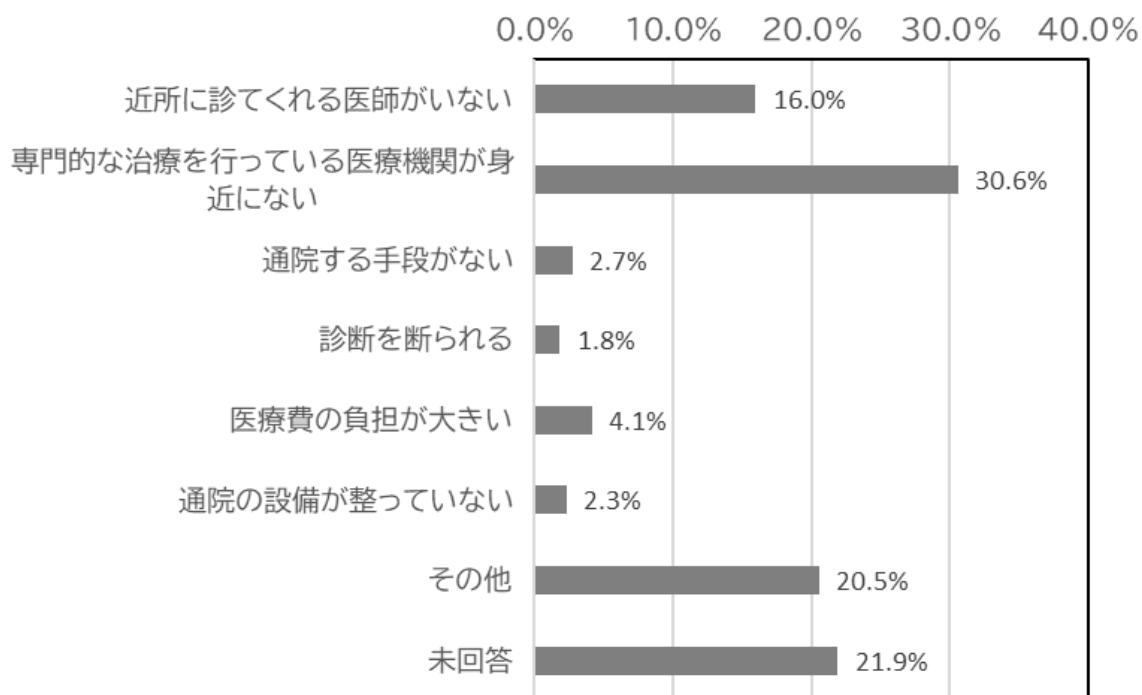


項目	度数	構成比
生まれた時から	17	9.5%
0歳～2歳	85	47.5%
3歳～5歳	72	40.2%
6歳～11歳	5	2.8%
12歳～14歳	0	0.0%
15歳～17歳	0	0.0%
合計	179	100%



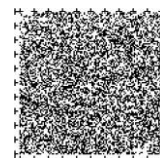
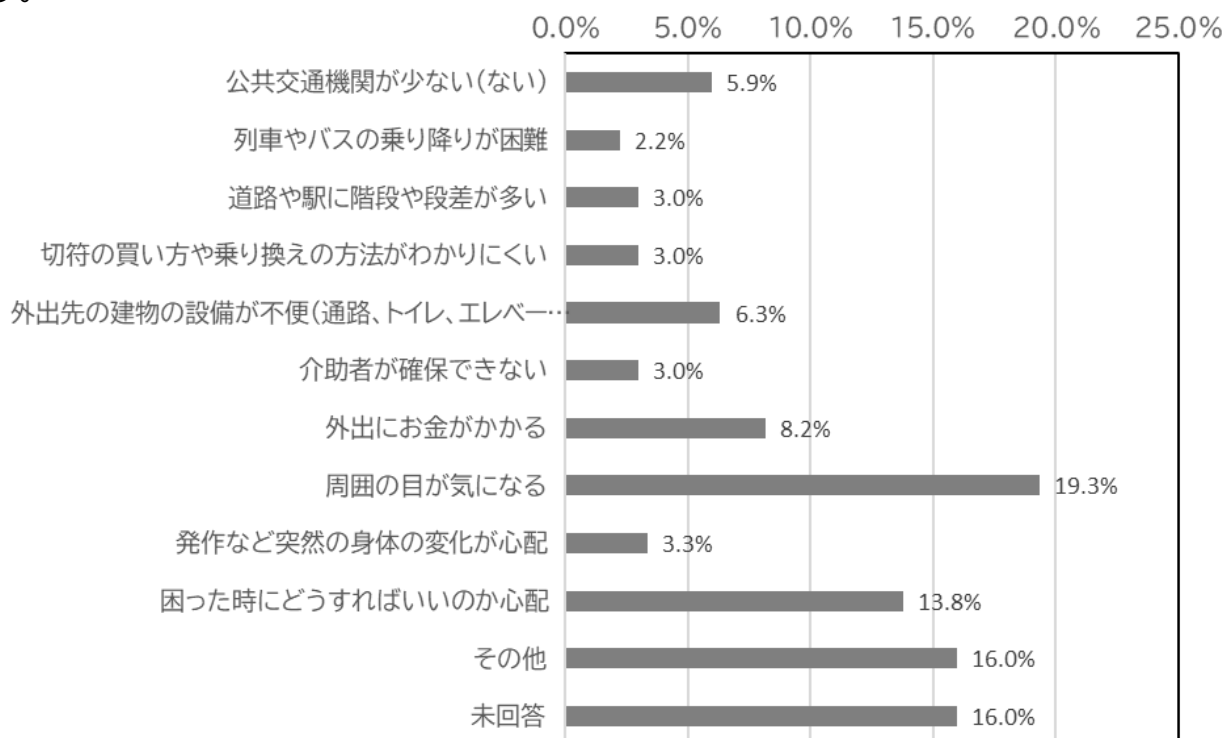
問 お子さんの医療について困っていることは何ですか。

回答として、「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」が30.6%で最も多く、次いで、「その他」が20.5%となっています。



問 お子さんと外出する時に困ることはなんですか。

回答として、「周囲の目が気になる」が19.3%で最も多く、次いで、「その他」が16.0%となっています。

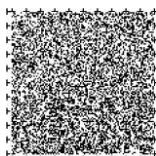


問 今後、お子さんへの福祉サービスでどのようなサービスがあれば良いと思いますか。

- 困ったときに相談しやすい場所が増えてほしい
- 情報を集めるのが苦手な人が情報を得られるように、資料がたくさん置いてあるスペースがほしい。障害を持った子供を連れて行けるカフェが併設してあると嬉しい。
- 幼稚園や学校まで、看護師など医療的ケアの出来るスタッフが送迎し、幼稚園や学校に同行してくれるサービスがあると良いと思います。
- 何をするにしても障がいを理解してくれる人が増えるといい。
- 障がい者でも受け入れてくれる病院を教えて欲しい。
- 学校が休みの時に障害者スポーツや芸術活動など余暇を楽しめるサービスがあればいいと思う。又健常者と一緒にスポーツなどに参加できるようなサポートサービスがあればいいと思う。スポーツなどをとおして健常者にも理解が深まれば生活しやすくなると思う。
- ペアレントトレーニングなどの、保護者同士が勉強&交流&情報交換できる機会が欲しいです。極端に託児ができないことが多いので、託児つきだと本当にありがたいです。
- 気兼ねなく何でも相談できる場所を増やしてほしい。

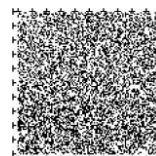
問 お子さんが自宅や地域で生活していくためにはどのような支援が必要ですか。

- 家族以外の方に病院等の付き添いをお願いすることや、交通の便を良くする支援が必要かと思えます。
- 小学校から中学に入るなど、進学の際に、学校間で連携し、特性を理解していただける環境整備をお願いしたいです。
- 地域にどのような支援があるのか分からないので、まずは周知をお願いします。
- 発達相談の出来る医師を増やしたり、発達障害(特に目に見えにくい障害)の認知を定型発達の子供達にも広めていくような支援がほしいです。
- 障がい児を見てくれる口腔センターが出来てほしいです。
- 障がい者について理解してもらえるような教育サービスを提供していただければと思います。



問 障がい福祉サービスや行政の取組について、何か意見やご要望がありましたら、お書きください。

- 一般の幼稚園や学校に障害児も通えるよう、バリアフリー化や、ケア職員の増員等、進めて頂けるとありがたいです。また、福祉サービスについてまだまだ知らないことがたくさんあるので、行政の方から周知頂けると大変助かると思います。
- 本人も障がいを持っているが、きょうだいも障がいを持っており(知的障がい、自閉症)、親なきあと、本人への負担が少なくなるように、きょうだい児の支援を手厚くしてほしい。とりこぼされないようにしてほしい。
- 多様性社会になった今、障害だけでなくグレーゾーンと言われる子も含めると、教育現場では先生達がとても大変な印象を受けます。是非教育機関の中にも福祉的な役割が積極的に介入して行くシステムを考えて行ってほしいです。古河市は他の自治体と比較した時に、子育てや教育、福祉、医療などまだまだ弱い、時代に遅れを取っている印象を受けます。
- 市役所によるセーフティネット(例えば、発達支援を必要とする家庭に対するサポート体制、ぐるんぱの運用など)を活用させていただいている立場としては、十分な内容だと思っています。特に、ぐるんぱでの支援は、成果がありましたので、大変感謝しております。
ただ、そのセーフティネットを使うためには、自分の子供が発達障がいであることを認知する必要があります。その認知に至るまでに、親として様々な葛藤が生じます。
- 家族(特に母親)の悩みは尽きないと思うので、そこに寄り添ってくれると心強いです。



第7期古河市障害福祉計画・第3期古河市障害児福祉計画

令和6年（2024年）3月

発行：古河市 福祉部 障がい福祉課
〒306-0221 茨城県古河市駒羽根 1501 番地
古河市総和福祉センター「健康の駅」内
電話 0280-92-4919 FAX 0280-92-5594
<http://www.city.ibaraki-koga.lg.jp/>

